

地方税法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

【目次】

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（第一条関係）	一
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（第二条関係）	一一〇三
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（第三条関係）	三一九
○ 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）	（第四条関係）	三五一
○ 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）	（第五条関係）	三七一
○ 地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）	（第六条関係）	四〇二
○ 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）	（第七条関係）	四〇六
○ 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）	（第八条関係）	四一一
○ 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）	（第九条関係）	四一四
○ 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）	（第十条関係）	四一七
○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）	（附則第二十九条関係）	四二〇
○ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）	（附則第三十二条関係）	四二五
○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）	（附則第三十二条関係）	四三〇
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）	（附則第三十三条関係）	四三五

地方税法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正 (地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号))

改 正 後	目次	改 正 前
	第一章～第八章 略 第九章 地方税共同機構 第一節～第三節 略 第四節 業務 (第七百八十二条～第七百九十条の二) 第五節～第八節 略 附則	第一章～第八章 略 第九章 地方税共同機構 第一節～第三節 略 第四節 業務 (第七百八十二条～第七百九十条) 第五節～第八節 略 附則
	(更正、決定等の期間制限の特例)	(更正、決定等の期間制限の特例)
第十七条の六 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間の満了する日が、前条の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間においても、することができる。	第十七条の六 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間の満了する日が、前条の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間においても、することができる。	第十七条の六 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間の満了する日が、前条の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間においても、することができる。
四 第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができる期限について第二十条の五第二項又は第二十条の五の二第一項若し	一～三 略	一～二 略
四 第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができる期限について第二十条の五第二項又は第二十条の五の二		

くは第二項の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う加算金の決定 当該更正の請求があつた日の翌日から起算して六月間

2及び3 略

(災害等による期限の延長)

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、次項の規定の適用がある場合を除き、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

2| 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）の故障その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者であつて、当該期限までに当該行為のうち、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（次項において「機構」という。）を経由して行う同号イに掲げる通知の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるとときは、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、当該理由がなくなつた日から二月を超えてはならない。

の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う加算金の決定 当該更正の請求があつた日の翌日から起算して六月間

2及び3 略

(災害等による期限の延長)

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

3

総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、地方団体の長及び機構に通知しなければならない。

(延滞金の免除)

第二十条の九の五

第二十条の五の二第一項又は第二項の規定により地方税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には、その地方税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

2 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その地方税に係る延滞金（第十五条の九の規定による免除に係る部分を除く。）につき、当該各号に定める期間に対応する部分の金額を限度として、免除することができる。

一及び二 略

三 前二号のいずれかに該当する事実に類する事実が生じた場合で政令で定める場合 政令で定める期間

(寄附金税額控除)

第三十七条の二

道府県は、所得割の納稅義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の四（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額（当該納稅義務者が前年中に特例控除対象寄附金 を支出し、当該特例控除対象

(延滞金の免除)

第二十条の九の五

第二十条の五の二 の規定により地方税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には、その地方税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

2 地方団体の長は、次の各号の一 に該当する場合には、その地方税に係る延滞金（第十五条の九の規定による免除に係る部分を除く。）につき、当該各号に掲げる期間に対応する部分の金額を限度として、免除することができる。

一及び二 略

三 前各号の一 に該当する事実に類する事実が生じた場合で政令で定める場合 政令で定める期間

(寄附金税額控除)

第三十七条の二

道府県は、所得割の納稅義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の四（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額（当該納稅義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の

寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二及び三 略

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による

第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これら

合計額が二千円を超える場合には、当該百分の四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区

に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二及び三 略

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

に類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に關し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいづれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及

び第十項において「指定の取消し」という。)をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

8| 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9| 第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金（第一項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

10| 第二項から第八項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

11| 第一項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

2|

前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

12|
14| 略
一〇三 略

3|
5| 略
一〇三 略

(個人の道府県民税の申告等)

第四十五条の二 第二十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日まで

に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書

を、第三百十七条の二第一項の市町村民税に関する申告書と併せて、賦

課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは第三十四条第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三十二条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三十七条の二第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第十

(個人の道府県民税の申告等)

第四十五条の二 第二十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日まで

に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書

を、第三百十七条の二第一項の市町村民税に関する申告書と併せて、賦

課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは第三十四条第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三十二条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三十七条の二第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第二

一項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに第三百十七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

一〇八 略

2〇5 略

（法人の道府県民税の申告納付）

第五十三条 略

2〇43 略

44 法人税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものについて、同条第九項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第七十五条の二第九項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額について、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定を適用することができる。

45 法人税法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているものが、同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当

項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに第三百十七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

一〇八 略

2〇5 略

（法人の道府県民税の申告納付）

第五十三条 略

2〇43 略

44 法人税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものについて、同条第九項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第七十五条の二第九項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額について、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定を適用することができる。

45 法人税法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているものが、同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当

該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）については、同項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定を適用することができる。

46
略

（中間申告を要しない法人の事業税の申告納付）

第七十二条の二十五 略

2 前項の場合において、同項の法人（外国法人で第七十二条の九第一項に規定する納税管理人を定めないでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるもの（同条第二項の認定を受けたものを除く。）を除く。次項において同じ。）が、災害その他やむを得ない理由（次項及び第五項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により決算が確定しないため、各事業年度に係る所得割等又は収入割をそれぞれ前項の期限までに申告納付することができないときは、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定により当該期限が延長されたときを除き、事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）の承認を受け、その指定した日までに申告納付することができる。

該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）については、同項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二の規定を適用することができる。

46
略

（中間申告を要しない法人の事業税の申告納付）

第七十二条の二十五 略

2 前項の場合において、同項の法人（外国法人で第七十二条の九第一項に規定する納税管理人を定めないでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるもの（同条第二項の認定を受けたものを除く。）を除く。次項において同じ。）が、災害その他やむを得ない理由（次項及び第五項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により決算が確定しないため、各事業年度に係る所得割等又は収入割をそれぞれ前項の期限までに申告納付することができないときは、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定により当該期限が延長されたときを除き、事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）の承認を受け、その指定した日までに申告納付することができる。

3 略

4 第一項の場合において、同項の法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。次項及び第七項において同じ。）が各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度（第二項の規定の適用に係る事業年度を除く。）に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第一項の期限までに申告納付することができないときは、当該法人は、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定により当該期限が延長された場合を除き、事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）の承認を受け、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割を申告納付することができる。

5 13 略

14 第三項又は第五項の規定の適用を受けている法人について当該事業年度終了の日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、第二項又は第四項及び第二十条の五の二第一項又は第二項の規定を適用することができます。

15 略

3 略

4 第一項の場合において、同項の法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。次項及び第七項において同じ。）が各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度（第二項の規定の適用に係る事業年度を除く。）に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第一項の期限までに申告納付することができないときは、当該法人は、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定により当該期限が延長された場合を除き、事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）の承認を受け、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割を申告納付することができる。

5 13 略

14 第三項又は第五項の規定の適用を受けている法人について当該事業年度終了の日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、第二項又は第四項及び第二十条の五の二第一項又は第二項の規定を適用することができます。

(災害等による期限の延長に係る中間申告納付の特例)

第七十二条の二十七 第二十条の五の二第一項の規定に基づく条例の定めるとところにより、又は同条第二項の規定により、申告及び納付に関するところにより、前条第一項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の次条第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第一百五十一条の二 道府県は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は第七百四十七条の二第一項の規定により第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項の規定による申告書又は報告書の提出を行うときは、前条第三項から第六項までの規定によるほか、当該道府県の条例で定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を総務省令で定める方法により徴収することができる。

(災害等による期限の延長に係る中間申告納付の特例)

第七十二条の二十七 第二十条の五の二の規定に基づく条例の定めるとところにより、前条第一項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の次条第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第一百五十一条の二 道府県は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請及び

次条第一項の規定による申告書又は報告書の提出を行う場合には、前条第三項から第六項までの規定によるほか、当該道府県の条例の定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を総務省令で定める方法により徴収することができる。

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納稅義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納稅義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の六（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納稅義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の六（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納稅義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）に対する寄附金（当該納稅義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納稅義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 及び三 略

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納稅義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納稅義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の六（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納稅義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）に対する寄附金（当該納稅義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納稅義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 及び三 略

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定

非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

2|

前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3|

前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に關し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

- 4| 第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。
- 5| 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 6| 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいづれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。
- 7| 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 8| 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 9| 第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金（第十項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。
- 10| 第二項から第八項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
- 11| 第一項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて
- 2| 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて

得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

一〇三 略

12
14 略

（市町村民税の申告等）

第三百十七条の二 第二百九十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係る

得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

一〇二 略

3
5 略

（市町村民税の申告等）

第三百十七条の二 第二百九十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係る

ものを除く。）若しくは第三百十四条の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するもの）を除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第十一項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするもの（除く。）並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一八 略
28 略

（法人の市町村民税の申告納付）

第三百二十二条の八 略

29 略

40 法人税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この項及び第三百二十七条第一項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第七十五条の二第九項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用が

ものを除く。）若しくは第三百十四条の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するもの）を除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第二項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするもの（除く。）並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一八 略
28 略

（法人の市町村民税の申告納付）

第三百二十二条の八 略

29 略

40 法人税法第七十四条第一項又は第一百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この項及び第三百二十七条第一項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第七十五条の二第九項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用が

ある場合には、同法第七十五条の二第九項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定を適用することができる。

41 法人税法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているものが、同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）については、同項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定を適用することができる。

42 略

（事業所税の課税標準の特例）

第七百一条の四十一 略

2 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十九条第一項第六号の助成金

ある場合には、同法第七十五条の二第九項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定を適用することができます。

41 法人税法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けているものが、同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）については、同項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定を適用することができる。

42 略

（事業所税の課税標準の特例）

第七百一条の四十一 略

2 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定

の支給に係る施設又は設備に係るものに限る。)において行う事業に対して課する資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定について、当該事業に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

3 及び 4 略

(総務大臣への報告)

第七百九十条の二 機構は、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、第七百六十二条第一号イに掲げる通知を行いう者のうち全部又は一部のものが当該通知を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができないと認めるとき(当該理由となつた事象が総務省令で定める軽微なものであるときはを除く。)は、直ちに、当該事象の状況その他の総務省令で定める項目を総務大臣に報告しなければならない。

附 則

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等)

第三条の三 略

2 道府県は、当分の間、三十五万円に道府県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額

めの支給に係る施設又は設備に係るものに限る。)において行う事業に対して課する資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定について、当該事業に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

3 及び 4 略

附 則

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等)

第三条の三 略

2 道府県は、当分の間、三十五万円に道府県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額

と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一及び二 略

三 当該納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3及び4 略

5 市町村は、当分の間、三十五万円に市町村民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 略

二 当該納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第

と第二号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一及び二 略

三 当該納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3及び4 略

5 市町村は、当分の間、三十五万円に市町村民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 略

二 当該納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第

五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 略

6 略

第五条の四の二 道府県は、平成二十二年度から平成四十五年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十三年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納稅義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納稅義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額（当該金額が三万九千円（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円）を超える場合には、三万九千円（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円）。以下この項にお

五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 略

6 略

第五条の四の二 道府県は、平成二十二年度から平成四十三年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十三年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納稅義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納稅義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額（当該金額が三万九千円（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円）を超える場合には、三万九千円（当該納稅義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円）。以下この項にお

いて「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十七項まで若しくは第四十二条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

二 略

2| 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知书が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。)

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において第三百十七条の六第一項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者から第四十五条の

いて「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは第四十二条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

二 略

2| 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の三及び第三十七条の四の規定の適用については、第三十七条の三中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四の二第一項」と、第三十七条の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四の二第一項」とする。

3| 道府県民税の所得割の納稅義務者が、居住年が平成二十六年から平成三十三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十四項に規定する特別特定取得に該当す

る同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

4| 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5| 市町村は、平成二十二年度から平成四十五年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十三年までの各年である場合に限る。）において、前条第六項の規定

二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合の四の規定の適用については、第三十七条の三及び第三十七条の四の規定の適用については、第三十七条の三中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四の二第一項」と、第三十七条の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四の二第一項」とする。

3| 道府県民税の所得割の納稅義務者が、居住年が平成二十六年から平成三十三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得

る同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

4| 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5| 市町村は、平成二十二年度から平成四十三年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十二年までの各年である場合に限る。）において、前条第六項の規定

の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額（当該金額が五万八千五百円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円）を超える場合には、五万八千五百円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円）。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十七項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等

の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額（当該金額が五万八千五百円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円）を超える場合には、五万八千五百円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円）。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十七項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等

二 略

二 略

7| 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一| 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）

二| 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において第三百十七条の六第一項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者から第三百十七条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中ににおいて給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

6| 前項の規定の適用がある場合における第三百十四条の八及び第三百

十四条の九第一項の規定の適用については、第三百十四条の八中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四の二第五項」と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四の二第五項」とする。

7| 市町村民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成

9| 第六項の規定の適用がある場合における第三百十四条の八及び第三百

十四条の九第一項の規定の適用については、第三百十四条の八中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四の二第六項」と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四の二第六項」とする。

三十三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項

に規定する特定取得又は同条第十四項に規定する特別特定取得に該当す

る同条第一項に規定する場合における第五項の規定の適用については、同項中等の金額を有する場合における第六項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「百分の四」とあるのは「百分の五・六」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万九千百円」と、「七万八千円」とあるのは「十万九千二百円」とする。

8| 前二項に定めるもののほか、第五項の規定の適用に関し必要な事項は
、政令で定める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第五条の五 第三十七条の二の規定の適用を受ける道府県民税の所得割の納稅義務者が、同条第十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項、附則第三十五条の二第一項、附則第三十五条の二の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第三十七条の二第十一項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納稅義務者が前年中に支出した同条第二項に規定する特例控除対象寄附金の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に

三十二年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号

に規定する特定取得に該当す

る同条第一項に規定する場合における第六項の規定の適用については、同項中等の金額を有する場合における第七項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「百分の四」とあるのは「百分の五・六」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万九千百円」と、「七万八千円」とあるのは「十万九千二百円」とする。

10| 前三項に定めるもののほか、第六項の規定の適用に関し必要な事項は
、政令で定める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第五条の五 第三十七条の二の規定の適用を受ける道府県民税の所得割の納稅義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項、附則第三十五条の二第一項、附則第三十五条の二の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第三十七条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納稅義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に

該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)とする。

一 第三十五条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三十七条の二第十一項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第三十五条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第三十七条の二第十一項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三(5) 略

2 第三百十四条の七の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納税義務者が、同条第十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第五項、附則第三十三条の三第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条第五項、附則第三十五条の二第五項、附則第三十五条の二の二第五項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるときは、第三百十四条の七第十一項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当

該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)とする。

一 第三十五条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三十七条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第三十五条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第三十七条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三(5) 略

2 第三百十四条の七の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第五項、附則第三十三条の三第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条第五項、附則第三十五条の二第五項、附則第三十五条の二の二第五項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるときは、第三百十四条の七第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当

該納税義務者が前年中に支出した同条第二項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

一 第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合
当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三百十四条の七第十一項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第三百十四条の三第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合
当該課税退職所得金額について、第三百十四条の七第十一項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三・五 略

第五条の六 平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第十一項並びに前条第一項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の二第十一項第一号の表

該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

一 第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合
当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三百十四条の七第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第三百十四条の三第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合
当該課税退職所得金額について、第三百十四条の七第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三・五 略

第五条の六 平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第二項並びに前条第一項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の二第二項第一号の表

百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超える三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超える六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超える九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超える千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超える四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第一項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

2 平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第十一項並びに前条第二項（これららの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三百十四条の七第十一項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超える三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超える六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超える九百万円以下の金

百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超える三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超える六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表九百万円を超える千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超える四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第一項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分的六十」とあるのは「百分的五十九・三七」と、同項第五号中「百分的七十五」とあるのは「百分的七十四・六八五」とする。

2 平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第二項並びに前条第二項（これららの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三百十四条の七第二項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超える三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超える六百九十五万円以下の金額の項中「百分的七十」とあるのは「百分的六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超える九百万円以下の金

額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超える千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超える四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第五条の七 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の二第一項及び第十一項並びに附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条の二第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定

額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超える千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超える四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超える金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第五条の七 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに

、「掲げる寄附金

（租税特別措置法第四条の五第一項の規定

の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

2 稟税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三百四十四条の七第一項及び第十一項並びに附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百四十四条の七第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（稟税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第六条 略
2 4

の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

2 稟税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三百四十四条の七第一項及び第二項並びに附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百四十四条の七第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに

附則第五条の五第二項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（稟税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第六条 略
2 4

5 市町村は、前項に規定する各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第三百七十七条の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市町村民税の所得割の額は、第三百十三条から第三百十四条の三まで、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三百十三条から第三百十四条の三まで、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

6 略

5 市町村は、前項に規定する各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第三百七十七条の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市町村民税の所得割の額は、第三百十三条から第三百十四条の三まで、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三百十三条から第三百十四条の三まで、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

6 略

(個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

等)

第七条 第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項から第三項まで及び第六項において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する者（特例控除対象寄附金）を支出する年の年分の所得税について所得税法第一百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第一百二十二条（第一項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、特例控除対象寄附金について第三十七条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第十一項の規定によつて控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税の所得割について第四十五条の二の規定による申告書の提出（第四十五条の三第一項の規定により第四十五条の二第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第六項第二号において同じ。）を要しないと見込まれるものに限る。次項から第四項までにおいて「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第四十五条の二第三項の規定による申告書の提出（第四十五条の三第一項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、特例控除対象寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県

(個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

等)

第七条 第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金（以下この項から第三項まで及び第六項において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する者（地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第一百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第一百二十二条（第一項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、地方団体に対する寄附金について第三十七条の二第一項（同号に係る部分に限る。）及び第二項の規定によつて控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税の所得割について第四十五条の二の規定による申告書の提出（第四十五条の三第一項の規定により第四十五条の二第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第六項第二号において同じ。）を要しないと見込まれるものに限る。次項から第四項までにおいて「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第四十五条の二第三項の規定による申告書の提出（第四十五条の三第一項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体

<p>の知事又は市町村若しくは特別区の長（以下この項から第六項までにおいて「都道府県知事等」という。）に対し、第八項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書の送付の求めと併せて、当該都道府県知事等から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面（次項、第五項及び第六項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求める都能够。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項から第六項までにおいて「申告特例の求め」という。）は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金 を支出する年（第四項から第六項までにおいて「申告特例対象年」という。）に支出する特例控除対象寄附金 について申告特例の求めを行う都道府県知事等の数が五以下であると見込まれる場合に限り、行う都能够。</p> <p>3 申告特例の求めは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 当該申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金 の額</p> <p>四及び五 略</p>

<p>4 申告特例の求めを行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、申告特例対象年の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行つた都道府県知事等に対し、総務省令で定めるところにより、第十一項の規定による市町村民税に関する変更の届出と併せて、当該変更があつた事項その他総務省令で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>4 申告特例の求めを行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、申告特例対象年の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長 に対し、総務省令で定めるところにより、第十一項の規定による市町村民税に関する変更の届出と併せて、当該変更があつた事項その他総務省令で定める事項を届け出なければならない。</p>

。

5 都道府県知事等は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第三項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十二項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書と併せて、申告特例通知書を送付しなければならない。

6 申告特例の求めを行つた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行つた者が申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金に係る。申告特例の求め及び前項の規定による申告特例通知書の送付（第四号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかつたものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

一及び二 略

三 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した都道府県知事等の数が五を超えたとき。

四 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、前項の規定により申告特例通知書の送付を受けた市町村長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なつたとき。

。

5 地方団体の長は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第三項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十二項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書と併せて、申告特例通知書を送付しなければならない。

6 申告特例の求めを行つた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行つた者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び前項の規定による申告特例通知書の送付（第四号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかつたものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

一及び二 略

三 当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が五を超えたとき。

四 当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書の送付を受けた市町村長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なつたとき。

8 第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項から第十項まで及び第十三項において「特例控除対象寄附金」といいう。）を支出する者（特例控除対象寄附金）を支出する年の年分の所得税について所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第二百二十二条（第一項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、特例控除対象寄附金について第三百十四条の七第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第十一項の規定によつて控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税の所得割について第三百十七条の二第一項から第五項までの規定による申告書の提出（第三百十七条の三第一項の規定により第三百十七条の二第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一条第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第十三項第二号において同じ。）を要しないと見込まれるものに限る。次項から第十一項までにおいて「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第三百十七条の二第三項の規定による申告書の提出（第三百十七条の三第一項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一条第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、特例控除対象寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別

8 第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（以下この項から第十項まで及び第十三項において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する者（地方団体に対する寄附金）を支出する年の年分の所得税について所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第二百二十二条（第一項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、地方団体に対する寄附金について第三百十四条の七第一項（同号に係る部分に限る。）及び第二項の規定によつて控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税の所得割について第三百十七条の二第一項から第五項までの規定による申告書の提出（第三百十七条の三第一項の規定により第三百十七条の二第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一条第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第十三項第二号において同じ。）を要しないと見込まれるものに限る。次項から第十一項までにおいて「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第三百十七条の二第三項の規定による申告書の提出（第三百十七条の三第一項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一条第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に

区の長（以下この項から第十三項までにおいて「都道府県知事等」という。）に対し、当該都道府県知事等から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面（次項、第十二項及び第十三項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

9 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金を支出する年（第十一項から第十三項までにおいて「申告特例対象年」という。）に支出する特例控除対象寄附金について申告特例の求めを行う都道府県知事等の数が五以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。

10 申告特例の求めは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

一及び二 略

三 当該申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金の額

四及び五 略

11 申告特例の求めを行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、申告特例対象年の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行つた都道府県知事等に対し、総務省令で定めるところにより、当該変更があつた事項その他総務省令で定める事項を届け出なければならない。

12 都道府県知事等は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年

対し、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面（次項、第十二項及び第十三項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

9 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年（第十一項から第十三項までにおいて「申告特例対象年」という。）に支出する地方団体に対する寄附金について申告特例の求めを行う地方団体の長の数が五以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。

10 申告特例の求めは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

一及び二 略

三 当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額

四及び五 略

11 申告特例の求めを行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、申告特例対象年の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、総務省令で定めるところにより、当該変更があつた事項その他総務省令で定める事項を届け出なければならぬ。

12 地方団体の長は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年

の翌年の一月三十一日までに、第十項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

13 申告特例の求めを行つた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申告特例の求めを行つた者が申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金に係る。申告特例の求め及び前項の規定による申告特例通知書の送付（第四号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかつたものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

一及び二 略

三 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した都道府県知事等の数が五を超えたとき。

四 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した市町村長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なつたとき。

14 略

の翌年の一月三十一日までに、第十項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

13 申告特例の求めを行つた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申告特例の求めを行つた者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る。申告特例の求め及び前項の規定による申告特例通知書の送付（第四号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかつたものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行つた者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

一及び二 略

三 当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が五を超えたとき。

四 当該申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付を受けた市町村長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なつたとき。

14 略

第七条の二 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三十

第七条の二 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三十

七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第五項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、申告特例控除額を当該納税義務者の第三十七条の二第一項及び第十一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第三十七条の二第十一項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三十五条第二項に規定する課税総所得金額から第三十七条第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

3 略

4 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第十二項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、申告特例控除額を当該納税義務者の第三百十四条の七第一項及び第十一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

5 前項の申告特例控除額は、第三百十四条の七第十一項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額から第三百十四条の六第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

略

七条の二第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第五項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第三十七条の二第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第三十七条の二第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三十五条第二項に規定する課税総所得金額から第三十七条第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

3 略

4 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第十二項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第三百十四条の七第一項及び第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

5 前項の申告特例控除額は、第三百十四条の七第二項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額から第三百十四条の六第一号イに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

略

(法人の道府県民税及び市町村民税の非課税)

第七条の五 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものに対する第二十五条第一項及び第二百九十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「定めるもの」とあるのは、「定めるもの」及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの」とする。

第七条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（第三項において「大会」という。）の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この項及び次項において「大会関連外国法人」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下の条において「特定事業年度」と

いう。)に限り、第二十四条第一項の規定にかかるらず、道府県民税の均等割及び法人税割を課することができない。ただし、大会関連外国法人が租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業(以下この条において「大会関連事業」という。)以外の事業を行う場合は、この限りでない。

2 大会関連外国法人は、当該大会関連外国法人が道府県の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が大会関連事業のみである場合には、当該大会関連外国法人の特定事業年度に限り、第五十三条第一項の規定にかかわらず、当該道府県の知事に対しては、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

3 市町村は、恒久的施設を有する外国法人(第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。)のうち大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者(以下この条において「大会関連外国法人」という。)に対しては、当該大会関連外国法人の特定事業年度に限り、第二百九十四条第一項の規定にかかわらず、市町村民税の均等割及び法人税割を課することができます。ただし、大会関連外国法人が大会関連事業以外の事業を行う場合は、この限りでない。

4 大会関連外国法人は、当該大会関連外国法人が市町村の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が大会関連事業のみである場合には、当該大会関連外国法人の特定事業年度に限り、第三百二十一条の八第一項の規定にかかわらず、当該市町村の長に対しては、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

（法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例）

第八条 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第四項に規定する中小企業者等（以下この条において「中小企業者等」という。）の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項又は同法第四十二条の四第七項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の四」とあるのは、「第四十二条の四第一項」とする。

2 中小企業者等の平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、前項の規定の適用については、同項中「又は同法第四十二条の四第七項」とあるのは「（同法第四十二条の四第五項又は第六項）の規定により読み替えて適用される場合を含む。」又は同条第七項」と

、「第四十二条の四第一項」とあるのは「第四十二条の四第一項から第三項まで

」とする。

3 当分の間、租税特別措置法第六十八条の九第四項に規定する中小連絡親法人又は当該中小連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第

（法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例）

第八条 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第三項に規定する中小企業者等（以下この条において「中小企業者等」という。）の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項又は同法第四十二条の四第六項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の四」とあるのは、「第四十二条の四第一項」とする。

2 中小企業者等の平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、前項の規定の適用については、同項中「又は同法第四十二条の四第六項」とあるのは「（同法第四十二条の四第四項又は第五項）の規定により読み替えて適用される場合を含む。」又は同条第六項」と、「「第四十二条の四第一項」とあるのは「第四十二条の四第一項第四号イ」と、「「第四十二条の四第一項」とあるのは「〔第四十二条の四第一項及び第二項〕と、〔〕及び第六十六条の九の三」とあるのは「〔並びに第六十六条の九の三〕と、第二十三条第一項第四号口及び第二百九十二条第一項第四号口中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第二項」と、「及び第四十二条の十二の六」とあるのは「並びに第四十二条の十二の六」とする。

3 当分の間、租税特別措置法第六十八条の九第三項に規定する中小連絡親法人又は当該中小連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第

二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この条及び附則第八条の二の二において同じ。）がある連結子法人（法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この条及び附則第八条の二の二において同じ。）（以下この条において「中小連結親法人等」という。）の各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該連結事業年度の連結法人税額（法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の九第四項又は第七項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の九、」とあるのは、「第六十八条の九第一項、」とする。

4 中小連結親法人等の平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、前項の規定の適用については、同項中「又は第七項」とあるのは「（同条第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第七項」と、「第六十八条の九第一項、」とあるのは「第六十八条の九第一項から第三項まで、」と、「第六十八条の二の二において同じ。）（以下この条において「中小連結親法人等」という。）の各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該連結事業年度の連結法人税額（法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の九第三項又は第六項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の九、」とあるのは、「第六十八条の九第一項、」とする。

二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この条及び附則第八条の二の二において同じ。）がある連結子法人（法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この条及び附則第八条の二の二において同じ。）（以下この条において「中小連結親法人等」という。）の各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該連結事業年度の連結法人税額（法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の九第三項又は第六項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の九、」とあるのは、「第六十八条の九第一項、」とする。

4 中小連結親法人等の平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、前項の規定の適用については、同項中「又は第六項」とあるのは「（同条第四項又は第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）第六項又は第七項」と、「第六十八条の九第一項、」とあるのは「〔第六十八条の九第一項及び第二項、〕と、「及び」とあるのは「並びに」とする。

(事業税の非課税)

第八条の五 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十�号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものに対する第七十二条の五第一項及び第七十二条の二十四の七第五項の規定の適用については、第七十二条の五第一項第五号中「に限る。」第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）とあるのは「（第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十�号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの（同項において「特定組織変更後農業協同組合連合会」という。）に限る。）」と、第七十二条の二十四の七第五項第一号中「特定農業協同組合連合会」とあるのは「特定農業協同組合連合会及び特定組織変更後農業協同組合連合会」とする。

第八条の六

道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第七十二条第一項第五号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政

令で定める者（以下この条において「大会関連外国法人」という。）が行う租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（次項において「大会関連事業」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（次項において「特定事業年度」という。）に限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、事業税を課すことができない。

2 大会関連外国法人は、当該大会関連外国法人が道府県の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が大会関連事業のみである場合には、当該大会関連外国法人の特定事業年度に限り、第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項並びに第七十二条の二十八第一項及び第三項の規定にかかるらず、当該道府県の知事に対しては、これらの規定による申告書を提出することを要しない。

（事業税の課税標準の特例）

第九条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に

（事業税の課税標準の特例）

第九条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に

、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「資本金の額に二を乗じて得た額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

- 2 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行及び同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

3 略

- 4 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成二十四年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額（第七十二条の

、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「資本金の額に二を乗じて得た額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

- 2 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行及び同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

3 略

- 4 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成二十四年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額（第七十二条の

二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。以下この項から第七項までにおいて同じ。）から、当該資本金等の額に六分の五の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第四項」とする。

5 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資本金等の額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第五項」とする。

6 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資本金等の額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第五項」とする。

6 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資本金等の額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第五項」とする。

二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。以下この項から第七項までにおいて同じ。）から、当該資本金等の額に六分の五の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第五項」とする。

第六項」とする。

7 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成三十六年三月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資本金等の額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第七項」とする。

一及び二 略

8 及び9 略

10 ガス供給業（第七十二条の二第一項第二号に規定するガス供給業をいう。以下この項において同じ。）を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガス事業法第二条第四項に規定する託送供給を受けてガスの供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成二十年四月一日から平成三十四年三月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該ガスの供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

第六項」とする。

7 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資本金等の額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第七項」とする。

一及び二 略

8 及び9 略

10 ガス供給業（第七十二条の二第一項第二号に規定するガス供給業をいう。以下この項において同じ。）を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガス事業法第二条第四項に規定する託送供給を受けてガスの供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成二十年四月一日から平成三十四年三月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該ガスの供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

11 株式会社地域活性化支援機構に対する第七十二条の二十一第一項

11 株式会社地域活性化支援機構に対する第七十二条の二十一第一項

の規定の適用については、平成二十一年四月一日から平成三十六年三月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

12
12
21
略

22| 特定吸収分割会社（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者であつた者であつて、平成二十七年六月二十四日から平成三十二年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業、同項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電

の規定の適用については、平成二十一年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

12
12
21
略

事業又は同項第十四号に規定する発電事業のいずれかを當む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関する有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものを行う場合には、当該特定吸収分割承継会社との間で行う事業年度の収入金額は、平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

（不動産取得税の非課税）

第十条 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う同法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関等の同法第二条第十三項に規定する事業の譲受け等若しくは同法第二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等又は同法附則第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託（同法附則第十条第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係るものに限る。）を受けて行う資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該あ

（不動産取得税の非課税）

第十条 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う同法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関等の同法第二条第十三項に規定する事業の譲受け等若しくは同法第二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等又は同法附則第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託（同法附則第十条第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係るものに限る。）を受けて行う資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該あ

つせん又は当該委託の申出が平成十三年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかるらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 略

3 道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社、同法第二百七十三条の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該委託の申出が平成三十三年三月三十日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかるらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 及び 5 略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十一條 農業經營基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十一年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（

つせん又は当該委託の申出が平成十三年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかるらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 略

3 道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社、同法第二百七十三条の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該委託の申出が平成三十一年三月三十日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかるらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 及び 5 略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十一條 農業經營基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十一年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（

当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該三分の一に相当する額又は当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除するものとする。

2 略

3 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同法第四条第一項の規定による届出を行つたものに限る。）で政令で定めるものが同法第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に掲げる宅地又は建物をいう。以下この項から第五項まで及び第十三項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する信託会社等が、同法第二条第三項に規定する投資信託で政令で定めるものの引受けにより、同法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に

当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該三分の一に相当する額又は当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除するものとする。

2 略

3 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同法第四条第一項の規定による届出を行つたものに限る。）で政令で定めるものが同法第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の宅地）又は建物をいう。以下この項から第五項まで及び第十三項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する信託会社等が、同法第二条第三項に規定する投資信託で政令で定めるものの引受けにより、同法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に

従い同法第二条第一項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

5 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（同法第一百八十七条の登録を受けたものに限る。）で政令で定めるものが、同法第六十七条第一項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

6 略

7 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一を参酌して十分の一以上十分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を

従い同法第二条第一項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月二十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

5 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（同法第一百八十七条の登録を受けたものに限る。）で政令で定めるものが、同法第六十七条第一項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

6 略

7 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一を参酌して十分の一以上十分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を

価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。

8及び9 略

10 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対し課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

11 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が二分の一を超える場合には、二分の一）を乗じて得た額を価格から控除する

価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。

8及び9 略

10 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対し課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

11 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が二分の一を超える場合には、二分の一）を乗じて得た額を価格から控除する

ものとする。

- 12 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築を平成三十一年三月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築を平成三十一年二月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するため独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」とする。

- 13 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第九項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者で総務省令で定めるもの（第二号において「特

ものとする。

- 12 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築を平成三十一年三月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するため独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」とする。

- 13 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第九項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者で総務省令で定めるもの（第二号において「特

定適格特例投資家限定事業者」という。)が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで¹⁶の間に行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

一小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者(不動産特定共同事業法第二十二条の二第三項に規定する小規模特例事業者(次号において「小規模特例事業者」という。)に限る。)に係る不動産イ昭和五十七年一月一日前に新築された家屋のうち、政令で定める用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要なものとして政令で定めるもの

口略

14及び15略

二略

16租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第

四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画(同法第十三条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより政令

定適格特例投資家限定事業者」という。)が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十六号)の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

一小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者(不動産特定共同事業法第二十二条の二第三項に規定する小規模特例事業者(次号において「小規模特例事業者」という。)に限る。)に係る不動産イ昭和五十七年一月一日前に新築された家屋のうち、政令で定める用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要なもの

口略

14及び15略

二略

16租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第

四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画(同法第十三条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより政令

で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

17

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人が同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象特定公共施設等」という。）の整備に関する事業に限る。）により整備する対象特定公共施設等の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

（不動産取得税の減額等）

第十四条の四 道府県は、心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金

の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一

で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

（不動産取得税の減額等）

第十四条の四 道府県は、心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるも

の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成二十三

年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

3 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成三十三年三月三十日までにした場合における第七十三条の二十四第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成三十三年三月三十日までに行われたときに限り」と、「住宅（政令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するため独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するため独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

4 道府県は、宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対

年改正法の施行日の翌日から平成三十一年三月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

3 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成三十一年三月三十日までにした場合における第七十三条の二十四第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成三十一年三月三十日までに行われたときに限り」と、「住宅（政令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するため独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するため独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

4 道府県は、宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対

象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するため独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までの間に行われたとき限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5 略

6 道府県は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を

象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するため独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までの間に行われたとき限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5 略

6 道府県は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を

行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

7 略

（自動車取得税の非課税）

第十二条の二 道府県は、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対して

行つた後、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

7 略

（自動車取得税の非課税）

第十二条の二 道府県は、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対して

は、自動車取得税を課すことができない。

2 道府県は、次に掲げる自動車（第百十三条第二項に規定する自動車をいう。以下この条から附則第十二条の二の五までにおいて同じ。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次条及び附則第十二条の二の四において同じ。）を受けるものの取得が平成三十一年九月三十日までに行われた場合には、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課すことができない。

一〇三 略

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条及び附則第十二条の二の四において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号、次条及び附則第十二条の二の四において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

は、自動車取得税を課すことができない。

2 道府県は、次に掲げる自動車（第百十三条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十二条の二の五までにおいて同じ。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次条及び附則第十二条の二の四において同じ。）を受けるものの取得が平成三十一年三月三十日までに行われた場合には、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課すことができない。

一〇二 略

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条及び附則第十二条の二の四において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条の二の四において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 略

口及びハ 略

(2) 略

五 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条及び附則第十二条の二の四第二項第四号において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号、次条及び附則第十二条の二の四第二項第四号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号、次条及び附則第十二条の二の四第二項第四号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ii) 略

口及びハ 略

(2) 略

五 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

六 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条及び附則第十二条の二の四第四項第五号において同じ。）

イ及びロ 略

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超える七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（次条及び附則第十二条の二の四第四項第五号において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号、次条及び附則第十二条の二の四第四項第五号において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)

略

六 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）

イ及びロ 略

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超える七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（次条及び附則第十二条の二の四第四項第五号において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)

略

(自動車取得税の税率の特例)

第十二条の二の二 略

2

ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで

あつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに

限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第十二条の二の

四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除

く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年

九月三十日までに行われたときに限り、第百十九条及び前項の規定に

かかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場

合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た

率とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の

排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の

排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(自動車取得税の税率の特例)

第十二条の二の二 略

2

次に掲げる自動車

で初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第十二条の二の四第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び前項の規定に

かかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た

率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化

物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸

化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は

次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は

口 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

一及び二 略

4 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

一 次のいづれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の四第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

一及び二 略

4 次に掲げる自動車

で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は附則第十二条の二の四第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいづれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいづれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

化物の値の二分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

口 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次にいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物

の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第一百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の五十を乗じて得た率とする。

一次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化

物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は附則第十二条の二の四第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の五十を乗じて得た率とする。

一次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化

物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

口及びハ 略

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

三 略

6 ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかるらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ及びロ 略

二 略

6 次に掲げる自動車

で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十二条の二の四第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかるらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次いだれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令

で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかるわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の七十五を乗じて得た率とする。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令

で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当すること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸

化物の値の四分の一を超えないこと。

口 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸

化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸

化物の値の二分の一を超えないこと。

口 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(ii) (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

口 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物

及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

口 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次に百分の百五を乗じて得た数値以上であるもの

いづれにも該当するもので総務省令で定めるもの

いづれにも該当すること。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及

び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める
窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに

8

次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十二条の二の四第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第二項から前項まで又は附則第十二条の二の四第六項から第十三項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに

限り、第百十九条及び第一項の規定にかかるらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一及び二 略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第十二条の二の四

次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一～八 略

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十五万円を控除して得た額」とする。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

限り、第百十九条及び第一項の規定にかかるらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一及び二 略

(自動車取得税の課税標準の特例)

第十二条の二の四

次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一～八 略

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十五万円を控除して得た額」とする。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

二 附則第十二条の二の二第二項 又は第三項第一号に掲げるガソリン自動車

三 略

四 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

五 略

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という

一 附則第十二条の二の二第二項第一号又は第三項第一号に掲げるガソリン自動車

二 附則第十二条の二の二第二項第二号に掲げる石油ガス自動車

三 略

四 略

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という

。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十二条の二の二第四項 又は第五項第一号に掲げるガソリン自動車

二 略

三 附則第十二条の二の二第五項第二号に掲げる石油ガス自動車

四 附則第十二条の二の二第五項第三号ハに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

4 次に掲げる自動車(以下この項において「第四種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十二条の二の二第六項 又は第七項第一号に掲げるガソリン自動車

二 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸

。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十二条の二の二第四項第一号又は第五項第一号に掲げるガソリン自動車

二 略

三 附則第十二条の二の二第四項第二号に掲げる石油ガス自動車

四 附則第十二条の二の二第五項第二号ハに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

4 次に掲げる自動車(以下この項において「第四種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 附則第十二条の二の二第六項第一号又は第七項第一号に掲げるガソリン自動車

二 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸

化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

口 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

四| 三|

略

附則第十二条の二の二第七項第二号に掲げる石油ガス自動車

四| 三| 二|

略

附則第十二条の二の二第六項第二号に掲げる石油ガス自動車

五|

軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該

当する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令

用自動車に限る。）

附則第十二条の二の二第七項第二号ハに掲げる軽油自動車（電力併

で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
(2) 平成二十一一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

一（三）略

6 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。

一（二）略

6 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価

額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

一及び二 略

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十二条の二の四第七項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一及び二 略

8 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一～三 略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図

額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とする。

一及び二 略

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十二条の二の四第七項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一及び二 略

8 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一～二 略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図

るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもののが取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日

までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

るための装置（以下この項から第十二項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもののが取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超える十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超える八トン以下のトラック（総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第十二項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超える十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第十二項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超える八トン以下のトラック（総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第十三項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

四 車両総重量が八トンを超える二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきもの

10

車両総重量が八トンを超える二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以後に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以後に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以後に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合する車両総重量が八トンを超える二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以後に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以後に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以後に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受け取るもの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

10

車両総重量が八トンを超える二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以後に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以後に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以後に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合する車両総重量が八トンを超える二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以後に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以後に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以後に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受け取るもの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11

車両総重量が二十トンを超える二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以後に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以後に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御裝

11|

次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一〇三 略

12| バス等又は車両総重量が三・五トンを超える八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超える二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

13| バス等及び車両総重量が三・五トンを超える二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に

置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたとき、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一〇二 略

14| 車両総重量が八トンを超える二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

13
略

（自動車税の税率の特例）

第十二条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。同項第二号において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。次項第三号において同じ。）

14
略

（自動車税の税率の特例）

第十二条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第三項第三号において同じ。）

適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十日（車両総重量が八トンを超えるトランクにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

いて同じ。）並びにバス（一般乗用用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成三十一年度分の自動車税に係る第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

略

いて同じ。）並びにバス（一般乗用用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

略

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

略

2 前項の規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項	第三項	前二項	前二項（附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四項	第三項	前二項	前二項（附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第一項及び第二項（これ			

<p>3 </p> <p>次に掲げる自動車に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成二十九年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>一 電気自動車</p> <p>二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び第五項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号及び第五項第二号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">第五項</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">前各項</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">同項及び第二項（これら規定を附則第十二条の第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前二項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 5px;"></td><td style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 5px;"></td><td style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 5px;"></td></tr> </tbody> </table>	第五項	前各項	同項及び第二項（これら規定を附則第十二条の第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前二項			
第五項	前各項	同項及び第二項（これら規定を附則第十二条の第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前二項					

十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。第五項第三号において同じ。）

四 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第五項及び第六項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」といいう。）に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項から第六項までにおいて「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第五項第五号において同じ。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定め

るもの（第五項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

第一項第二号イ	第一項第一号口															第一項第一号イ				
	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百七百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円	九千五百円	八千五百円	七千五百円
二千円	二万八千円	二万二千円	一万九千五百円	一万七千円	一万四千五百円	一万三千円	一万円	九千円	七千五百円	一千円	七千円	六千円	五千五百円	四千円	三千五百円	二千五百円	二千円	二千円		

第一項第三号イ(1)	第一項第二号八(2)	第一項第二号八(1)	第一項第二号口																			
二万四千五百円	一万二千円	二万六百円	一万二百円	一万五千百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	二万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円
四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百円	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	一千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円

第一項第一号	第一項第四号	第一項第三号口												第一項第三号イ(2)								
四千七百円	三千七百円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円
千二百円	千円	五百円	五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	八千五百円	一万六千円	一万三千円	一万四千五百円	一千五百円	一千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	五千円	四千五百円		

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成二十九年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号イ

二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円	九千五百円	八千五百円	七千五百円
一万四千円	一万二千円	一万五百円	九千円	八千円	七千円	五千円	四千五百円	四千円

六千三百円	五千二百円	六千三百円	三千三百円	八千円	二千円	一千六百円
六千三百円	五千二百円	六千三百円	三千三百円	八千円	二千円	一千六百円

第一項第二号口		第一項第二号イ															第一項第一号口						
二万六千円	一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万五千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	二万五千円	四万七百円
八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万三千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五千五百円	四万四千円	三万八千五百円	三万三千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万二千五百円	一万七千五百円	一万五千円	二万五百円	

第一項第三号イ(2)		第一項第三号イ(1)										第一項第二号八(2)		第一項第二号八(1)					
五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万二千円	二万六百円	二万二百円	一万五千百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	二万五百円	二万五百円
二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万五千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円

2

次に掲げる自動車に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5

次に掲げる自動車に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第三号口	六万四千円	三万二千円
第一項第四号	四万九千円	二万五百円
第二項第一号	五万七千円	二万八千五百円
第一項第三号口	六万五千五百円	三万三千円
第一項第四号	六万三千円	三万七千円
第二項第一号	四万五千五百円	三万三千円
第二項第二号	四万三千円	三万七千円
八千円	三千二百円	二千五百円
六千三百円	五千二百円	三千二百円
五千二百円	六千三百円	二千三百円
四千七百円	四千七百円	二千三百円
三千七百円	三千七百円	二千三百円
二千三百円	二千三百円	二千三百円
一千八百円	一千八百円	一千八百円
第一項第三号口	四万五千五百円	三万三千円
第一項第四号	六万五千五百円	三万三千円
第二項第一号	六万五千五百円	三万三千円
第二項第二号	六万五千五百円	三万三千円
八千円	三千二百円	二千五百円
六千三百円	五千二百円	三千二百円
五千二百円	六千三百円	二千三百円
四千七百円	四千七百円	二千三百円
三千七百円	三千七百円	二千三百円
二千三百円	二千三百円	二千三百円
一千八百円	一千八百円	一千八百円

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超えるトントン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）

四 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘査して総務省令で定めるエネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下この項において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定められたもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率

「という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。

第一項第一号イ

二万五百円	五千五百円	四千五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	九千五百円	八千五百円	七千五百円
-------	-------	-------	---------	---------	-------	-------	-------

に適合するもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準

「という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、

窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度

の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準

に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、

第一項第二号口	第一項第二号イ															第一項第一号口						
八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	四万七百円	二万七千二百円	二万三千六百円
二千円	一千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二千五百円	二万八千円	二万二千円	一万九千五百円	一万七千円	一万三千円	一万余円	一万余円	九千円	七千五百円	七千五百円	一万五百円	七千円	六千円

第一項第三号イ(2)	第一項第三号イ(1)	第一項第一号ハ(2)	第一項第二号ハ(1)	一万五千円	二万五百円	一万六千円	二万五千五百円	三万円	二万五千五百円	三万五千五百円	六千五百円	三万五千五百円	三万五百円	二万五千五百円	三万五百円	四千円	三千円	
四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	二万五百円	五千五百円	
一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	二千円	一千六百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円

第一項第三号口	五万五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
第一項第四号	六万四千円	一万六千円
	三万三千円	八千五百円
第二項第一号	四万千円	一万五百円
	五万七千円	一万五千円
第二項第二号	六万五千五百円	一万二千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万五千円
	四千五百円	一千五百円
	六千円	六千五百円
	三千七百円	二万五千円
	四千七百円	一万六千五百円
	五千二百円	一万两千五百円
	六千三百円	八千五百円
	五千二百円	九千五百円
	六千三百円	一万千円
	五千二百円	一万五千円
	八千円	一万五千五百円
	二千円	一万八千五百円

3

エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の

6

エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の

適用を受ける自動車を除く。）に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第一項第一号イ
第一項第一号口 | 七千五百円 | 四千円 | 四千五百円 | 五千円 | 五千円 | 八千五百円 | 九千五百円 | 一万三千八百円 | 一万五千七百円 | 一万七千九百円 | 一万五百百円 | 二万七百円 | 二万三千六百円 | 二万三千二百円 | 二万五千五百円 |
|--------------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 五万八千円 | 五万八千円 | 五万九千円 | 四万五千円 | 三万五千五百円 | 三万五千五百円 | 三万五千五百円 | 三万五千五百円 | 二万九千五百円 | 二万九千五百円 | 二万九千五百円 | 二万九千五百円 | 二万七千五百円 |
| 二万九千円 | 二万九千円 | 二万五千五百円 |
| 五万八千円 | 五万八千円 | 五万九千円 | 四万五千円 | 三万五千五百円 | 三万五千五百円 | 三万五千五百円 | 三万五千五百円 | 二万九千五百円 | 二万九千五百円 | 二万九千五百円 | 二万九千五百円 | 二万七千五百円 |

適用を受ける自動車を除く。）に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号八(1)	第一項第二号口															第一項第二号イ														
	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	九千五百円	一万五千円	一万五千五百円	二万五千五百円	三万八千五百円	四万四千円	五万五千五百円	六千五百円	七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万五千五百円	二万五千五百円	三万三千五百円	四万五千五百円	五万五千五百円	六千五百円	七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万五千五百円	二万五千五百円	三万三千五百円	四万五千五百円	五万五千五百円		
七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万五千五百円	一万五千五百円	二千四百円	一千四百円	二千五百円	三千五百円	六千円	四千五百円	六千五百円	七千五百円	九千五百円	一万五千五百円	二万五千五百円	三万三千五百円	四万五千五百円	五万五千五百円		
四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千五百円	一万五千五百円	二千五百円	一千五百円	二千五百円	一千五百円	二千五百円	三千五百円	六千円	四千五百円	六千五百円	七千五百円	九千五百円	一万五千五百円	二万五千五百円	三万三千五百円	四万五千五百円	五万五千五百円		

第一項第三号イ(2)										第一項第二号イ(1)										第一項第一号ハ(2)									
第一項第三号口																													
七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万五千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円	二万九千円	二万六千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百円	一万二三百円	一万五百円	五千五百円	八千円	一万五千百円		
三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万四千五百円	一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円	一万九千円	一万六千円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万三千五百円	一万三千五百円	一万三千五百円	一万三千五百円	一万三千五百円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	八千円	八千円		

第一項第四号	八万三千円	四万五千円
第二項第一号	六千円	二千五百円
第二項第二号	三千七百円	三千円
	四千七百円	
	六千三百円	
	五千二百円	
	六千三百円	
	三千二百円	
	二千六百円	
	三千二百円	
	四千円	
	八千円	

(自動車税の賦課徴収の特例)

第十二条の四 道府県知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条

第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量

又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項又は第三項

の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當

第三項から前項までの規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、第二項の規定を準用する。

(自動車税の賦課徴収の特例)

第十二条の四 道府県知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条

第三項から第六項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第三項から第六項

までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當

であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

（固定資産税等の非課税）

第十四条 略

2 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域において都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に整備しかつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

3 略

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 略

2 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備（既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。）のうち、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第

であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

（固定資産税等の非課税）

第十四条 略

2 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域で政令で定めるものにおいて都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に整備しかつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

3 略

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 略

2 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備（既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。）のうち、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第

三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三項若しくは第四項の規定にかかるわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 略

二 租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第四項に規定する中小企業者等又は同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人が取得した大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの 二分の一を参考して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）

三〇六 略

3 略

4 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得した当該事業所の事業の用に供する家屋で政令で定めるものに對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかるわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第三項若しくは第四項の規定にかかるわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 略

二 租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第三項に規定する中小企業者等又は同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人が取得した大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの 二分の一を参考して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）

三〇六 略

3 略

4 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて平成二十二年改正法の施行日の翌日から平成三十一年三月三十一日までの間に取得した当該事業所の事業の用に供する家屋で政令で定めるものに對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかるわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

11 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で

1 政令で定めるもののうち、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

12 及び 13 略

14 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものが平成二十三年改正法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるもの（第二十五項）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

15 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が新たに製造された車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等

11 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するものに可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものに可燃性天然ガスを充填するための設備で

1 政令で定めるもののうち平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

12 及び 13 略

14 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものが平成二十二年改正法の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるもの（第二十四項）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

15 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が新たに製造された車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等

が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして総務省令で定めるものを平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は次項の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

16 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者、軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）が平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「製造等対象期間」という。）内

に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両（改良された車両にあつては、当該車両の当該改良された部分に限る。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、これらの車両に対して新

が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして総務省令で定めるものを平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は次項の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

16 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者、軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）又は流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する総合効率化事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社を除く。以下この項において「総合効率化事業者」という。）が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日（総合効率化事業者にあつては、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日）までの間に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準

たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が製造等対象期間内に新たに製造された車両で政令で定めるものを取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とする。

17| 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する総合効率化事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社を除く。）が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から平成三十二年三月三十日までの間に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対しても新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

18| 略
19| 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十五条に規定する認定事業により平成二十七年四月一日から平成三十三年三条に規定する認定事業により平成二十七年四月一日から平成三十一年三

たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（総務省令で定める小規模な鉄道事業者等又は総合効率化事業者が当該車両を、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合には、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とする。

18| 17| 略
19| 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十五条に規定する認定事業により平成二十七年四月一日から平成三十一年三条に規定する認定事業により平成二十七年四月一日から平成三十一年三

月三十一日までの間に新たに取得した同法第二十九条第一項第一号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の三）を乗じて得た額とする。ただし、当該家屋及び償却資産のうち同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域で施行された同法第二十五条に規定する認定事業により取得したものにあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

20及び21 略

22| 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に都市鉄道等利便増進法第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行ふ法人で政令で定めるものが当該都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得した同条第三号

19及び20 略

21| 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に都市鉄道等利便増進法第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行ふ法人で政令で定めるものが当該都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に取得した同条第三号

に規定する都市鉄道施設及び同条第四号に規定する駅附帯施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかるわらず、当該家屋及び償却資産に対しても新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

23|
26| 略

28| 27| 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるもの用に供する土地及び家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかるわらず、平成二十三年度から平成三十二年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

28| 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により同条第十二項に規定する港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。）が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港湾」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七第一項

に規定する都市鉄道施設及び同条第四号に規定する駅附帯施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかるわらず、当該家屋及び償却資産に対しても新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

22|
25| 略

27| 26| 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるもの用に供する土地及び家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかるわらず、平成二十三年度から平成三十年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

27| 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により同条第十二項に規定する港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。）が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港湾」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七第一項

若しくは第五十五条の九第一項の規定による国の貸付け若しくは特定外
貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による政府の貸付け
に係る資金の貸付けを受けて港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する
法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に
取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び
償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税
の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資
産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資
産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾
において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資
産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、特
定国際拠点港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資
産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の
二の額とする。

29| 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）

第十条第二項に規定する推進計画区域（港湾法第二条第四項に規定する
臨港地区である区域に限る。）において、津波防災地域づくりに関する
法律第十条第一項に規定する推進計画に基づき平成二十八年四月一日か
ら平成三十二年三月三十一日までの間に新たに取得され、又は改良され
た津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるもの（改良された
償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限り、第四

若しくは第五十五条の九第一項の規定による国の貸付け若しくは特定外
貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による政府の貸付け
に係る資金の貸付けを受けて港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する
法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に
取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び
償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税
の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資
産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資
産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾
において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資
産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、特
定国際拠点港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資
産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の
二の額とする。

28| 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）

第十条第二項に規定する推進計画区域（港湾法第二条第四項に規定する
臨港地区である区域に限る。）において、津波防災地域づくりに関する
法律第十条第一項に規定する推進計画に基づき平成二十八年四月一日か
ら平成三十二年三月三十一日までの間に新たに取得され、又は改良され
た津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるもの（改良された
償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限り、第四

十一項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一)を乗じて得た額とする。

30 | 33 | 略

34 | エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第二条第三項第二号に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資するものであり、かつ、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち事業の生産性の向上に特に資するものとして総務省令で定めるものであつて、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該機械類に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械類に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の十二分の一の額とする。

35 | 略

36 | 港湾法第五十条の六第二項第三号に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が同法第二条の二第三項に規定する特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助で総務省令で定めるものを受けた港湾法

十項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参照して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一)を乗じて得た額とする。

29 | 32 | 略

33 | エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第二条第三項第二号に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資するものであり、かつ、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち事業の生産性の向上に特に資するものとして総務省令で定めるものであつて、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該機械類に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械類に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

34 | 略

35 | 港湾法第五十条の六第二項第三号に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が同法第二条の二第三項に規定する特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助で総務省令で定めるものを受けた港湾法

の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

37
36
41 略

42 電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者、電気通信事業法第二条第五号に掲げる電気通信事業者その他の政令で定める者が平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に次の各号に掲げるケーブル等設備（

道路法第二

条第一項に規定する道路その他これに類するものとして政令で定めるもの（以下この項において「道路等」という。）の地下に埋設するために新設した地下ケーブルその他の総務省令で定める設備（第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該ケーブル等設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該ケーブル等設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に

の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

36
35
40 略

41 電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者、電気通信事業法第二条第五号に掲げる電気通信事業者その他の政令で定める者が平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に災害対策基本法第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画に定められた同条第二項第三号に規定する輸送に関する計画に記載された道路法第二条第一項に規定する道路その他の

政令で定めるも

の（以下この項において「緊急輸送道路」という。）の地下に埋設するために新設した地下ケーブルその他の総務省令で定める設備（第三百四十九条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の

、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た

額とする。

三分の二（同法第三十七条第一項の規定により占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された緊急輸送道路の区域の地下に埋設するために新設した当該設備にあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）の額とする。

一 道路法第三十七条第一項の規定により同法第二条第一項に規定する道路の占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された区域の地下に埋設するために新設したケーブル等設備 二 分の一

二 災害対策基本法第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画に定められた同条第二項第三号に規定する輸送に関する計画に記載された道路等の地下に埋設するために新設したケーブル等設備（前号に掲げる設備を除く。） 四分の三

略

43| 43|

平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補

略

44| 44|

平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補

助開始日」という。)の属する年の翌年の一月一日(補助開始日が一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から五年度分(その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を賦課期日とする年度分に限る。)の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合(当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一)を乗じて得た額とする。

45 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(同法第七十条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。)が都市緑地法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十六号)の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日(当該設置した日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参照して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

44 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(同法第七十条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。)が都市緑地法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十六号)の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日(当該設置した日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参照して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

114

租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に同法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価

租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に同法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価

格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

48| 略

49| 福島復興再生特別措置法第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境整備推進法人が平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象特定公共施設等」という。）の整備に関する事業に限る。）により整備した対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該対象特定公共施設等に係る工事が完了した年の翌年の一月一日（当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

50| 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に同法第十五条の規定により同法第二条第二項に規定する特定所有者不明土地について同法第十条第一項第一号に規定する土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する同法第二条第三項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の

格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

47| 略

用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、同法第十三条第二項第二号に規定する当該土地使用権の始期に該当する日（以下この項において「使用開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該使用開始日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度（当該使用開始日の属する年の一月一日から起算して四年を経過する日前に同条第二項第三号に規定する当該土地使用権の存続期間が満了する場合には、当該存続期間の満了する年の属する年の一月一日を賦課期日とする年度）までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

（日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条の二 次に掲げる固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお

（日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条の二 次に掲げる固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお

効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。)の適用があつた償却資産(これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二、第三百四十九条の三第二項、第十三項若しくは第十五項の規定又は前条第十六項若しくは第十七項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額とする。

一及び二 略

2 旅客会社が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号若しくは第六号の規定に基づき借り受け、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号の規定に基づき利用し、若しくは鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものから借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三第二項、第十三項から第十五項まで若しくは第二十五項、前条第十六項、第十七項若しくは第三十五項又は前項の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。)の適用があつた償却資産(これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二、第三百四十九条の三第二項、第十三項若しくは第十五項の規定又は前条第十六項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額とする。

一及び二 略

2 旅客会社が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号若しくは第六号の規定に基づき借り受け、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号の規定に基づき利用し、若しくは鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものから借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十八年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三第二項、第十三項から第十五項まで若しくは第二十五項、前条第十六項、第十七項若しくは第三十四項又は前項の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

(新築された住宅に対する固定資産税の減額)

第十五条の六 市町村は、昭和三十八年一月二日から平成三十二年三月三十一日までの間に新築された住宅（区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分（以下この条から附則第十五条の九の二までにおいて「専有部分」という。）のうち政令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち政令で定める家屋をいう。以下この条、次条並びに附則第十五条の八、第十五条の九第一項及び

第十五条の九の二第一項において同じ。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項、次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条から附則第十五条の八までにおいて同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

(新築された住宅に対する固定資産税の減額)

第十五条の六 市町村は、昭和三十八年一月二日から平成三十二年三月三十一日までの間に新築された住宅（区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分（以下この条から附則第十五条の九の二までにおいて「専有部分」という。）のうち政令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち政令で定める家屋をいう。以下この条、次条並びに附則第十五条の八第一項及び第三項、第十五条の九第一項並びに第十五条の九の二第一項において同じ。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項、次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八第一項から第三項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、昭和三十九年一月二日から平成三十二年三月三十日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。次条第二項において同じ。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八

の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額）

第十五条の七 市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に新築された同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅（以下この条及び附則第十五条の九の二において「認定長期優良住宅」という。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項又は次条

2 市町村は、昭和三十九年一月二日から平成三十二年三月三十日までの間に新築された中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。次条第二項において同じ。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八第一項から第三項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額）

第十五条の七 市町村は、长期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に新築された同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅（以下この条及び附則第十五条の九の二において「認定長期優良住宅」という。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項又は次条第一項から第

の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に新築された認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第一項、第三項又は第四項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

三項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に新築された認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第一項又は第三項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

(市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋等に対する固定資産税の減額)

第十五条の八 市町村は、平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築物の一部が同法による市街地再開発事業（同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業（以下この項において「第一種市街地再開発事業」という。）若しくは第二種市街地再開発事業の施行区域内又は同法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第一百八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第一百十八条の七第一項第二号に規定する者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、第四項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税

(市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋等に対する固定資産税の減額)

第十五条の八 市町村は、平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日までの間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築物の一部が同法による市街地再開発事業（同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業（以下この項において「第一種市街地再開発事業」という。）若しくは第二種市街地再開発事業の施行区域内又は同法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第一百八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第一百十八条の七第一項第二号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、第四項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税

額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額（当該家屋が第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合には、当該合算額の四分の一に相当する額）を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額（当該家屋が第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合には、当該合算額の四分の一に相当する額）を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、平成二十七年四月一日から平成三十三年三月三十日まで の間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。以下この項において同じ。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、前条第二項又は前項、次項若しくは第四項の規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅に対しても新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅（区分所有に係る家屋である貸家住宅をいう。以下この項において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以

額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額（当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合には、当該合算額の四分の一に相当する額）を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額（当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合には、当該合算額の四分の一に相当する額）を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十日まで の間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。以下この項において同じ。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、前条第二項又は前項若しくは次項の規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅に対しても新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅（区分所有に係る家屋である貸家住宅をいう。以下この項において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以

外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めることにより算定した額とする。）の三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

3 市町村は、平成十六年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十七条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第百十七条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に規定する者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、次項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額

外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めることにより算定した額とする。）の三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

3 市町村は、平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十七条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第百十七条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、次項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額

し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

4

市町村は、河川法第六条第二項（同法第百条第一項において準用する

場合を含む。）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十日までの間に、当該土地の上に当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を得した場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

一 当該家屋が移転補償金を受けた者が所有する住宅で政令で定めるものである場合 当該家屋に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者（移転補償金を受けた者）に限る。以下この号及び次号において同じ。）ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の二に相当する額（当該家屋のうち人の居住の用に供する部分で政令で定めるもの（イ及びロにおいて「特定居住用部分」という。）以外の部分を有する家屋にあつては、次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合

し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

（算額）

イ 特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅については、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の一に相当する額

ロ 特定居住用部分以外の部分 当該部分に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅については、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の一に相当する額

二 当該家屋が移転補償金を受けた者が所有する前号に規定する住宅以外の家屋である場合 当該家屋に係る固定資産税額として政令で定めることにより算定した額（区分所有に係る家屋にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の一に相当する額

（平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の二 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、平成三

十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成二十八年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の二第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 平成二十八年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地

の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の二第一項」とあるのは、「附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 | 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成二十八年四月十四日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納稅義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有していたものがあつた場合は、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納稅義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納稅義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかるわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納稅義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場

合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの(平成二十八年四月十四日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。)に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者(当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適當であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

- 6 | 第三百四十三条第六項に規定する仮換地等（平成二十八年一月二日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税について同条第六項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成二十八年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第十六条の二第一項」とあるのは「附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する

従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 | 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の二第六項」とあるのは「附則第十六条の二第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8 | 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三

項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納稅義務者」とあるのは「特定仮換地等納稅義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に對応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 | 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に對応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「特定仮換地等納稅義務者」とする。

10 | 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は政令で定める。

(土地に対して課する平成三十一年度から平成三十二年度までの各年度分

の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第十七条

この条から附則第二十九条の八までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇五 略

六 前年度課税標準額 当該年度の前年度に係る賦課期日において所在

する土地に係る固定資産税にあつてはイに掲げる額をいい、当該土地

に係る都市計画税にあつてはロに掲げる額をいう。

イ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

(2) 当該年度の前年度分
の固定資産税について

略

これらの規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該年度が平成三十年度である場合であつて、当該土地が平成二十九年度分の固定資産税について平成三十一年度改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれららの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成三十一年度である場合であつて、当該土地	略
十年法律第三号）第一	が平成三十一年度分の固定資産税につ

(土地に対して課する平成三十一年度から平成三十二年度までの各年度分

の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第十七条

この条から附則第二十九条の八までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇五 略

六 前年度課税標準額 当該年度の前年度に係る賦課期日において所在

する土地に係る固定資産税にあつてはイに掲げる額をいい、当該土地

に係る都市計画税にあつてはロに掲げる額をいう。

イ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

(2) 当該年度の前年度分
の固定資産税について

略

これらの規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該年度が平成三十年度である場合であつて、当該土地が平成二十九年度分の固定資産税について平成三十一年度改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受けるときは、当該額をこれららの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成三十一年度である場合には、当該額を得た額とし、当該年度が平成三十一	略
十年法律第三号）第一	が平成三十一年度分の固定資産税につ

(2) 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額	略	次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
(2) 当該年度の前年度分の都市計画税について 附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第	略	この規定による改正前の「平成三十年改正前の地方税法」という。）附則第十八条、第十九条第一項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地
これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が平成三十年度である場合であつて、当該土地が	略	この規定による改正前の「平成三十年改正前の地方税法」という。）附則第十八条、第十九条第一項（附則第二十九条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定による改正前の「平成三十年改正前の地方税法」という。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれ
度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）	略	度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれ

(2) 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額	略	次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
(2) 当該年度の前年度分の都市計画税について 附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第	略	この規定による改正前の「平成三十年改正前の地方税法」という。）附則第十八条、第十九条第一項（附則第二十九条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定による改正前の「平成三十年改正前の地方税法」という。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれ
これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が平成三十年度である場合であつて、当該土地が	略	度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれ
度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）	略	度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれ

二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十七条の二の規定（当該年度が平成三十年度である場合には、平成三十年改正前の地方税法附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十七条の二の規定の適用を受ける土地（当該年度の前年度において都市計画税を課されなかつた土地で同年度において都市計画税を課すべきであつたものとみなした場合においてこれらの規定の適用を受けることと

平成二十九年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成三十一年度である場合では、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成三十年度である場合には、平成三十年改正前の地方税法附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十七条の二の規定の適用を受ける土地（当該年度の前年度において都市計画税を課されなかつた土地で同年度において都市計画税を課すべきであつたものとみなした場合においてこれらの規定の適用を受けることと

二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成三十一年度又は平成三十年度である場合には、平成三十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成三十一年度又は平成三十年度である場合には、平成三十年改正前の地方税法附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十七条の二の規定の適用を受ける土地（当該年度の前年度において都市計画税を課されなかつた土地で同年度において都市計划税を課すべきであつたものとみなした場合においてこれらの規定の適用を受けることと

二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が平成三十一年度又は平成三十年度である場合には、平成三十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率

（平成三十一年度又は平成三十二年度における土地の価格の特例）

（平成三十一年度又は平成三十二年度における土地の価格の特例）

七及び八 略

（平成三十一年度又は平成三十二年度における土地の価格の特例）

七及び八 略

第十七条の二 略

2～4 略

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（平成三十二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。）に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

附則第十五条第十
三項、第二十項、

第三百四十九条

第二十三項、第二
十四項、第二十七
項、第四十三項か
ら第四十五項まで
及び第四十八項か
ら第五十項まで、

しくは第二項

附則第十七条の二第一項若

の三
第十五条の二第二
項並びに第十五条
の三

第十七条の二 略

2～4 略

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（平成三十二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。）に対して課する平成三十一年度分又は平成三十二年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

附則第十五条第十
三項、第十九項、

第三百四十九条

第二十二項、第二
十三項、第二十六
項、第四十二項、

しくは第二項

附則第十七条の二第一項若

の三
第十五条の二第二
項並びに第十五条
の三

附則第十五条第十 三項、第二十項、	第三百四十九条	略
第二十三項、第二 十四項、第二十七 項、第四十三項か ら第四十五項まで 及び第四十八項か ら第五十項まで、	しくは第二項	附則第十七条の二第一項若

6 平成三十二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成三十二年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	附則第十五条规定第十 三項、第二十項、 第二十三項、第二 十四項、第二十七 項、第四十三項か ら第四十五項まで、 及び第四十八項か ら第五十項まで、 第十五条の二第二 項並びに第十五条 の三	第三百四十九条	附則第十七条の二第一項
		附則第十五条规定第十 三項、第十九項、 第二十二項、第二 十三項、第二十六 項、第四十二項、 第四十四項、第四 十五項及び第四十 八項、 第十五条の二第二 項並びに第十五条 の三	第三百四十九条

第十八条の三 略

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 略
- 二 平成三十一年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定

6 平成三十二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成三十二年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	附則第十五条规定第十 三項、第二十項、 第二十三項、第二 十四項、第二十七 項、第四十三項か ら第四十五項まで、 及び第四十八項か ら第五十項まで、 第十五条の二第二 項並びに第十五条 の三	第三百四十九条	附則第十七条の二第一項
		附則第十五条规定第十 三項、第十九項、 第二十二項、第二 十三項、第二十六 項、第四十二項、 第四十四項、第四 十五項及び第四十 八項、 第十五条の二第二 項並びに第十五条 の三	第三百四十九条

第十八条の三 略

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 略
- 二 平成三十一年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定

める額
イ 略

口 平成三十年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三 略

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 平成三十年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

口 平成三十年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける平成三十年度類似特定用途宅地等 当該平成三十年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成三十年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資產税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受

める額
イ 略

口 平成三十年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三 略

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 平成三十年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

口 平成三十年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける平成三十年度類似特定用途宅地等 当該平成三十年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成三十年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資產税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受

ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して

得た額)

三 略

5 略

(住宅用地等に対して課する平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の固定資産税の減額)

第二十一条の二 市町村は、平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。））をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条又は第十九条の四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額することができる。

一 平成三十年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して

得た額)

三 略

5 略

(住宅用地等に対して課する平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の固定資産税の減額)

第二十一条の二 市町村は、平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。））をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条又は第十九条の四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額することができる。

一 平成三十年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　口に掲げる住宅用地等以外の住宅用地等　当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、百分の百十以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ　平成二十九年度分の固定資産税について、平成三十年改正前の地方税法附則第二十一条又は第二十二条の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用があつた住宅用地等　当該住宅用地等に係る平成二十九年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成三十年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗

じて得た額)を当該住宅用地等に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

二 平成三十一年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 平成三十年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成三十年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれららの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が平成三十一年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

三 略

2 附則第十八条第六項、第十八条の三及び第十九条の四第四項から第六

項までの規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす

じて得た額)を当該住宅用地等に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

二 平成三十一年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 平成三十年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成三十年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について

第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、

当該額をこれららの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が平成三十一年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る平成三十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

三 略

2 附則第十八条第六項、第十八条の三及び第十九条の四第四項から第六

項までの規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす

附則第十八条 第六項第三号 イ	同年度の比 準課税標準 額	同年度分の固定資産税の課税標準とな るべき価格に、当該住宅用地等の類似 土地の前年度課税標準額（当該類似土 地が平成三十年度分の固定資産税につ いて附則第二十二条の二第一項第一号 イ又はロの規定の適用を受ける土地で ある場合には、同年度分の固定資産税 に係るこれらの規定に規定する固定資 産税の課税標準となるべき額（当該類 似土地が同年度分の固定資産税につい て平成三十一年改正前の地方税法第三 百四十九条の三又は附則第十五条から 第十五条の三までの規定の適用を受け る土地であるときは、当該額をこれら の規定に定める率で除して得た額）） を当該類似土地の平成三十一年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格 で除して得た数値を乗じて得た額	略
略			

附則第十八条 第六項第三号 イ	同年度の比 準課税標準 額	同年度分の固定資産税の課税標準とな るべき価格に、当該住宅用地等の類似 土地の前年度課税標準額（当該類似土 地が平成三十年度分の固定資産税につ いて附則第二十二条の二第一項第一号 イ又はロの規定の適用を受ける土地で ある場合には、同年度分の固定資産税 に係るこれらの規定に規定する固定資 産税の課税標準となるべき額（当該類 似土地が同年度分の固定資産税につい て平成三十一年改正前の地方税法第三 百四十九条の三又は附則第十五条から 第十五条の三までの規定の適用を受け る土地であるときは、当該額をこれら の規定に定める率で除して得た額）） を当該類似土地の平成三十一年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格 で除して得た数値を乗じて得た額	略
略			

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 略

二 平成三十一年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 平成三十年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

3 略

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 平成三十年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 平成三十年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける平成三十年度類似特定用途宅地等 当該平成三十年度類

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 略

二 平成三十一年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 平成三十年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について
第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

3 略

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 平成三十年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 平成三十年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける平成三十年度類似特定用途宅地等 当該平成三十年度類

似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成三十年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前的地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三 略

5 略

第二十七条の四の二 市町村は、平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の都市計画税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条又は第二十七条の二の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額することができる。

似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成三十年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前的地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三 略

5 略

第二十七条の四の二 市町村は、平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の都市計画税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条又は第二十七条の二の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額することができる。

一 平成三十年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に

定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、百分の百十以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成三十年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ 平成二十九年度分の都市計画税について、平成三十年改正前の地方税法附則第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十九年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成三十年度分の固定資産税について平成三十一年

一 平成三十年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に

定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、百分の百十以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について

第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成三十年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ 平成二十九年度分の都市計画税について、平成三十年改正前の地方税法附則第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十九年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成三十年度分の固定資産税について

該住宅用地等が平成三十年度分の固定資産税について

改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附

則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成三十年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

二 平成三十一年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 平成三十年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成三十年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）

又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれららの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成三十一年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成三十一年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

三 略

2 附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から

第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附

則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成三十年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

二 平成三十一年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 平成三十年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成三十年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十九項を除く。）

又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれららの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成三十一年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成三十一年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

三 略

2 附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から

第六項までの規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八 条第六項第 三号イ	同年度の比 準課税標準 額	略
べき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成三十年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額））を当該類似土地の平成三十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額	べき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成三十年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成三十一年改	べき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成三十年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成三十一年改

第六項までの規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八 条第六項第 三号イ	同年度の比 準課税標準 額	略
第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額））を当該類似土地の平成三十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額	第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額））を当該類似土地の平成三十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額	第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額））を当該類似土地の平成三十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額

(軽自動車税の税率の特例)

略

第三十条

平成十八年三月三十日までに初めて道路運送車両法第六十条

第一項後段の規定による車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた三輪以上の軽自動車（電気

自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号）において同じ。）、天然ガス軽自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。同項第二号）において同じ。

（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号）において同じ。）、天然ガス軽自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

(軽自動車税の税率の特例)

略

第三十条

三輪以上

の軽自動車（電気

自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軻自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軻自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軻自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軻自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軻自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軻自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軻自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軻自動車

（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。第三項第二号及び第六項第二号において同じ。）及び第六項第一号において同じ。）、天然ガス軻自動車

十四条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

十四条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

第三項		第二項		前項	
前二項		同項各号	前項		前項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
		同項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項			

3 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気軽自動車

二 天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自

動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号及び第六項第二号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

第二号口	三千九百円	千円
五千円	六千九百円	千八百円
三千八百円	一万八百円	二千七百円
千三百円		

4 次に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第六項を除く。）において同じ。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（次号において

「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

第二号口	三千九百円	二千円
第二号ハ	六千九百円	五千四百円
一万八百円	三千五百円	
三千八百円	一千九百円	
五千円	二千五百円	

次に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間

に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの
- 二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

第二号ハ	三千九百円	三千円
五千円	六千九百円	五千二百円
三千八百円	一万八百円	八千百円
三千八百円		

2 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定

の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

6 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百四十四条第一項の規定

の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項第一号において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

第二号ハ	三千九百円	千円
六千九百円	千八百円	
一万八百円	二千七百円	
三千八百円	千円	
五千円	千三百円	

3 次に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げ

一 略

二 天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下この号及び次項第一号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

7 次に掲げる三輪以上の軽自動車

に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げ

る同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（次号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第一号において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」といいう。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次号及び次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成十七年十月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次号及び次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（次号及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

る同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率

二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率

二 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの

(次項第二号において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百三十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

第二号口	三千九百円	二千円
第二号ハ	六千九百円	三千五百円
	一万八百円	五千四百円
	三千八百円	二千五百円
	五千円	

4 | 次に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から平成三十二年度分の軽自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一及び二 略

第二号ハ	三千九百円	三千円
第二号口	六千九百円	五千二百円

8 | 次に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第四百四十四条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から平成三十二年度分の軽自動車税に限り、第五項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一及び二 略

に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

三千八百円	五千円
三千九百円	二千八百円

9

第三項から前項までの規定の適用がある場合における第四百四十四条规定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項		前項	
第三項	前二項	同項各号	前項各号
		同項（附則第三十条第三項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）	（）及び前項

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第三十条の二 市町村長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から第四項までに規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（以下この

第三十条の二 市町村長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第三項から第八項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第三項から第八項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（以下この

項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

(狩猟税の課税免除)

第三十二条 道府県は、当該道府県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。)第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十六年三月三十日までの間に行われた場合には――、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しても、狩猟税を課さないものとする。

2 道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。)が、当該道府県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一

項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

(狩猟税の課税免除)

第三十二条 道府県は、当該道府県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。)第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。)第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に行われた場合においては、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しても、狩猟税を課さないものとする。

2 道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。)が、当該道府県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一

項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十六年三月三十日までの間に行われたときは、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第三十二条の二 平成二十七年四月一日から平成三十六年三月三十日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該道府県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用され

項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十日までの間に行われたときは、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第三十二条の二 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該道府県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用され

る狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 略

（事業所税の非課税）

第三十二条の三 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの（次項において「特定農業協同組合連合会」という。）は、第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。

2 特定農業協同組合連合会は、第七百一条の四十一第一項（同項の表第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、法人税法第二条第七号の協同組合等に該当しないものとみなす。

（事業所税の課税標準の特例）

第三十三条 沖縄振興特別措置法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画において定められた同法第六条第二項第二号に規定する観光地

る狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 略

（事業所税の課税標準の特例）

第三十三条 沖縄振興特別措置法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画において定められた同法第六条第二項第二号に規定する観光地

形成促進地域において設置される同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条において同じ。）のうち平成三十三年三月三十日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合は当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該特定民間観光関連施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

2 沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成三十三年三月三十日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新

形成促進地域において設置される同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条において同じ。）のうち平成三十一年三月三十日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合は当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該特定民間観光関連施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

2 沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成三十一年三月三十日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新

設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

3

沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域において設置される同法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第十号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成三十三年三月三十日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

3

沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域において設置される同法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第十号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成三十一年三月三十日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域において設置される同法第三条第十一号に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成三十三年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三

条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成三十三年三月三十一日までに終了する事業年の事業である場合には平成三十一年六月三十日までに終了する事業年

沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域において設置される同法第三条第十一号に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成三十一年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三

条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成三十一年六月三十日までに終了する事業年

度分、当該事業が個人の事業である場合には平成三十二年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

6 平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合にはその者が補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなつた日前に終了した事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合にはその者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなつた日の属する年前の年分までに限り、当該特定事業所内保育施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額のそれぞれ四分

度分、当該事業が個人の事業である場合には平成三十年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

6 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合にはその者が補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなつた日前に終了した事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合にはその者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなつた日の属する年前の年分までに限り、当該特定事業所内保育施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額のそれぞれ四分

の三に相当する面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

7 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十三条の二 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一(一)三 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項後段中「所得割の額」と、第三十七条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、及び附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額及び附則第三十三条の二第一項中「所得割の額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額

の三に相当する面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

7 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十三条の二 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一(一)二 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項後段中「所得割の額」と、第三十七条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額

額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第二項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。

五及び六 略

4 及び 5 略

6 前項の規定のうち、特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分は、市町村民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三百十三条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市町村民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

一及び二 略

額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第二項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」とする。

五及び六 略

4 及び 5 略

6 前項の規定のうち、特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分は、市町村民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三百十三条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市町村民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

一及び二 略

第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇三 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、附則第五条第三項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第六項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第五項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則

第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇二 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、附則第五条第三項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第六項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第五項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則

第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の
金額の合計額」とする。

五及び六 略

8 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課
税の特例)

第三十三条の三 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇三 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五

条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項

の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「

所得割の額及び附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の

所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるの

は「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等

に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七

条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条

の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第

三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三

十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合

第二十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の
金額の合計額」とする。

五及び六 略

8 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課
税の特例)

第三十三条の三 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇二 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五

条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項

の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「

所得割の額及び附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の

所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるの

は「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等

に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七

条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条

の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第

三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三

十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び

附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合

「計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

五及び六 略

4～6 略

7 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～三 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、

「計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

五及び六 略

4～6 略

7 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～三 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四二第六項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四二第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、

同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

五及び六 略

8 略

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十四条 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇三 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五

条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所

同条第二項 及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

五及び六 略

8 略

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十四条 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇二 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五

条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十四条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

五及び六 略

4及び5 略

6 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～三 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第四項の規定による

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十四条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

五及び六 略

4及び5 略

6 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～二 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第四項の規定による

市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

五及び六 略

(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十五条 略

2及び3 略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇三 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五

条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項後段中

市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

五及び六 略

(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十五条 略

2及び3 略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇二 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五

条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項後段中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

五及び六 略

5～7 略

8 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～三 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

五及び六 略

5～7 略

8 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～三 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による

市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

五及び六 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十五条の二 略

2及び3 略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一(一)三 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附

市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

五及び六 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十五条の二 略

2及び3 略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一(一)三 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附

則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五及び六 略

5～7 略

8 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～三 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第

一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の九第一項、五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条

則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の九第一項、六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条

5～7 略

一～三 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第

一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条的二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条

の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百四十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五及び六 略

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十五条の四 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～三 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定について、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七

の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百四十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五及び六 略

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十五条の四 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～三 略

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定について、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七

条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項 及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第六項 及び附則第五条の四第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

五及び六 略

3及び4 略

5 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～三 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百

十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則

条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項 及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第六項 及び附則第五条の四第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

五及び六 略

3及び4 略

5 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～二 略

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百

十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則

第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四
第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百四十四条の七
第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十
五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、
同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額並びに附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民
税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得
金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の四第四項に
規定する先物取引に係る課税雜所得等の金額の合計額」とする。

第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第六項
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四
第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百四十四条の七
第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十
五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、
同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは
「所得割の額並びに附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民
税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得
金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の四第四項に
規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第四十五条 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五条 の四の二第 一項第一号	略
租税特別措置法第四十一 条第二項から第五項まで	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置 法第四十一条第二項から第 五項まで若しくは第十項か ら第十七項まで若しくは東 日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第一 項の規定により適用される 租税特別措置法第四十一条 の二
七項まで若しくは第四十 一条の二	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置 法第四十一条第二項から第 五項まで若しくは第十項か ら第十二項まで若しくは東 日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第一 項の規定により適用される 租税特別措置法第四十一条 の二

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第四十五条 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五条 の四の二第 一項第一号	略
租税特別措置法第四十一 条第二項から第五項まで	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置 法第四十一条第二項から第 五項まで若しくは第十項か ら第十七項まで若しくは東 日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第一 項の規定により適用される 租税特別措置法第四十一条 の二
二項まで若しくは第四十 一条の二	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置 法第四十一条第二項から第 五項まで若しくは第十項か ら第十二項まで若しくは東 日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第一 項の規定により適用される 租税特別措置法第四十一条 の二

略

2

道府県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第九項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第三項の規定は、適用しない。

附則第五条 の四第一項 第一号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十一条）第十六条第一項から第三項まで
	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十一条）第十六条第一項から第三項まで
	又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）
	第十三条第三項若しくは第

略

2

道府県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第四項の規定は、適用しない。

附則第五条 の四第一項 第一号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十一条）第十六条第一項から第三項まで
	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十一条）第十六条第一項から第三項まで
	又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）
	第十三条第三項若しくは第

附則第五条 の四の二第 二項第二号	租税特別措置法第四十一 条の二の二	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により適用され る租税特別措置法第四十一 条の二の二
-------------------------	----------------------	---

			四項若しくは第十三条の二 第一項から第九項まで
住宅借入金等の金額 本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に 関する法律第十三条第三項 又は第四項の規定の適用を 受けける者の有する平成二十 三年から平成二十七年まで の居住年に係る同条第五項 第一号に規定する新規住宅 借入金等の金額を除く。）	当該金額	当該住宅借入金等の金額 租税特別措置法第四十一条 第二項から第四項まで若し くは第四十一条の二、阪神 ・淡路大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十六条第 一項から第三項まで又は東 日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例 に関する法律第十三条第三	住宅借入金等の金額（東日 本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に 関する法律第十三条第三項 又は第四項の規定の適用を 受けける者の有する平成二十 三年から平成二十七年まで の居住年に係る同条第五項 第一号に規定する新規住宅 借入金等の金額を除く。）

		四項若しくは第十三条の二 第一項から第六項まで
住宅借入金等の金額 本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に 関する法律第十三条第三項 又は第四項の規定の適用を 受けける者の有する平成二十 三年から平成二十七年まで の居住年に係る同条第五項 第一号に規定する新規住宅 借入金等の金額を除く。）	当該金額	当該住宅借入金等の金額 租税特別措置法第四十一条 第二項から第四項まで若し くは第四十一条の二、阪神 ・淡路大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十六条第 一項から第三項まで又は東 日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例 に関する法律第十三条第三

附則第五条	租税特別措置法第四十一 東日本大震災の被災者等に	略	3	4 市町村民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法 第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び 附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす る。
				附則第五条 の四の二第 一項第一号 法律第十六条第一項から 第三項まで
				又は阪神・淡路大震災の 被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する 法律第十六条第一項から 第三項まで

附則第五条	租税特別措置法第四十一 東日本大震災の被災者等に	略	3	4 市町村民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法 第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び 附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす る。
				附則第五条 の四の二第 一項第一号 法律第十六条第一項から 第三項まで
				又は阪神・淡路大震災の 被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する 法律第十六条第一項から 第三項まで

附則第五条 の四の二 第二項	附則第五条 の四の二 第二項第一号	二 条又は第四十一条の二の 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置 法第四十一条又は同項の規 定により適用される租税特 別措置法第四十一条の二の 二
租税特別措置法第四十一 条 の二	租税特別措置法第四十一 条 の四の二 第二項から第五項まで 若しくは第十項から第十 七項まで若しくは第四十 一条の二	二 東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置 法第四十一条第二項から第 五項まで若しくは第十項か ら第十七項まで若しくは東 日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例 に関する法律第十三条第一 項の規定により適用される 租税特別措置法第四十一条 の二
東日本大震災の被災者等に の二	東日本大震災の被災者等に の四の二 第二項第一号	二 条又は第四十一条の二の 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置 法第四十一条又は同項の規 定により適用される租税特 別措置法第四十一条の二の 二

附則第五条 の四の二 第二項	附則第五条 の四の二 第二項第一号	二 条又は第四十一条の二の 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置 法第四十一条又は同項の規 定により適用される租税特 別措置法第四十一条の二の 二
租税特別措置法第四十一 条 の二	租税特別措置法第四十一 条 の四の二 第二項から第五項まで 若しくは第十項から第十 七項まで若しくは第四十 一条の二	二 東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置 法第四十一条第二項から第 五項まで若しくは第十項か ら第十二項まで若しくは東 日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例 に関する法律第十三条第一 項の規定により適用される 租税特別措置法第四十一条 の二
東日本大震災の被災者等に の二	東日本大震災の被災者等に の四の二 第二項第一号	二 条又は第四十一条の二の 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置 法第四十一条又は同項の規 定により適用される租税特 別措置法第四十一条の二の 二

第一号	附則第五条 の四第六項 被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律第十 第一条	又は阪神・淡路大震災の 者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第十 第一条	5 市町村民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法 第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第九項までの 規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四 の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第七項の 規定は、適用しない。	条、第四十一条の二の二 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により読み替え て適用される租税特別措置 法第四十一条、同項の規定 により適用される租税特別 措置法第四十一条の二の二 若しくは租税特別措置法

第一号	附則第五条 の四第六項 被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律第十 第一条	又は阪神・淡路大震災の 者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第十 第一条	5 市町村民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法 第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの 規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四 の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第九項の 規定は、適用しない。	条、第四十一条の二の二 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十三条第 一項の規定により適用され て適用される租税特別措置 法第四十一条、同項の規定 により適用される租税特別 措置法第四十一条の二の二 若しくは租税特別措置法

			法律第十六条第一項から 第三項まで
これらの規定	当該金額	住宅借入金等の金額	六条第一項から第三項まで 又は東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律（平成 二十三年法律第二十九号） 第十三条第三項若しくは第 四項若しくは第十三条の二 第一項から第九項まで
租税特別措置法第四十一条 第二項から第四項まで若し くは第四十一条の二、阪神 ・淡路大震災の被災者等に	当該住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日 本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に 関する法律第十三条第三項 又は第四項の規定の適用を 受ける者の有する平成二十 三年から平成二十七年まで の居住年に係る同条第五項 第一号に規定する新規住宅 借入金等の金額を除く。）	第十三条第三項若しくは第 四項若しくは第十三条の二 第一項から第六項まで

		法律第十六条第一項から 第三項まで
これらの規定	当該金額	住宅借入金等の金額
租税特別措置法第四十一条 第二項から第四項まで若し くは第四十一条の二、阪神 ・淡路大震災の被災者等に	当該住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日 本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に 関する法律第十三条第三項 又は第四項の規定の適用を 受ける者の有する平成二十 三年から平成二十七年まで の居住年に係る同条第五項 第一号に規定する新規住宅 借入金等の金額を除く。）

6 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成三十三年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅

6 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成三十三年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅

借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第五条の四の二第五項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「百分の四」とあるのは「百分の五・六」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万九千円」と、「七万八千円」とあるのは「十万九千二百円」とする。

（東日本大震災に係る津波により被害を受けた区域における換地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第五十一条の二 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適當と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により換地計画（当該換地計画に係る地域の全部又は一部が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）第一条による改正前の地方税法附則第五十五条第一項の規定により公示された区域内にあるものに限る。）において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときについ

借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第五条の四の二第六項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「百分の四」とあるのは「百分の五・六」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万九千円」と、「七万八千円」とあるのは「十万九千二百円」とする。

（東日本大震災に係る津波により被害を受けた区域における換地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第五十一条の二 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適當と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により換地計画（当該換地計画に係る地域の全部又は一部が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）第一条による改正前の地方税法附則第五十五条第一項の規定により公示された区域内にあるものに限る。）において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときについ

限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取
得税の非課税等)

第五十二条 道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した第百十
三条第二項に規定する自動車（以下この項、附則第五十四条第一項及び
第五十七条第一項において「被災自動車」という。）の所有者（第一百十
四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で
定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以
下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合には、当
該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第百十
三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しても、自
動車取得税を課することができない。

2 道府県は、次の各号に掲げる自動車で政令で定めるもの（以下「対象
区域内用途廃止等自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出
困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第一百十四条第
一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める
自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場
合には、当該取得が同日から平成三十一年九月三十日までの間に行わ
れたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動
車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取
得税の非課税等)

第五十二条 道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した第百十
三条第一項の自動車（以下この項、附則第五十四条第一項及び
第五十七条第一項において「被災自動車」という。）の所有者（第一百十
四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で
定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以
下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合には、当
該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十
三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車の取得に対しても、自
動車取得税を課することができない。

2 道府県は、次の各号に掲げる自動車で政令で定めるもの（以下「対象
区域内用途廃止等自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出
困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第一百十四条第
一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める
自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場
合には、当該取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行わ
れたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動
車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に關して原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた第百十三条第二項に規定する自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた第百十三条第二項に規定する自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの
イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車 当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したもの

三 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車

口 略

一 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に關して原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた第百十三条第一項の自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた第百十三条第一項の自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの
イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車 当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したもの

三 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車

口 略

持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた第百十三条第二項に規定する自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

- イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

口 略

3 道府県は、自動車持出困難区域内の第百十三条第二項に規定する自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成三十一年九月三十日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 (7) 略

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等に係る自動車税の非課税等)

持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた第百十三条第一項の自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

- イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

口 略

3 道府県は、自動車持出困難区域内の第百十三条第一項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第百十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 (7) 略

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車等に係る自動車税の非課税等)

第五十四条 道府県は、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（第百四十五条第一項に規定する自動車をいう。）を次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第百四十五条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の自動車税を課することができない。

度分	一 略	二 平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間 平成三十一年	258 略
----	-----	----------------------------------	-------

税の特例)	(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画	第五十六条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成二十
-------	----------------------------------	---

第五十四条 道府県は、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（第百四十五条第一項に規定する自動車をいう。）を次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第百四十五条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の自動車税を課することができない。

年	一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの期間 平成二十九年度分	二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 成二十九年度分及び平成三十年度分	三 略
---	--	--	-----

三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第五十六条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 及び 3 略

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの（平成二十三年三月十一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納稅義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有したものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共

三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度に係る賦課期日において同条第一項に規定する住宅用地（以下この項、第三項及び第十項において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（同条第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第五十六条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 及び 3 略

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの（平成二十三年三月十一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納稅義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有したものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共

用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参照し、当該割合により按分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができることができる。

6 第三百四十三条第六項に規定する仮換地等（平成二十三年一月二日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について同条第六項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは

用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参照し、当該割合により按分することが適當であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができることができる。

6 第三百四十三条第六項に規定する仮換地等（平成二十三年一月二日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について同条第六項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている被災住宅用地の所有者等をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは

、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成二十三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第五十六条第一項」とあるのは「附則第五十六条第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地の

、当該仮換地等に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成二十三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第五十六条第一項」とあるのは「附則第五十六条第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」と、「第一項又は第二項」とあるのは「第六項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地の

うちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第五十六条第六項」とあるのは「附則第五十六条第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「ある同項に規定する被災住宅用地の所有者等」と、「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」とあるのは「と読み替えるものとする。」

8 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に對応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納稅義務者」とあるのは「特定仮換地等納稅義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に對応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

うちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第五十六条第六項」とあるのは「附則第五十六条第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「仮換地等に對応する従前の土地の所有者等」と、「仮換地等に對応する従前の土地の所有者である被災住宅用地の所有者等」とあるのは「仮換地等に對応する従前の土地の共有者等」と、「第六項」とあるのは「〔第六項〕と読み替えるものとする。

8 仮換地等に對応する従前の土地が被災共用土地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「仮換地等に對応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納稅義務者」とあるのは「仮換地等納稅義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「仮換地等に對応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に對して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に對応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「特定仮換地等納稅義務者」とする。

10 及び 11 略

12 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）又は当該損壊した償却資産の改良を行つた場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し

仮換地等に對応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて当該仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該仮換地等に對して課する平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「仮換地等に對応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納稅義務者」とあるのは「仮換地等納稅義務者」とする。

10 及び 11 略

12 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）又は当該損壊した償却資産の改良を行つた場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し

、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課すこととなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条（第二十九項を除く。）から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

13及び14 略

15 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）を行つた場合における当該取得が行われた償却資産（当該対象区域内償却資産又は当該取得が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち対

、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課すこととなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条（第二十八項を除く。）から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

13及び14 略

15 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）を行つた場合における当該取得が行われた償却資産（当該対象区域内償却資産又は当該取得が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち対

象区域内償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対し
て課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかか
わらず、当該償却資産の取得が行われた日後最初に固定資産税を課する
こととなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係
る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九
条の三又は附則第十五条（第二十九項を除く。）から第十五条の三まで
の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標
準とされる額の二分の一の額）とする。

16及び17 略

（東日本大震災による被災自動車の代替軽自動車等に係る軽自動車税の
非課税等）

第五十七条 市町村は、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者
が、被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（二輪のもの
を除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）を次の各号に
掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に
対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号
に定める年度分の軽自動車税を課することができない。

一 平成二十九年度分
二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十日までの期間
　　成二十九年度分及び平成三十年度分

象区域内償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対
して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかか
わらず、当該償却資産の取得が行われた日後最初に固定資産税を課する
こととなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係
る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九
条の二又は附則第十五条（第二十八項を除く。）から第十五条の三まで
の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標
準とされる額の二分の一の額）とする。

16及び17 略

（東日本大震災による被災自動車の代替軽自動車等に係る軽自動車税の
非課税等）

第五十七条 市町村は、附則第五十二条第一項に規定する政令で定める者
が、被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（二輪のもの
を除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）を次の各号に
掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に
対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号
に定める年度分の軽自動車税を課することができない。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの期間
　　平成二十九年度分

一
略

2 市町村は、原動機付自転車、軽自動車（二輪のものに限る。）及び二輪の小型自動車（以下この項、第六項及び第七項において「二輪自動車等」という。）であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災二輪自動車等」という。）の所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を前項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課すことができない。

3 市町村は、小型特殊自動車であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災小型特殊自動車」という。）の所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を第一項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課すことができない。

4 市町村は、附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車を第一項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞ

2 市町村は、原動機付自転車、軽自動車（二輪のものに限る。）及び二輪の小型自動車（以下この項、第六項及び第七項において「二輪自動車等」という。）であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災二輪自動車等」という。）の所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を前項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課すことができない。

3 市町村は、小型特殊自動車であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災小型特殊自動車」という。）の所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課すことができない。

4 市町村は、附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された軽自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞ

れ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課することができない。

5 市町村は、附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者が、対象区域内自動車以外の軽自動車（以下この項において「他の軽自動車」という。）を第一項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合において、当該他の軽自動車を取得した後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

6 市町村は、次の各号に掲げる二輪自動車等で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日ににおける所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を第一項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課することができない。

一 略

二 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

れ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課することができない。

5 市町村は、附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者が、対象区域内自動車以外の軽自動車（以下この項において「他の軽自動車」という。）を第一項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の軽自動車を取得した後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

6 市町村は、次の各号に掲げる二輪自動車等で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日ににおける所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を第一項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課することができない。

一 略

二 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

三 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

7 市町村は、自動車持出困難区域内の二輪自動車等（以下この項及び第十三項において「対象区域内二輪自動車等」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内二輪自動車等以外の二輪自動車等（以下この項において「他の二輪自動車等」という。）を第一項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合において、当該他の二輪自動車等を取得した後に、対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の二輪自動車等を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の二輪自動車等に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

8 市町村は、次の各号に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を第一項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合における当該取得された小

三 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

7 市町村は、自動車持出困難区域内の二輪自動車等（以下この項及び第十三項において「対象区域内二輪自動車等」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内二輪自動車等以外の二輪自動車等（以下この項において「他の二輪自動車等」という。）を第一項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の二輪自動車等を取得した後に、対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の二輪自動車等を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の二輪自動車等に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

8 市町村は、次の各号に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小

型特殊自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課すことができない。

一 略

二 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

三 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

9 市町村は、自動車持出困難区域内の小型特殊自動車（以下この項及び第十三項において「対象区域内小型特殊自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内小型特殊自動車以外の小型特殊自動車（以下この項において「他の小型特殊自動車」という。）を第一項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合において、当該他の小型特殊自動車を取得した後に、対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の小型特殊自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するも

型特殊自動車に対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税を課すことができない。

一 略

二 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し又は解体したもの

三 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し又は解体したもの

9 市町村は、自動車持出困難区域内の小型特殊自動車（以下この項及び第十三項において「対象区域内小型特殊自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十二条の二第二項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内小型特殊自動車以外の小型特殊自動車（以下この項において「他の小型特殊自動車」という。）を第一項各号に掲げる期日又は期間に取得した場合において、当該他の小型特殊自動車を取得した後に、対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の小型特殊自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するも

10 の
14 と
略 す
る。

10 の
14 と
略 す
る。

第二条による改正（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号））

	改 正 後	改 正 前
<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第二十条の五の二 略</p> <p>2 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）又は特定徴収金手続用電子情報処理組織（第七百九十条の二に規定する特定徴収金手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）の故障その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者であつて、当該期限までに当該行為のうち、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（次項において「機構」という。）を経由して行う同号イに掲げる通知又は特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行う特定徴収金（第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金をいう。）の納付若しくは納入の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるとときは、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、当該理由がなくなつた日から二月を超えてはならない。</p>	<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第二十条の五の二 略</p> <p>2 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）の故障その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者であつて、当該期限までに当該行為のうち、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（次項において「機構」という。）を経由して行う同号イに掲げる通知</p> <p>の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるとときは、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、当該理由がなくなつた日から二月を超えてはならない。</p>	<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第二十条の五の二 略</p> <p>2 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）の故障その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者であつて、当該期限までに当該行為のうち、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（次項において「機構」という。）を経由して行う同号イに掲げる通知</p> <p>の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるとときは、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、当該理由がなくなつた日から二月を超えてはならない。</p>
3 略		

(道府県民税に関する用語の意義)

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十二 略

十二の二 単身児童扶養者 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号) 第三条第一項に規定する児童で政令で定めるものについて

同法第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする同法第三条第三項に規定する父又は母のうち、婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の生死の明らかでない者で政令で定めるものをいう。

十三の十八 略

2(4) 略

(所得控除)

第三十四条 道府県は、所得割の納稅義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一〇十の二 略

十一 控除対象扶養親族(扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この款において同じ。)を有す

(道府県民税に関する用語の意義)

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十二 略

十三の十八 略

2(4) 略

(所得控除)

第三十四条 道府県は、所得割の納稅義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一〇十の二 略

十一 控除対象扶養親族(扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この項及び第九項並びに第三十七条において同じ。)を有す

る所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第九項及び第三十七条において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第五項及び第九項並びに第三十七条において同じ。）である場合には三十八万円）

2～13 略

（個人の道府県民税の申告等）

第四十五条の二 略

2～5 略

6 第一項又は第四項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第二百九十条の規定の適用を受けたものを有する第二十四条第一項第一号に掲げる者が、第一項の道府県民税に関する申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

る所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第九項及び第三十七条において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第五項及び第九項並びに第三十七条において同じ。）である場合には三十八万円）

2～13 略

（個人の道府県民税の申告等）

第四十五条の二 略

2～5 略

（個人の道府県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第四十五条の三の二 所得税法第二百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めると

（個人の道府県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第四十五条の三の二 所得税法第二百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めると

ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第二百十七条の三の二第一項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一及び二 略

三 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

四 略

2～5 略

(個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第四十五条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において

同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等

の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の三の二第一項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一及び二 略

三 略

2～5 略

(個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第四十五条の三の三 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

一 (以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一及び二 略

三 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

四 略

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、第三百十七条の三の三第二項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第六項に規定する納稅地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができる。

5 略

一及び二 略

三 略

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、第三百十七条の三の三第二項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第五項に規定する納稅地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができる。

5 略

(法人の事業税の標準税率等)

第七十二条の二十四の七 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第三項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の一・五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分により 各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率により定めた率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の一〇・四
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の一〇・七
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の一
額	

二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分により 各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率により

定めた率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額

百分の三・五

(法人の事業税の標準税率等)

第七十二条の二十四の七 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第三項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の一・五の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の一・九
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の二・七
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の三・六
額	

二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額

百分の五

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額

百分の四・九

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分により 各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率により 定めた率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・五
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年八百萬円以下の金額	百分の五・三
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年八百萬円以上の金額	百分の七

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一の標準税率により 定めた率を乗じて得た金額とする。

3 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得は、第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割される前の各事業年度の所得によるものとし、三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二の標準税率により 定めた率を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五の標準税率により 定め

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額

百分の六・六

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の九・六
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年八百萬円以下の金額	百分の七・三
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年八百萬円以上の金額	百分の九・六

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・二の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額とする。

3 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得は、第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割される前の各事業年度の所得によるものとし、三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五の標準税率によつて定め

めた率を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の所得に百分の一 の標準税率により 定めた率を乗じて得た金額

二 特別法人 各事業年度の所得に百分の四・九の標準税率により 定めた率を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の七 の標準税率により 定めた率を乗じて得た金額

4～6 略

7 道府県は、第一項から第三項までに規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、次の各号に掲げる率に、当該率の区分に応じて当該各号に定める率を乗じて得た率を超える税率で課することができます

一 第一項各号（第一号ハを除く。）に掲げる法人の区分に応じて当該各号に定める率、第二項に規定する率及び第三項各号（第一号ハを除く。）に掲げる法人の区分に応じて当該各号に定める率 一・二

二 第一項第一号ハ及び第三項第一号ハに定める率 一・七

8 道府県が第七十二条の二十四の四の規定により 事業税を課する場合における税率は、第一項から第三項まで及び前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失すことのないようにしなければならない。

めた率を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の所得に百分の三・六の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

二 特別法人 各事業年度の所得に百分の六・六の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の九・六の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

4～6 略

7 道府県は、第一項から第三項までに規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、第一項各号に掲げる法人の区分に応ずる当該各号に定める率、第二項に規定する率及び第三項各号に掲げる法人の区分に応ずる当該各号に定める率に、それぞれ一・二を乗じて得た率を超える税率で課すことができない。

一 第一項各号（第一号ハを除く。）に掲げる法人の区分に応じて当該各号に定める率、第二項に規定する率及び第三項各号（第一号ハを除く。）に掲げる法人の区分に応じて当該各号に定める率 一・二

二 第一項第一号ハ及び第三項第一号ハに定める率 一・七

8 道府県が第七十二条の二十四の四の規定によつて事業税を課する場合における税率は、第一項から第三項まで及び前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失すことのないようにしなければならない。

（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）

第一百四十九条 道府県は、次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課

税

第一百四十九条 道府県は、次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課

することができない。

一 略

二 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。イ及びロにおいて同じ。）

イ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び第百五十七条において同じ。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するもの

ロ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超える十二トン以下の天然ガス自動車については、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下このにおいて「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるもの

三 略

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百五

することができない。

一 略

二 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量（同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び第百五十七条において同じ。）が三・五トンを超える十二トン以下のものについては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもの

三 略

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百五

十七条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

で総務省令で定めるもの（以下この号及び第百五十七条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

で総務省令で定めるもの（以下この号及び第百五十七条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

十七条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第百五十七条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第百五十七条第一項第一号イ(3)において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次にいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) 略

(3) 略

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次にいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) 略

ホ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)

室素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ハ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 室素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) 略

ニ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 室素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)| 略

五| 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

第一百五十七条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）

イ| 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)| 次のいずれかに該当すること。

(i)| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第一百五十七条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第一百五十七条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)| エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

口| 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(3)| 略

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

六 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百五十七条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。）

イ 乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（ロ(1)(i)及び第百五十七条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第百五十七条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

五 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百五十七条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）

イ 乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により

平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第百五十七条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) (i)
平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) 略

ハ 略

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超えて七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定めて定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(第百五十七条第一項第三号ハ(1)及び第二項第三号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出

ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び第百五

(2) 番号) 略
二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超えて七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(第百五十七条第一項第二号ハ(1)及び第二項第二号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(3) 略

ハ 略

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超えて七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(第百五十七条第一項第二号ハ(1)及び第二項第二号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

十七条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)
略

2| 前項(第四号イからハまでに係る部分に限る。)の規定は、平成三十一年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平

ホ
略

ホ
(2)
略
車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次にいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び第百五十七条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2)| 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3)| エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ヘ
略

2| 前項(第四号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、平成三十一年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平

て平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第百五十七条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ(2)	平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」）	平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」）
第四号ロ(2)	平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十五
第四号ハ(2)	平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
いて適用されるべきも	率であつて平成二十七年度以降の各年度におい	費効率」という。）に百分の百六十

成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第百五十七条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）について準用する。この場合において、同号イ(3)中「平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第百五十七条第一項第一号イ(3)において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百六十五」と同号ロ(3)中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百五十」と読み替えるものとする。

のとして定められたもの（以下この条及び第一百五十七条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十
--

3 略

（環境性能割の税率）

第一百五十七条 次に掲げる自動車（第一百四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の値が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えること。

物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸

3 略

（環境性能割の税率）

第一百五十七条 次に掲げる自動車（第一百四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車 のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の値が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えること。

化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) 略

口自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の値が平成三十二年度基準エネルギー消費効率

に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次にいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) 略

口 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次にいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

次に

化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)
略

二| 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)| 次のいずれかに該当すること。

(i)| 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)| 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)
略

ホ| 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)| 次のいずれかに該当すること。

(i)| 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii)| 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化

(2)| 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)
略

ハ| 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)| 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2)| 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)
略

二| 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)| 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)| 略

二| 次に掲げる石油ガス自動車

イ| 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)| 次のいずれかに該当すること。

- (i)| 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii)| 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)| エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ| 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)| 次のいずれかに該当すること。

(i)| 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2)| 略
る窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定め

- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

三 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

口 略

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次の

いずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

口 略

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次の

いずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

		(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
(2)	略	
		2 次に掲げる自動車（第百四十九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。
		一次に掲げるガソリン自動車
イ 営業用の乗用車		のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1) 次のいずれかに該当すること。		
(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。		

		2 次に掲げる自動車（第百四十九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。
		一次に掲げるガソリン自動車
イ 営業用の乗用車		のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1) 次のいずれかに該当すること。		
(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えること。		

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) 略

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次にいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) 略
窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ (2) 略
車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(2) 略
車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。
ハ (2) 略
車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。
ホ (2) 略
車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

口 (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 略

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) 略

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定め

化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) (i) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
(ii) 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(1) 次のいずれかに該当すること。
ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次
いすれにも該当するもので総務省令で定めるもの

口 略
(2) 略

(1) 次のいずれかに該当すること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次
いすれにも該当するもので総務省令で定めるもの

口 略
(3) 略

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) (i)
平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める

窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)
略

び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

二 (2)
略
車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次にいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

3
略
ニ
略

4 第一項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	平成三十二年度基準エネルギー消費効率	第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平
------------	--------------------	--------------------------------

二 (2)
略
車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次にいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

3
略
ホ
略

4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(3)	平成三十二年度基準エネルギー消費効率	第百四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平
------------	--------------------	--------------------------------

第二項第一号口(2)	第二項第一号イ(2)	第一項第一号ハ(2)	第一項第一号口(2)	平成三十二年度基準工 分の百十	エネルギー消費効率に百 分の百十五	平成二十七年度基準工 分の百十五	において「平成二十二 年度基準エネルギー消 費効率」という。）に 百分の百五十を乗じて 得た数値
エネルギー消費効率 た数値	平成三十二年度基準工 分の百十	平成二十七年度基準工 分の百十五	平成二十二年度基準工 分の百四十四	平成三十二年度基準工 分の百三十八	エネルギー消費効率に百 分の百三十八	エネルギー消費効率に百 分の百三十八	成二十二年度以降の各 年度において適用され るべきものとして定め られたもの（以下この 号及び次項第一号） において「平成二十二 年度基準エネルギー消 費効率」という。）に 百分の百五十を乗じて 得た数値

第二項第一号イ(3)	第一項第一号口(3)	第一項第一号口(3)	第一項第一号口(3)	平成二十七年度基準工 分の百十五	エネルギー消費効率に百 分の百十五	平成二十七年度基準工 分の百十五	成二十二年度以降の各 年度において適用され るべきものとして定め られたもの（以下この 号及び次項第一号イ(3) において「平成二十二 年度基準エネルギー消 費効率」という。）に 百分の百五十を乗じて 得た数値
エネルギー消費効率 た数値	平成三十二年度基準工 分の百十	平成二十七年度基準工 分の百十五	平成二十二年度基準工 分の百四十四	平成三十二年度基準工 分の百三十八	エネルギー消費効率に百 分の百三十八	エネルギー消費効率に百 分の百三十八	成二十二年度以降の各 年度において適用され るべきものとして定め られたもの（以下この 号及び次項第一号イ(3) において「平成二十二 年度基準エネルギー消 費効率」という。）に 百分の百五十を乗じて 得た数値

第二項第一号ハ(2)	
平成二十七年度基準工 ネルギー消費効率に百 分の百十	平成二十二年度基準工 ネルギー消費効率に百 分の百三十八

5 略

第四目 市町村に対する交付

第一百七十七条の六 道府県は、当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して交付するものとする。

2 及び 3 略

（種別割の標準税率）

第一百七十七条の七 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の標準税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 略

ロ 自家用

(1) 総排気量が一リットル以下のもの

年額 二万五千円

5 略

第四目 市町村に対する交付

第一百七十七条の六 道府県は、当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の百分の六十五に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して交付するものとする。

2 及び 3 略

（種別割の標準税率）

第一百七十七条の七 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の標準税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 略

ロ 自家用

(1) 総排気量が一リットル以下のもの

年額 二万九千五百円

(2) 総排気量が一リットルを超える、一・五年額	三万五百円
リットル以下のもの	
(3) 総排気量が一・五リットルを超える、二年額	三万六千円
リットル以下のもの	
(4) 総排気量が二リットルを超える、二・五年額	四万三千五百円
リットル以下のもの	
(5) 総排気量が二・五リットルを超える、三年額	五万円
リットル以下のもの	
(6) 総排気量が三リットルを超える、三年額	五万七千円
リットル以下のもの	
(7) 総排気量が三・五リットルを超える、四年額	六万五千五百円
リットル以下のもの	
(8) 総排気量が四リットルを超える、四年額	七万五千五百円
リットル以下のもの	
(9) 総排気量が四・五リットルを超える、六年額	八万七千円
リットル以下のもの	
(10) 総排気量が六リットルを超えるもの	年額 十一万円
二～四略	2～5略

(市町村民税に関する用語の意義)

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 総排気量が一リットルを超える、一・五年額	三万四千五百円
リットル以下のもの	
(3) 総排気量が一・五リットルを超える、二年額	三万九千五百円
リットル以下のもの	
(4) 総排気量が二リットルを超える、二・五年額	四万五千円
リットル以下のもの	
(5) 総排気量が二・五リットルを超える、三年額	五万円
リットル以下のもの	
(6) 総排気量が三リットルを超える、三年額	五万八千円
リットル以下のもの	
(7) 総排気量が三・五リットルを超える、四年額	六万六千五百円
リットル以下のもの	
(8) 総排気量が四リットルを超える、四年額	七万五千五百円
リットル以下のもの	
(9) 総排気量が四・五リットルを超える、六年額	八万八千円
リットル以下のもの	
(10) 総排気量が六リットルを超えるもの	年額 十一万円
二～四略	2～5略

(市町村民税に関する用語の意義)

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇一二 略

十二の二 単身児童扶養者 児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童で政令で定めるものについて同法第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする同法第三条第三項に規定する父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者で政令で定めるものをいう。

十三及び十四 略

2(4) 略

（所得控除）

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一〇十の二 略

十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この款及び第三百十七条の三第一項において同じ。）を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第九項及び第三百十四条の六において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養

一〇一二 略

十三及び十四 略

2(4) 略

（所得控除）

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一〇十の二 略

十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。）を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第九項及び第三百十四条の六において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養

親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第五項及び第九項並びに第三百四十四条の六において同じ。）である場合には三十八万円）

2～13 略

（市町村民税の申告等）

第三百十七条の二 略

2～5 略

6 第一項又は第四項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第二百九十五条の規定の適用を受けたものを有する第二百九十四条第一項第一号に掲げる者が、第一項の申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

7～9 略

（個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第三百十七条の三の二 所得税法第二百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第五項及び第九項並びに第三百四十四条の六において同じ。）である場合には三十八万円）

2～13 略

（市町村民税の申告等）

第三百十七条の二 略

2～5 略

6～8 略

（個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第三百十七条の三の二 所得税法第二百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一及び二 略

三 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

四 略

2～5 略

(個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第三百十七条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一及び二 略

三 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その

四 略
旨

一及び二 略

三 略

2～5 略

(個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第三百十七条の三の三 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一及び二 略

三 略

			2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。
	3 略	4	公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	5 略	3 略	4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第五項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	5 略	3 略	4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の二第一項から第五項までの規定により提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者又は同条第八項若しくは第九項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	5 略	3 略	4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の二第一項から第五項までの規定により提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者又は同条第七項若しくは第八項の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

は人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(市町村民税に係る不申告に関する過料)

第三百十七条の五 市町村は、市町村民税の納稅義務者が第三百十七条の二第一項若しくは第二項の規定により 提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第八項若しくは第九項の規定により 申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(市町村民税の脱税に関する罪)

第三百二十四条 偽りその他不正の行為により 市町村民税（法人税割）あつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十一条の八第一項の規定により 法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第一百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告

は人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(市町村民税に係る不申告に関する過料)

第三百十七条の五 市町村は、市町村民税の納稅義務者が第三百十七条の二第一項若しくは第二項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第七項若しくは第八項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(市町村民税の脱税に関する罪)

第三百二十四条 偽りその他不正の行為によつて市町村民税（法人税割）あつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十一条の八第一項の規定によつて法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第一百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告

書（同法第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第三百二十二条の八第一項の申告又はこれに係る同条第二十二項の申告により納付すべきものを除く。第五項において同じ。）の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第三百二十二条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十二条の七の六（第三百二十二条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができます。

5 第一項に規定するもののほか、第三百十七条の二第一項若しくは第二項の規定により提出すべき申告書を提出しないこと若しくは同条第八項若しくは第九項の規定により申告すべき事項について申告しないこと又は第三百二十二条の八第一項、第二項、第四項若しくは第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、市町村民税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲

書（同法第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第三百二十二条の八第一項の申告又はこれに係る同条第二十二項の申告によつて納付すべきものを除く。第五項において同じ。）の全部又は一部を免れた者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができます。

3 第三百二十二条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十二条の七の六（第三百二十二条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によつて徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができます。

5 第一項に規定するもののほか、第三百十七条の二第一項若しくは第二項の規定により提出すべき申告書を提出しないこと若しくは同条第七項若しくは第八項の規定によつて申告すべき事項について申告しないこと又は第三百二十二条の八第一項、第二項、第四項若しくは第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、市町村民税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲

役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する第一項、第三項又は第五項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

8 略

9 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第七項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税)

第四百四十六条 市町村は、次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一 略

二 次に掲げる天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。イ及びロにおいて同じ。）

役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する第一項、第三項又は第五項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

8 略

9 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第七項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税)

第四百四十六条 市町村は、次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一 略

二 天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用される

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（口及び次号イ(1)において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

ロ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下このロにおいて「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 次に掲げるガソリン軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。第四百五十一条第一項及び第二項において同じ。）イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。
(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（ロ(1)(i)及び第四百五十一条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

べきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号イ(1)において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 次に掲げるガソリン軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。第四百五十一条第一項及び第二項において同じ。）イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第四百五十一条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

つ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（口(1)(ii)及び第四百五十一条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条第一項第一号口）において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

口 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。第四百五十一条第一項第二号及び第二項において同じ。）が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3)

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条第一項第一号ハ）において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

口 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。第四百五十一条第一項第二号及び第二項において同じ。）が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) 略

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車（第四百五十一条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車」という。）について準用する。この場合において、同号イ(2)中「平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条第一項第一号口）において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。」に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五」と、同号口(2)中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十」と読み替えるものとする。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) 略

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車（第四百五十一条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車」という。）について準用する。この場合において、同号イ(3)中「平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条第一項第一号ハ）において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。」に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条第一項第一号ハ）において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。」に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五」と、同号口(3)中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十」と読み替えるものとする。

(環境性能割の税率)

第四百五十一条 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（第四百四十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるも

の
イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ 略

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該

当するもので総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物

(環境性能割の税率)

第四百五十一条 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（第四百四十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるも

の
イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ 略

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該

当するもので総務省令で定めるもの

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する

の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口 略

2 ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの（第四百四十六条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

口 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ 略

2 ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。）であつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの（第四百四十六条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 略

三 略

3 略

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号口	平成三十二年度基準工 エネルギー消費効率	第四百四十六条第二項 に規定する基準エネルギー消費効率であつて 平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び次項第二号）に おいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数值
第一項第二号	平成二十七年度基準工 エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準工 エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項第二号	平成二十七年度基準工 エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準工 エネルギー消費効率に百分の百四十四

3 略

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号ハ	平成三十二年度基準工 エネルギー消費効率	第四百四十六条第二項 に規定する基準エネルギー消費効率であつて 平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第三号に おいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数值
第一項第二号ハ	平成二十七年度基準工 エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準工 エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項第二号	平成二十七年度基準工 エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準工 エネルギー消費効率に百分の百四十四

5 略

分の百十

分の百三十八

(総務大臣への報告)

第七百九十条の二 機構は、地方税関係手続用電子情報処理組織又は特定徴収金手続用電子情報処理組織（機構（機構が特定徴収金（第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金をいう。以下この条において同じ。）の収納の事務の一部を第七百四十七条の五の二第三項に規定する特定金融機関等に委託した場合には、当該特定金融機関等を含む。）及び特定徴収金を納付し、又は納入する納税義務者又は特別徴収義務者の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）の故障その他やむを得ない理由により、第七百六十二条第一号イに掲げる通知を行う者のうち全部若しくは一部のものが当該通知を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができず、又は特定徴収金の納付若しくは納入を行う者のうち全部若しくは一部のものが当該納付若しくは納入を特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行うことができないと認めるとき（当該理由となつた事象が総務省令で定める軽微なものであるときを除く。）は、直ちに、当該事象の状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

附 則

5 略

分の百十

分の百三十八

(総務大臣への報告)

第七百九十条の二 機構は、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、第七百六十二条第一号イに掲げる通知を行う者のうち全部又は一部のものが当該通知を地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができないと認めるとき（当該理由となつた事象が総務省令で定める軽微なものであるときを除く。）は、直ちに、当該事象の状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第九条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第七十二条の二十四の七第一項第二号中

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
-------------------------	--------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第三項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九」(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・

七)」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、「同項」とあるのは「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、

「同項」とあるのは「第一項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととあるのは「八百万円

、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、前項第二号中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と

、第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」とあるのは「第七十二条の二十四の七第一項第二号」と、「年八百万円」とあるのは「年十億円」と、「も

の又は同条第一項第二号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年四百万円を超えるもの」とあるのは「もの」と、「同項第一号又は第三号

(法人の事業税の税率の特例)

第九条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第七十二条の二十四の七第一項第二号中

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の六・六
-------------------------	--------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年十億円以下の金額	百分の六・六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の七・九

と、同条第三項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六」(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・

九)」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととあるのは「八百万円

、「同項」とあるのは「第一項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととあるのは「八百万円

、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、前項第二号中「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と

、第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」とあるのは「第七十二条の二十四の七第一項第二号」と、「年八百万円」とあるのは「年十億円」と、「も

の又は同条第一項第二号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年四百万円を超えるもの」とあるのは「もの」と、「同項第一号又は第三号

に掲げる」とあるのは「当該」とする。

(法人の事業税の特定寄附金税額控除)

第九条の二の二 法人税法第二百二十二条第一項（同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人又は同法第二百二十二条第一項の承認を受けていない法人で同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当するものが、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行つたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体が作成した同条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この項及び次項において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。）に係る第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により申告納付すべき事業税額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支

に掲げる」とあるのは「当該」とする。

(法人の事業税の特定寄附金税額控除)

第九条の二の二 法人税法第二百二十二条第一項（同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人又は同法第二百二十二条第一項の承認を受けていない法人で同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当するものが、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に、地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行つたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体が作成した同条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この項及び次項において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。）に係る第七十二条の二十五、第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十八又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により申告納付すべき事業税額から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支

出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を第七十二条の四十八第三項に規定する分割基準により按分して計算した金額）の百分の十に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度の第七十二条の二十四の七第一項から第三項までの規定により計算した事業税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の二十に相当する金額とする。

254 略

（自動車税の環境性能割の非課税）

第十二条の二の十 道府県は、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたとき限り、第一百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課すことができない。

2 道府県は、第一百五十七条第一項第一号ロ（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間（

出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を第七十二条の四十八第三項に規定する分割基準により按分して計算した金額）の百分の十に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度の第七十二条の二十四の七第一項から第三項までの規定により計算した事業税額の百分の十五に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の十五に相当する金額とする。

254 略

附則第十二条の二の十二第二項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第一百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十二条の二の十一

道府県知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第一百四十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第一百五十七条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき第一百四十九条第一項又は第一百五十七条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「非課税対象車等」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 道府県知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第一百六十条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、

当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第百六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、第百六十八条第二項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定（第百七十二条及び第百七十二条の規定を除く。）を適用する。

3| 前項の規定の適用がある場合における第百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額により百分の十の割合を乗じて計算した金額とする。

4| 第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、第十七条の五第一項中「五年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」とする。

5| 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税の環境性能割に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第十二条の二の十二 略

第十二条の二の十一

略

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

2| 自家用の乗用車に対する第百五十七条第二項（同条第四項において準

用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたとき限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の一」とする。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第十二条の二の十三

道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいづれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（総務省令で定めるものに限る。）で最初の第百四十七条第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十二条の四までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とう。」とあるのは、「とう。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するものであること。

2 | 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十二条の二の十三第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

3 | 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該乗用

車の取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「（）」とあるのは、「（）」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下の項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下の条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「（）」とあるのは、「（）」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の

乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

- 二　車両総重量が五トンを超える十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの
- 三　車両総重量が三・五トンを超えるハーフトラック（総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項まで

において同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が平成三十一年十一月一日から平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が平成三十一年十月一日から平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「と/or」とあるのは、「と/or」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超える十二トン以下のバス等であつて、道路運

送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超える八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超える二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(の) 定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するも

次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年十月三十一日までに行われたとき限り、同条中「と/or」ことあるのは、「と/or」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超えて十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超えて八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

バス等又は車両総重量が三・五トンを超えて八トン以下のトラック若し

くは車両総重量が二十トンを超える二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超える八トン以下のトラックについては、平成三十一年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8| 前各項の規定は、第一百六十条第一項又は第一百六十二条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十二条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（第一百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。次項第一号及び次条第三項において同じ。）、天然ガス自動車（第一百四十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第二号及び次条第三項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十二条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（第一百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。）。）、天然ガス自動車（同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。）、混合メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。）。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令

で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（第百四十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第三項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、第百七十七条の七第一項第三号イ(1)に規定する一般乗用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第五号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日 年度 第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車（次項第六号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

略

で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（同項第三号に規定する電力併用自動車をいう。）並びに

一 第百七十七条の七第一項第三号イ(1)に規定する一般乗用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日までに最初の第百四十七条第三項に規定する新規登録（以下この項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 第百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車 その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

略

第一項第一号口

二万九千五百円	三万三千九百円
三万四千五百円	三万九千六百円
三万九千五百円	四万五千四百円
四万五千円	五万八千六百円
五万八千円	五万八千七百円
六万六千五百円	六万六千七百円
七万六千五百円	七万六千四百円
八万八千円	八万七千九百円
十一万千円	十万一千二百円
十二万七千六百円	

略

2|

次に掲げる自動車に対する第百七十七条の七第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十一年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、同年十月一日）から平成三十二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百七十七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

る字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの
- 三 第百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車
- 四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの
- 五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百四十九条第一項

第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

六 軽油自動車のうち、第百四十九条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ

第一項第一号口	八千円	六千五百円	一万五百円	五千五百円	四千円	三千五百円	二千五百円	二千五百円	一千五百円	九千五百円	八千五百円	七千五百円	二千円
三万五百円	二万五千円	四万七百円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	一万五千七百円	一万三千八百円	一千五百円	八千五百円	八千五百円	八千五百円	二千円

第一項第二号口					第一項第二号イ															
三万円	二万五千五百円	二万五千五百円	一万六千円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円
七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	一千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	一万九千円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	九千円

第一項第三号口	第一項第三号イ(2)										第一項第二号イ(1)		第一項第二号八(2)		第一項第二号八(1)		第一項第三号イ(2)		第一項第三号イ(1)			
四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百円	一万二百円	一万五千百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	
一万五百円	八千五百円	一万余円	一万四千五百円	一万三千円	一万余円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百円	一万五百円	九千円

第一項第四号	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円
第二項第一号	八千円	四千五百円	五千五百円	二万五千円	一万二千五百円
第二項第一号	三千七百円	四千七百円	五千五百円	一万八千五百円	一万余五百円
	六千三百円	五千二百円	千二百円	二万一千円	一万余五百円
	五千三百円	六千三百円	七千五百円	二万三千円	一万余五百円
	六千三百円	五千二百円	六千五百円	三万五千円	四万九千円
	八千円	六千三百円	七千五百円	四万五千円	五万七千円
	二千円	一千六百円	二千五百円	三万三千円	四万九千円

3 次に掲げる自動車に対する第百七十七条の七第一項及び第二項の規定

の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十一年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、同年十月一日）から平成三十二年三月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十

三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百七十七条の七の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第一項第一号イ

二万三千六百円	一万五百円	九千円	八千五百円	五千円	四千五百円	四千円	七千五百円	四千円	三千五百円	二千五百円	一千五百円	一千五百円	八千五百円	七千円	五千円	四千五百円	三千五百円	二千五百円	一千五百円	一千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五千五百円	二万三千六百円
---------	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------	---------	---------	---------	---------

第一項第二号口	第一項第二号イ															第一項第一号口						
一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	二万七百円	
六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五千五百円	四万三千五百円	三万八千円	三万三千円	二万八千五百円	二万五千円	二万二千円	一万八千円	一万五千五百円	一万二千五百円	二万五百円	二万四千円

第一項第三号イ(2)	第一項第二号イ(1)	第一項第二号イ(2)																	
五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百円	一万二三百円	七千五百百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	一万六千円
二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万五千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	八千円

第一項第三号口														
五万七千円														
六万四千円														
三万三千円														
一万六千五百円														
三万二千円														
二万八千五百円														
四万五千円														
四万九千円														
五万五千五百円														
六万五千五百円														
五万七千円														
七万四千円														
八万三千円														
六千円														
四千五百円														
三千七百円														
第二項第一号														
第一項第四号														
八千円	六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円	六千円	三千円	二千五百円	四五千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万五千五百円	一万六千五百円
四千円	三千二百円	二千六百円	三千二百円	二千三百円	二千三百円	二千五百円	二千五百円	二千五百円	二千五百円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円

第十二条の四 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車

であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平

成二十八年改正前の地方税法」という。) 第百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、平成二十八年改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までにこの法律の施行地外において第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに對して課する自動車税の種別割の標準税率は、第百七十七条の七第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 総排気量が一リットル以下のもの	年額	二万九千五百円
二 総排気量が一リットルを超える、一・五リッ	年額	三万四千五百円
トル以下のもの		
三 総排気量が一・五リットルを超える、二リッ	年額	三万九千五百円
トル以下のもの		
四 総排気量が二・五リットルを超える、三リッ	年額	四万五千円
トル以下のもの		
五 総排気量が二・五リットルを超える、三リッ	年額	五万千円
トル以下のもの		
六 総排気量が三リットルを超える、三・五リッ	年額	五万八千円
トル以下のもの		

七 トル以下のもの	総排気量が三・五リットルを超える、四リッ トル以下のもの	年額	六万六千五百円
八 トル以下のもの	総排気量が四リットルを超える、四・五リッ トル以下のもの	年額	七万六千五百円
九 トル以下のもの	総排気量が四・五リットルを超える、六リッ トル以下のもの	年額	八万八千円
十 トル以下のもの	総排気量が六リットルを超えるもの	年額	十一万千円
2 三百	第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第一号	二万九千五百円	三万三千九百円	
第二号	三万四千五百円	三万九千六百円	
第三号	三万九千五百円	四万五千四百円	
第四号	四万五千円	五万七百円	
第五号	五万五千円	六万六千六百円	
第六号	五万八千円	六万六千七百円	
第七号	六万六千五百円	七万六千四百円	

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第一百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対し月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十号	第九号	第八号	第七号	第六号	第五号	第四号	第三号	第二号	第一号
十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万五千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円
二万八千円	二万二千円	一万九千五百円	一万七千円	一万四千五百円	一万千円	一万三千円	一万千五百円	九千円	七千五百円

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第一百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	一万五千円
第二号	三万四千五百円	一万七千五百円
第三号	三万九千五百円	二万円
第四号	四万五千円	二万二千五百円
第五号	五万千円	二万五千五百円
第六号	五万八千円	二万九千円
第七号	六万六千五百円	三万三千五百円
第八号	七万六千五百円	三万八千五百円
第九号	八万八千円	四万四千円
第十号	十一万千円	五万五千五百円

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第十二条の五 道府県知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動

車が附則第十二条の三第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項若しくは第三項又は前条第四項若しくは第五項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2| 道府県知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第百七十七条の九の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供了した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（第百七十七条の十三から第百七十一条の十五までの規定を除く。）を適用する。

3| 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を

加算した金額とする。

4 | 第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第一百七十七条の十八第一項の規定の適用については、第十七条の五第三項中「三年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この款において同じ」とあるのは「附則第十二条の五第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

5 | 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税の種別割に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第二十九条の八の二 市町村は、第四百五十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上上の軽自動車の取得が平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間（附則第二十九条の十八第三項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

3 定置場所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置

場所在道府県が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、三輪以

上の軽自動車が第四百四十六条第一項（同条第二項において準用する場

合を含む。以下この項において同じ。）又は第四百五十一条第一項若し

くは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。

以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第四百四十六条第一項又は第四百五十一条第

一項若しくは第二項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車。（以下二

の項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断

をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行

つた三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又

は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適當である

ものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づ

き当該判断をするものとする。

4 定置場所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置場所在道府県が賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第二十九条の十二第一項の規定により読み替えられた第四百五十四条第一項の納期限（納期限の延

3 定置場所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置

場所在道府県が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、三輪以

上の軽自動車が第四百四十六条第一項（同条第二項において準用する場

合を含む。以下この項において同じ。）又は第四百五十一条第一項若し

くは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。

以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第四百四十六条第一項又は第四百五十一条第

一項若しくは第二項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車。（以下二

の項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断

をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行

つた三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又

は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適當である

ものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づ

き当該判断をするものとする。

4 定置場所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置場所在道府県が賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第二十九条の十二第一項の規定により読み替えられた第四百五十四条第一項の納期限（納期限の延

長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について附則第二十九条の十一の規定によりその例によることとされた第一百六十二条第一項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、第一項の規定によりその例によることとされた第一百六十八条第二項の規定その他の軽自動車税の環境性能割に関する規定（第一項の規定によりその例によることとされた第一百七十二条及び第一百七十二条の規定を除く。）を適用する。

5 | 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定によりその例によることとされた第一百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 | 第四項の規定の適用がある場合における第十七条の五第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、第十七条の五第一項中「五年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第二十九条の十八 略

2 略

3 |自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第四百五十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたとき限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車をいう。次項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車（同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車をいう。次項第二号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が最初の第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受け

第二十九条の十八 略

2 略

第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車をいう。）、天然ガス軽自動車（同項第二号に規定する天然ガス軽自動車をいう。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が最初の第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定

を受け

た月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気軽自動車

二 天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第四百四十六条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

第一号口

三千九百円

千円

た月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

第二号ハ(1)(i)	六千九百円	千八百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	二千七百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	千円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	千三百円

3

次に掲げる第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、三輪以上のものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次号及び次項において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第三号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次号及び次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第三号イ(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率（次項第一号において「平成三十二年度

基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

二 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十六条第一項第三号口(2)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率(次項第二号において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百三十五を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第二号口	三千九百円	二千円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円	三千五百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	五千四百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	千九百円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	二千五百円

4 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成三十二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン
軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は
窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素
酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率
が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た
数値以上のもので総務省令で定めるもの

二 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリ
ン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又
は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒
素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効
率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて
得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第二号ロ	三千九百円	三千円
第一号ハ(1)(i)	六千九百円	五千二百円
第一号ハ(1)(ii)	一万八百円	八千百円
第一号ハ(2)(i)	三千八百円	二千九百円
第一号ハ(2)(ii)	五千円	三千八百円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第三十条の二

市町村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪
以上の軽自動車が前条第二項から第四項までに規定する窒素酸化物の排
出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒

素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車(以下この項において「減税対象車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市町村長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第四百六十三条の十七の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第四百六十一条の十九から第四百六十三条の二十一までの規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第三項、第十八条第一項及び第四百六十三条の二十四第一項の規定の適用については、第十七条の五第三項中「三年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」と、第四百六十三条の二十四第一項中「納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。以下この款において同じ」とあるのは「附則第三十条の二第二項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合は、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

5 前各項に定めるものほか、これらの規定の適用がある場合における軽自動車税の種別割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第四十四条の二

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第十二条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われることによりその居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納稅義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第十二条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第四十四条の二

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第十二条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われることによりその居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納稅義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第十二条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条

において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。

号	第一項第一 附則第四条	第一項第一 附則第四条 の五第七項第一号	租税特別措置法第四十一 条の五第七項第一号	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律（平成二十 三年法律第二十九号）第十 一条の七第一項の規定によ り読み替えて適用される租 税特別措置法第四十一条の 五第七項第一号
第三十六条の五	同法	租税特別措置法	第三十六条の五（これらの 規定が東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第十 一条の七第一項の規定によ り適用される場合を含む。 次条第一項第一号において 同じ。）	

三項	附則第三十 四条の二第		附則第三十 四条第一項		附則第三十一項 第三十五条第一項	同法		第一条	附則第四条 の二第一項 第一条
条の五	第三十五条の二まで、第 三十六条の二、第三十六 条の五	第三十五条の二まで、第 三十六条の二、第三十六 条の五	同法第三十一条第一項					第七項第一号	条の五の二第七項第一号
十二条の七第一項の規定に の臨時特例に関する法律第 災者等に係る国税関係法律	十五条（東日本大震災の被	第三十四条の三まで、第三 十五条（東日本大震災の被	第一項 租税特別措置法第三十一条	場合を含む。）	第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関 する法律第十二条の七第一 項の規定により適用される 場合を含む。）	租税特別措置法	第七項第一号	七第一項の規定により読み 替えて適用される租税特別 措置法第四十一条の五の二 第七項第一号	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十二条の 七第一項の規定により読み 替えて適用される租税特別 措置法第四十一条の五の二 第七項第一号

第一項 同法第三十二条第一項 租税特別措置法第三十二条 場合を含む。)	第三十五条第一項 第五条第一項 附則第三十 一項	第三十五条第一項 四条の三第 一項	附則第三十 一項 四条の三第 一項 条の三第一項 租税特別措置法第三十一 条の三第一項 東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第十二条の 七第一項の規定により適用 される租税特別措置法第三 十二条の三第一項 第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に關 する法律第十一条の七第一 項の規定により適用される 場合を含む。）	より適用される場合を含む 。）、第三十五条の二、第三 十六条の二若しくは第三 十六条の五（これらの規定 が東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨時 特例に関する法律第十二条 の七第一項の規定により適 用される場合を含む。）

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納稅義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一條の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項及び第七項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。同項において同じ。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災

により滅失（震災特例法第十一條の七第四項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことにより、その居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納稅義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等

の譲渡

は、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。

附則第四条		第一項第一号	租税特別措置法第四十一 条の五第七項第一号	第三十六条の五
同法			東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律（平成二十 三年法律第二十九号）第十 一条の七第四項の規定によ り読み替えて適用される租 税特別措置法第四十一条の 五第七項第一号	第三十六条の五（これらの 規定が東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第十 条の五第七項第一号）
租税特別措置法			東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律（平成二十 三年法律第二十九号）第十 一条の六第一項の規定によ り読み替えて適用される租 税特別措置法第四十一条の 五第七項第一号	第三十六条の五（これらの 規定が東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第十 条の六第一項第一号）

により滅失（震災特例法第十一條の六第一項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納稅義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一條の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。

附則第四条		第一項第一号	租税特別措置法第四十一 条の五第七項第一号	第三十六条の五
同法			東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律（平成二十 三年法律第二十九号）第十 一条の六第一項の規定によ り読み替えて適用される租 税特別措置法第四十一条の 五第七項第一号	第三十六条の五（これらの 規定が東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第十 条の六第一項第一号）
租税特別措置法			東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律（平成二十 三年法律第二十九号）第十 一条の六第一項の規定によ り読み替えて適用される租 税特別措置法第四十一条の 五第七項第一号	第三十六条の五（これらの 規定が東日本大震災の被災 者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第十 条の六第一項第一号）

附則第三十 四条第一項	附則第五条 の四第一項 第二号口	附則第四条 の二第一項 第一号	
第三十五条第一項	第三十一条の三 の四第一項 第二号口	同法	租税特別措置法第四十一 条の五の二第七項第一号 東日本大震災の被災者等に り適用される場合を含む。 次条第一項第一号において 同じ。)
第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関 する法律第十二条の七第四 項の規定により適用される 場合を含む。）	第三十一条の三（東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する 法律第十二条の七第四項の規 定により適用される場合を含 む。）	租税特別措置法 第七項第一号	第三十一条の三 の四第一項 第二号口

附則第三十 四条第一項	附則第五条 の四第一項 第二号口	附則第四条 の二第一項 第一号	
第三十五条第一項	第三十一条の三 の四第一項 第二号口	同法	租税特別措置法第四十一 条の五の二第七項第一号 東日本大震災の被災者等に り適用される場合を含む。 次条第一項第一号において 同じ。)
第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関 する法律第十二条の六第一 項の規定により適用される 場合を含む。）	第三十一条の三（東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する 法律第十二条の六第一項の規 定により適用される場合を含 む。）	租税特別措置法 第七項第一号	

一項	附則第三十 四条の三第一項 条の三第一項	附則第三十 四条の二第一項 条の五	同法第三十一條第一項 第一項 場合を含む。)
一項	租税特別措置法第三十一 一条	第三十五条の二まで、第 三十六条の二、第三十六 条の五	同法第三十一條第一項 第一項 租税特別措置法第三十一條 第一項 場合を含む。)
一項	附則第三十 四条の三第一項 条の三第一項	第三十五条の二まで、第 三十六条の二、第三十六 条の五	同法第三十一條第一項 第一項 租税特別措置法第三十一條 第一項 場合を含む。)

一項	附則第三十 四条の三第一項 条の三第一項	附則第三十 四条の二第一項 条の五	同法第三十一條第一項 第一項 場合を含む。)
一項	租税特別措置法第三十一 一条	第三十五条の二まで、第 三十六条の二、第三十六 条の五	同法第三十一條第一項 第一項 租税特別措置法第三十一條 第一項 場合を含む。)
一項	附則第三十 四条の三第一項 条の三第一項	第三十五条の二まで、第 三十六条の二、第三十六 条の五	同法第三十一條第一項 第一項 租税特別措置法第三十一條 第一項 場合を含む。)

附則第三十
第三十五条第一項

第五条第一項

		第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の七第四項の規定により適用される場合を含む。）
同法第三十二条第一項 第一項	租税特別措置法第三十二条 第一項	同法第三十二条第一項 第一項

4 | その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失したことにより、その居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十二条の七第五項に規定する相続人をいう。以下この項及び第九項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。同項において同じ。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷

附則第三十
第三十五条第一項

第五条第一項

		第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
同法第三十二条第一項 第一項	租税特別措置法第三十二条 第一項	同法第三十二条第一項 第一項

2 | その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失したことによつて、その居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十二条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項及び第五項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。第五項において同じ。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷

地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。

5| 前各項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

6| その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示

等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。

3| 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

第一項第一 附則第四条 租税特別措置法第四十一 条の五第七項第一号	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 定を適用する。
--	---

								号
同法	同法	第三十六条の五	同法	第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。次条第一項第一号において同じ。）	租税特別措置法	第五第七項第一号	税特別措置法第四十一条のり読み替えて適用される租税特別措置法第四十九号）第十三年法律第二十九号）第十一条の七第一項の規定によ	例に關する法律（平成二十一年法律第二十九号）第十一条の七第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条のり読み替えて適用される租税特別措置法第四十九号）第十三年法律第二十九号）第十
租税特別措置法	第七項第一号	第三十六条の五の二第七項第一号	同法	第三十六条の五の二第七項第一号	同法	第五第七項第一号	税特別措置法第四十一条のり読み替えて適用される租税特別措置法第四十九号）第十三年法律第二十九号）第十	例に關する法律（平成二十一年法律第二十九号）第十一条の七第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条のり読み替えて適用される租税特別措置法第四十九号）第十三年法律第二十九号）第十

附則第三十 六項	附則第三十 六項	附則第三十 六項	附則第三十 六項	附則第三十 六項
租税特別措置法第三十一	第三十五条の二まで、第 三十六条の二、第三十六 条の五	同法第三十一条第一項	租税特別措置法第三十一条 第一項	第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に關 する法律第十一条の七第一 項の規定により適用される 場合を含む。）
東日本大震災の被災者等に 用される場合を含む。）	十五条（東日本大震災の被 災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第 十一条の七第一項の規定に より適用される場合を含む 。）、第三十五条の二、第 三十六条の二（若しくは第三 十六条の五（これらの規定 が東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律第十一条 の七第一項の規定により適 用される場合を含む。））	第三十四条の三まで、第三 十五条（東日本大震災の被 災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第 十一条の七第一項の規定に より適用される場合を含む 。）、第三十五条の二、第 三十六条の二（若しくは第三 十六条の五（これらの規定 が東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律第十一条 の七第一項の規定により適 用される場合を含む。））	第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に關 する法律第十一条の七第一 項の規定により適用される 場合を含む。）	第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に關 する法律第十一条の七第一 項の規定により適用される 場合を含む。）

7	その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供	六条 附則第三十	五条第五項 附則第三十	三条十五第一項 第三十五条第一項	同法第三十二条第一項 第三十五条第一項	第三十五条第一項 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）	四条の三第三項 三条の三第一項 係る国税関係法律の臨時条例に関する法律第十二条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
		同法					
		租税特別措置法	租税特別措置法第三十二条第一項 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）	租税特別措置法第三十二条第一項 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）	租税特別措置法第三十二条第一項 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）	租税特別措置法第三十二条第一項 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）	租税特別措置法第三十二条第一項 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）

することができなくなつた市町村民税の所得割の納稅義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

8 | その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことにより、その居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納稅義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

4 |

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納稅義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

附則第四条 第一項第一 号	附則第四条 第一項第一 号	租税特別措置法第四十一 条の五第七項第一号	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律（平成二十 三年法律第二十九号）第十 一条の七第四項の規定によ り読み替えて適用される租 税特別措置法第四十一条の 五第七項第一号
附則第四条 第一項第一 号	附則第四条 第一項第一 号	租税特別措置法第四十一 条の五第七項第一号	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律（平成二十 三年法律第二十九号）第十 一条の六第一項の規定によ り読み替えて適用される租 税特別措置法第四十一条の 五第七項第一号

附則第四条 第一項第一 号	附則第四条 第一項第一 号	租税特別措置法第四十一 条の五第七項第一号	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律（平成二十 三年法律第二十九号）第十 一条の六第一項の規定によ り読み替えて適用される租 税特別措置法第四十一条の 五第七項第一号
附則第四条 第一項第一 号	附則第四条 第一項第一 号	租税特別措置法第四十一 条の五第七項第一号	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律（平成二十 三年法律第二十九号）第十 一条の六第一項の規定によ り読み替えて適用される租 税特別措置法第四十一条の 五第七項第一号

六項 四条の二第 三条の五	附則第三十 第三十五条の二まで、第 三十六条の二、第三十六 条の五	同法第三十一条第一項 第一項	第三十五条第一項 第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関 する法律第十二条の七第四 項）の規定により適用される 場合を含む。）	附則第三十 第三十五条第一項 第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関 する法律第十二条の七第四 項）の規定により適用される 場合を含む。）
六項 四条の二第 三条の五	附則第三十 第三十四条の三まで、第三 十五条（東日本大震災の被 災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第 十二条の七第四項）の規定に より適用される場合を含む 。）、第三十五条の二、第	同法第三十一条第一項 第一項	第三十五条第一項 第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関 する法律第十二条の六第一 項）の規定により適用される 場合を含む。）	附則第三十 第三十五条第一項 第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関 する法律第十二条の六第一 項）の規定により適用される 場合を含む。）

六項 四条の二第 三条の五	附則第三十 第三十五条の二まで、第 三十六条の二、第三十六 条の五	同法第三十一条第一項 第一項	第三十五条第一項 第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関 する法律第十二条の六第一 項）の規定により適用される 場合を含む。）	附則第三十 第三十五条第一項 第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関 する法律第十二条の六第一 項）の規定により適用される 場合を含む。）
六項 四条の二第 三条の五	附則第三十 第三十四条の三まで、第三 十五条（東日本大震災の被 災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第 十二条の六第一項）の規定に より適用される場合を含む 。）、第三十五条の二、第	同法第三十一条第一項 第一項	第三十五条第一項 第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関 する法律第十二条の六第一 項）の規定により適用される 場合を含む。）	附則第三十 第三十五条第一項 第三十五条第一項（東日本 大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関 する法律第十二条の六第一 項）の規定により適用される 場合を含む。）

六条 附則第三十		五条第五項 附則第三十	三項 四条の三第 四条第三十	租税特別措置法第三十一 条の三第一項 附則第三十	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時条例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一條の規定により適用される租税特別措置法第三十一條の規定により適用される場合を含む。)
第三十五条第一項 同法第三十二条第一項		第三十五条第一項 第三十五条第一項 第三十五条第一項	十一條の三第一項 十一條の三第一項 十一條の三第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。） 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。） 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。）	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。） 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。） 第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一條の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
大震災の被災者等に係る国 第三十五条第一項（東日本	第一項 租税特別措置法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項 租税特別措置法第三十二条第一項 租税特別措置法第三十二条第一項			

税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第四項の規定により適用される場合を含む。)

9	その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことにより、その居住の用に供することができなくなった市町村民税の所得割の納稅義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人が、当該滅失をした旧家屋の敷地の用に供されていいた土地等の譲渡をした場合における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。	同法 租税特別措置法	同法 租税特別措置法
---	--	---------------	---------------

税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)

5	その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった市町村民税の所得割の納稅義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人が、当該滅失をした旧家屋の敷地の用に供されていいた土地等の譲渡をした場合における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。	同法 租税特別措置法	同法 租税特別措置法
---	--	---------------	---------------

- 10 第六項から前項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出

- 6 前二項 の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納稅通知書が送達される時までに提出

されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割の非課税等）

第五十三条の二 道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車又は第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次条第一項において「被災自動車等」という。）の所有者（第一百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替自動車の取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、第一百四十六条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車に対しては、自動車税の環境性能割を課すことができない。

2 道府県は、次の各号に掲げる自動車又は第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次項において「自動車等」という。）で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第一百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これ

されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

らの規定に規定する買主) その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替自動車の取得が同日から平成三十三年三月三十日までの間に行われたときに限り、第一百四十六条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車に対しては、自動車税の環境性能割を課することができない。

一 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に關して原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車等を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この条及び次条において「自動車等持出困難区域」という。）内に当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

成十四年法律第八十七号) 第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示がされた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者(次号において「引取業者」という。)に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二

条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該移動させた日から

二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等 当該移動させた日から二月

以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

3 道府県は、自動車等持出困難区域内の自動車等(以下この項及び次条

第七項において「対象区域内自動車等」という。)の当該自動車等持出

困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第一百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に

規定する買主)その他の政令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車(以下この項及び次条第三項において「他の自動車」という。)の

取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域

内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成三十三年三月三十日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

4 | 道府県は、自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

5 | 道府県知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

6 | 前二項の規定により自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第四項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

7 | 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の非課税等)

第五十四条

第五十四条

削除

自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第百四十六条第一項の規定にかかるらず、それぞれ当該各号に定める年度分の自動車税の種別割を課することができない。

一 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間

二 平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間
平成三十一年度分及び平成三十二年度分

三 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間
平成三十二年度分及び平成三十三年度分

2 道府県は、前条第二項に規定する政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を前項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第百四十六条第一項の規定にかかるらず、それぞれ当該各号に定める年度分の自動車税の種別割を課することができない。

3 道府県は、前条第三項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなつた場合には、第一項各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 道府県は、自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

5 道府県知事は、前項の規定により自動車税の種別割に係る地方団体の

徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

6 | 前二項の規定により自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第四項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

7 | 対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第一百四十六条第一項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

8 | 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に対する軽自動車税の環境性能割の非課税等）

第五十七条 市町村は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した第一百四十五条第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次条第一項において「被災自動車等」という。）の所有者（第一百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車

等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車（以下この項において「代替軽自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り

、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しても、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

2 市町村は、次の各号に掲げる第百四十五条第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次項において「自動車等」という。）で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これら の規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車（以下この項において「代替軽自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が同日から平成三十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

一 附則第五十三条の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域（以下この条及び次条において「自動車等持出困難区域」という。）内に当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

市町村は、自動車等持出困難区域内の自動車等（以下この項及び次条において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区

域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車等以外の三輪以上の軽自動車（以下この項及び次条第五項において「他の三輪以上の軽自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の三輪以上の軽自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の三輪以上の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の三輪以上の軽自動車の取得が同日から平成三十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

- 4 | 附則第二十九条の九第一項に規定する定置場所在道府県（次項において「定置場所在道府県」という。）は、同項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該軽自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。
- 5 | 定置場所在道府県の知事は、前項の規定により軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

- 6 | 前二項の規定により軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金

を還付し、又は充当する場合には、第四項の規定による還付の申請がかつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

7 | 前各項に定めるものほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の非課税等)

第五十八条 市町村は、前条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車等に代わるものと市町村長が認める三輪以上の軽自動車を次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された三輪以上の軽自動車に対しても、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課することができない。

一 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間

平成三十二年度分

二 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間

平成三十二年度分及び平成三十三年度分

2 | 市町村は、原動機付自転車、軽自動車（二輪のものに限る。）及び二輪の小型自動車（以下この条において「二輪自動車等」という。）であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災二輪自動車等」という。）の所有者（第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を前項

各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しても、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課することができない。

3 | 市町村は、小型特殊自動車であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災小型特殊自動車」という。）

の所有者（第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課することができない。

4 | 市町村は、前条第二項に規定する政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める三輪以上の軽自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された三輪以上の軽自動車に対しては、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課することができない。

5 | 市町村は、前条第三項に規定する政令で定める者が、他の二輪以上の軽自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の三輪以上の軽自動車を取得した後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の三輪以上の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町長が認めるときは、当該他の三輪以上の軽自動車に対する当該各号に

定める年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

6

市町村は、次の各号に掲げる二輪自動車等で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しても、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課することができない。

- 一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
- 二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの
- 三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

7 市町村は、自動車等持出困難区域内の二輪自動車等（以下この項及び

第十三項において「対象区域内二輪自動車等」という。)の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の政令で定める者が対象区域内二輪自動車等以外の二輪自動車等(以下この項において「他の二輪自動車等」という。)を第一項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の二輪自動車等を取得した後に、対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の二輪自動車等を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の二輪自動車等に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

8 | 市町村は、次の各号に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるもの(以下この条において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。)の当該各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主)その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課すことができない。

一 | 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

三　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

9 | 市町村は、自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車（以下この項及び第十三項において「対象区域内小型特殊自動車」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内小型特殊自動車以外の小型特殊自動車（以下この項において「他の小型特殊自動車」という。）を第一項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の小型特殊自動車を取得した後に、対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の小型特殊自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

10 | 市町村は、軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該軽自動車税の種別割について第五項、第七項又は前項

の規定の適用があることとなつたときは、これらの規定の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

11| 市町村長は、前項の規定により軽自動車税の種別割に係る地方団体の

徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

12| 前二項の規定により軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第十項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

13| 対象区域内自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。）、対象区域内二輪自動車等又は対象区域内小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内軽自動車等」という。）が、対象区域内用途廃止等自動車等、対象区域内用途廃止等二輪自動車等又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内軽自動車等は、第四百四十三条第一項の規定の適用については、当該対象区域内軽自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後軽自動車等でなかつたものとみなす。

14| 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条による改正（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号））

	改 正 後	改 正 前
	<p>（預貯金者等情報の管理）</p> <p>第二十条の十一の二 金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報（預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。以下この条において同じ。）の氏名（法人にあつては、名称。次条及び第二十条の十一の四において同じ。）及び住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。次条及び第二十条の十一の四において同じ。）その他預貯金等（預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。）の内容に関する事項であつて総務省令で定めるものをいう。）を当該金融機関等が保有する預貯金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。次条及び第二十条の十一の四において同じ。）（法人にあつては、法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）。次条及び第二十条の十一の四において同じ。）により検索することができる状態で管理し</p>	<p>（預貯金者等情報の管理）</p> <p>第二十条の十一の二 金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。）は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報（預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。）の氏名（法人にあつては、名称。）及び住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。）その他預貯金等（預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。）の内容に関する事項であつて総務省令で定めるものをいう。）を当該預貯金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）（法人にあつては、法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。）により検索することができる状態で管理し</p>

なければならない。

(口座管理機関の加入者情報の管理)

第二十条の十一の三

口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関（同法第四十四条第一項第十三号に掲げる者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、加入者情報（当該口座管理機関の加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の氏名及び住所又は居所その他社債等（同法第二条第一項に規定する社債等をいう。次条において同じ。）の内容に関する事項であつて総務省令で定めるものをいう。）を当該口座管理機関が保有する当該加入者の個人番号により検索することができる状態で管理しなければならない。

(振替機関の加入者情報の管理)

第二十条の十一の四

振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、加入者情報（当該振替機関又はその下位機関（同法第二条第九項に規定する下位機関をいう。）の加入者の氏名及び住所又は居所その他株式等（社債等のうち総務省令で定めるものをいう。）の内容に関する事項であつて総務省令で定めるものをいう。）を当該振替機関が保有する当該加入者の個人番号により検索することができ
る状態で管理しなければならない。

なければならない。

(個人の道府県民税の非課税の範囲)

第二十四条の五 道府県は、次の各号のいずれかに該当する者に対しても、道府県民税の均等割及び所得割（第二号に該当する者にあつては、第五十条の二の規定により課する所得割（以下この款及び次款において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課すことができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 略

二 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）

2 及び 3 略

(個人の道府県民税の申告等)

第四十五条の二 第二十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の二第一項の市町村民税に関する申告書と併せて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」

(個人の道府県民税の非課税の範囲)

第二十四条の五 道府県は、次の各号のいずれかに該当する者に対しても、道府県民税の均等割及び所得割（第二号に該当する者にあつては、第五十条の二の規定により課する所得割（以下この款及び次款において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課すことができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 略

二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）

2 及び 3 略

(個人の道府県民税の申告等)

第四十五条の二 第二十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の二第一項の市町村民税に関する申告書と併せて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」

と/orの支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは第三十四条第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三十二条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三十七条の二第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第十一条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに第三百一十七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

一〇七 略

八 当該道府県民税に関する申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

2
6
略

と/orの支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは第三十四条第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三十二条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三十七条の二第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第十一条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに第三百一十七条の二第一項ただし書に規定する市町村の条例で定める者については、この限りでない。

一〇七 略

2
6
略

八 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の
徴収猶予）

第五十五条の二 道府県知事は、法人が法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約（以下この節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項、第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。）又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この節において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この節において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（次条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」という。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定によ

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の
徴収猶予）

第五十五条の二 道府県知事は、法人が法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約（以下この節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項、第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。）又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この節において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この節において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（次条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」という。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定によ

り納付すべき法人税割額を限度として、第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条第一項又は第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

256 略

（法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第五十五条の三 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場

り納付すべき法人税割額を限度として、第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条第一項又は第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

256 略

（法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第五十五条の三 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場

合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2～5 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予）

第五十五条の四 道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項又は第六十八条の百七の二第一項の規定の適用がある場合の申立てに限り。）をした場合（次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という。）には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項及び同条において「対象連結法人」といいう。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第二十
八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに

合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2～5 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予）

第五十五条の四 道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項又は第六十八条の百七の二第一項の規定の適用がある場合の申立てに限り。）をした場合（次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という。）には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項及び同条において「対象連結法人」といいう。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第二十
八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに

限る。以下この項及び次条において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時において当該法人税割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若

限る。以下この項及び次条において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第五十三条第二十三項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時において当該法人税割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若

しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2～6 略

(連結法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知)

第五十五条の五

国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合には、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する対象連結法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に、当該連結親法人が申立てをした旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

2～5 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)

第七十二条の三十九の二

道府県知事は、法人が法人税法第二百三十九条第一項に規定する租税条約（以下この条から第七十二条の三十九の五までにおいて「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項、第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項の規定の適用があ

しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2～6 略

(連結法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知)

第五十五条の五

国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合には、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する対象連結法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に、当該連結親法人が申立てをした旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

2～5 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)

第七十二条の三十九の二

道府県知事は、法人が法人税法第二百三十九条第一項に規定する租税条約（以下この条から第七十二条の三十九の五までにおいて「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項、第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項の規定の適用があ

る場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。）又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項及び第七十二条の三十九の四において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この条から第七十二条の三十九の五までにおいて「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（次条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」という。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十一第三項又は第七十二条の四十四第一項の

る場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。）又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項及び第七十二条の三十九の四において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この条から第七十二条の三十九の五までにおいて「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（次条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」という。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十一第三項又は第七十二条の四十四第一項の

規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該所得割額若しくは付加価値割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

256 略

（法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第七十二条の三十九の三 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、これらの申立てに係る租税特別措置法第

規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該所得割額若しくは付加価値割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

256 略

（法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第七十二条の三十九の三 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、これらの申立てに係る租税特別措置法第

六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

254 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第七十二条の三十九の四 道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項又は第六十八条の百七の二第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という。）には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項及び同条において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした対象連結法人に係るものに

六十六条の四第二十一項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

254 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第七十二条の三十九の四 道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項又は第六十八条の百七の二第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という。）には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項及び同条において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第二十二項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした対象連結法人に係るものに

限る。以下この項において同じ。）に基づいて第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十一第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合はその他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徵収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時において当該所得割額若しくは付加価値割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割

限る。以下この項において同じ。）に基づいて第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十一第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合はその他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徵収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時において当該所得割額若しくは付加価値割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割

額若しくは当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

256 略

(連結法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知)

第七十二条の三十九の五 国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合には、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する対象連結法人にあっては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に、当該連結親法人が申立てをした旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第二十一条第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

254 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予)

第七十二条の五十七の二 事業を行う個人が租税条約（所得税法第二百六十二条第一項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の

額若しくは当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

256 略

(連結法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知)

第七十二条の三十九の五 国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合には、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する対象連結法人にあっては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に、当該連結親法人が申立てをした旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第二十一条第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

254 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予)

第七十二条の五十七の二 事業を行う個人が租税条約（所得税法第二百六十二条第一項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の

規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第四十条の三の三第一項又は第四十一条の十九の五第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。）又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び同条において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（同条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」という。）には、道府県知事は、これらの申立てに係る同法第四十条の三の三第二十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る所得税の額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の計算の基礎となつた所得に基づいて課された事業税額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限（第七十二条の六十六第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて事業税を課した日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徵収の猶予期間」という。）に限り、そ

規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第四十条の三の三第一項又は第四十一条の十九の五第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。）又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（次条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」という。）には、道府県知事は、これらの申立てに係る同法第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る所得税の額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の計算の基礎となつた所得に基づいて課された事業税額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限（第七十二条の六十六第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて事業税を課した日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徵収の猶予期間」という。）に限り、そ

の徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該事業税額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2～6 略

(個人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知)

第七十二条の五十七の三 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、これらの申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の三第二十二項第一号に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした事業税の納税義務者の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する納税義務者にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2～4 略

(農地中間管理機構 の農地の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等)

第七十三条の二十七の六 道府県は、

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構

の徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該事業税額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2～6 略

(個人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知)

第七十二条の五十七の三 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、これらの申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の三第十六項第一号に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした事業税の納税義務者の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する納税義務者にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2～4 略

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等)

第七十三条の二十七の六 道府県は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下この項において「

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構

が、農業經營基盤強化促進法（

昭和五十五年法律第六十五号）

第七条第一号に

掲げる事業（同法第四条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間（当該貸付期間のうち延長に係るもの）を除く。）が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この項において「農地売買事業」という。）の実施により政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適當な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適當な土地について開発をした場合には、開発後の農地）をその取得の日から五年以内（同日から五年以内に、これらの土地について土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業で同項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日として政令で定める日後一年を経過する日がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間）に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業經營基盤強化促進法第七条第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

2 道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項

農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業經營基盤強化促進法第四条第三項第一号口に規定する農地売買等事業又は同法第七条第一号に掲げる事業（それぞれ同法第四条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間（当該期間のうち延長に係るもの）を除く。）が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この項において「農地売買事業」という。）の実施により政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適當な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適當な土地について開発をした場合には、開発後の農地）をその取得の日から五年以内（これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるものの（これらの事業に係る調査で国行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日として政令で定める日後一年を経過する日がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間）に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業經營基盤強化促進法第七条第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地利用集積円滑化団体等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

2 道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項

の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する一年を経過する日までの期間）を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 略

第四目 市町村に対する交付

第一百七十七条の六

道府県は、当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十三に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して交付するものとする。

2 及び 3 略

（個人の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十五条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第二号に該当する者にあつては、第三百二十八条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しな

の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 略

第四目 市町村に対する交付

第一百七十七条の六

道府県は、当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して交付するものとする。

2 及び 3 略

（個人の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十五条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第二号に該当する者にあつては、第三百二十八条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しな

い者については、この限りでない。

一 略

二 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の

前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）

2及び3 略

（市町村民税の申告等）

第三百十七条の二 第二百九十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは第三百十四条の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第

い者については、この限りでない。

一 略

二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の

前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）

2及び3 略

（市町村民税の申告等）

第三百十七条の二 第二百九十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令で定めるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの）を除く。）若しくは第三百十四条の二第五項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第

三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するもの）を除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第十一項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一〇七 略

八 当該申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

九 略
259 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徵収猶予）

第三百二十二条の七の十三 個人の市町村民税の納税義務者が租税条約（所得税法第六百六十二条第一項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第四十条の三の三第一項又は第四十一条の十九の五第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが

三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金（特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するもの）を除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第十一項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一〇七 略

八 略
259 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徵収猶予）

第三百二十二条の七の十三 個人の市町村民税の納税義務者が租税条約（所得税法第六百六十二条第一項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第四十条の三の三第一項又は第四十一条の十九の五第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが

行われた場合」という。) 又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者(以下この項において「条約相手国等」といふ。)の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議(以下この項及び同条において「相互協議」といふ。)の申入れがあつた場合(同条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」といふ。)には、市町村長は、これらの申立てに係る同法第四十条の三の三第二十二項第一号(同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)に掲げる更正決定に係る所得税の額(これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)の計算の基礎となつた所得に基づいて課された市町村民税額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限(第三百二十九条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて市町村民税を課した日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」といふ。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該市町村民税額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

行われた場合」という。) 又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者(以下この項において「条約相手国等」といふ。)の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議(以下この項及び次条において「相互協議」といふ。)の申入れがあつた場合(次条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」といふ。)には、市町村長は、これらの申立てに係る同法第四十条の三の三第十六項第一号(同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)に掲げる更正決定に係る所得税の額(これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)の計算の基礎となつた所得に基づいて課された市町村民税額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限(第三百二十九条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて市町村民税を課した日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」といふ。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該市町村民税額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

(個人の市町村民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知)

第三百二十二条の七の十四 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、これらの申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の三第二十二項第一号に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした市町村民税の納税義務者の住所所在地の市町村長に通知しなければならない。

2及び3 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予)

第三百二十二条の十一の二 市町村長は、法人が法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約（以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項、第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項及び次条第一項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第一項において「

(個人の市町村民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知)

第三百二十二条の十一の二 市町村長は、法人が法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約（以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項、第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項及び次条第一項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第一項において「

「相互協議」という。）の申入れがあつた場合には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十一条の八第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第三百二十二条の八第二十三項又は第三百二十二条の十二第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項又は第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合は、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徵収の猶予期間」という。）に限り、その徵収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税割額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

「相互協議」という。）の申入れがあつた場合には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十一条の八第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第三百二十二条の八第二十三項又は第三百二十二条の十二第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項又は第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合は、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徵収の猶予期間」という。）に限り、その徵収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税割額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の
市町村民税の徴収猶予）

第三百二十二条の十一の三 市町村長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項又は第六十八条の百七の二第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十二条の八第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十二条の十一第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第三百二十二条の八第二十三項又は次条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の
市町村民税の徴収猶予）

第三百二十二条の十一の三 市町村長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項又は第六十八条の百七の二第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第二十二項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十二条の八第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十二条の十一第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第三百二十二条の八第二十三項又は次条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人

税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十二条の十一第一項又は第三項の規定により更正をした場合における当該更正がされた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時において当該法人税割額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

256 略

附 則

（不動産取得税の非課税）

第十条 略

255 略

6| 道府県は、農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部

を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「農地中間管理事業法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規

定の施行の際現に存する農地中間管理事業法等改正法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第十二条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体から農地中間管理事業法等改正法附則第三条第一項の規定により農用地等（農業経営基盤強化促進法第四条第一項に規定する農用地等をいう。）を取得した場合には、第七十三条の二第一項の規定に

税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十二条の十一第一項又は第三項の規定により更正をした場合における当該更正がされた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時において当該法人税割額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

256 略

附 則

（不動産取得税の非課税）

第十条 略

255 略

6| 道府県は、農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部

を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「農地中間管理事業法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する農地中間管理事業法等改正法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第十二条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体から農地中間管理事業法等改正法附則第三条第一項の規定により農用地等（農業経営基盤強化促進法第四条第一項に規定する農用地等をいう。）を取得した場合には、第七十三条の二第一項の規定に

かかわらず、当該農用地等の取得に対しても、不動産取得税を課することができない。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十二条の三 略

2及び3 略

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第百七十七条の七第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十二条の三 略

2及び3 略

第十二条の四 略

2及び3 略

4 第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて

課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円
第二号	三万四千五百円
第三号	三万九千五百円
第四号	四万五千円
第五号	五万五千円
第六号	五万八千円
第七号	六万六千五百円
第八号	七万六千五百円
第九号	八万八千円
第十号	十一万千円
	二万八千円
	二万二千円
	一万九千五百円
	一万七千円
	一万三千円
	一万千円
	五千五百円
	四千五百円
	三千五百円
	二千五百円
	一千五百円
	九百円

5 第一項の規定の適用を受ける自動車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割(第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	一万五千円
第二号	三万四千五百円	一万七千五百円
第三号	三万九千五百円	二万円
第四号	四万五千円	二万二千五百円
第五号	五万千円	二万五千五百円
第六号	五万八千円	二万九千円
第七号	六万六千五百円	三万三千五百円
第八号	七万六千五百円	三万八千五百円
第九号	八万八千円	四万四千円
第十号	十一万千円	五万五千五百円

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第十二条の五 道府県知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第十二条の三第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項から第四項まで

の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第十二条の五 道府県知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第十二条の三第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項若しくは第三項又は前条第四項若しくは第五項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判

断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 略

2～42 略

43 農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が平成二十八年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間に同条第五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する農地中間管理権（以下この項において「農地中間管理権」という。）を取得した土地（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にあるものに限る。）で総務省令で定めるもののうち、農地中間管理権の存続期間が十年以上のものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から二年度分（農地中間管理権の存続期間が十五年以上のものにあつては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 略

2～42 略

43 農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が平成二十八年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間に同条第五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する農地中間管理権（以下この項において「農地中間管理権」という。）を取得した土地（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にあるものに限る。）で総務省令で定めるもののうち、農地中間管理権の存続期間が十年以上のものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から二年度分（農地中間管理権の存続期間が十五年以上のものにあつては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車をいう。次項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車（同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車をいう。次項第二号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が最初の第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定（次項から第五項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車をいう。次項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車（同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車をいう。次項第二号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が最初の第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

5 | 第二項に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第三十条の二 市町村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から第四項までに規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項から第五項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第三十条の二 市町村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から第四項までに規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2
5

略

2
5

略

第四条による改正（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号））

	改 正 後	改 正 前
<p>第七十二条の七十五） に、〔第一百十二条〕を〔第一百四十三条〕に、 ――</p> <p>第七十二条の七十五） に、〔第一百十二条〕を〔第一百四十三条〕に、 ――</p> <p>第七節　自動車取得税</p> <p>第一款　通則（第一百十三条—第一百十七条）</p> <p>第二款　課税標準及び税率（第一百十八条—第一百二十条）</p> <p>第三款　申告納付並びに更正及び決定等（第一百二十一一条—第一百三十三</p> <p>第四款　督促及び滞納処分（第一百三十四条—第一百四十二条）</p> <p>第五款　市町村に対する交付（第一百四十三条）</p> <p>第七節の二　軽油引取税</p>	<p>第二条　地方税法の一部を次のように改正する。 目次中「第四款　督促及び滞納処分（第七十二条の六十六—第七十二条 〔第四款　督促及び滞納処分（第七十二条の六十六— 条の七十六）〕」を 第五款　市町村に対する交付（第七十二条の七十六 ――</p> <p>第二条　地方税法の一部を次のように改正する。 目次中「第四款　督促及び滞納処分（第七十二条の六十六—第七十二条 〔第四款　督促及び滞納処分（第七十二条の六十六— 条の七十六）〕」を 第五款　市町村に対する交付（第七十二条の七十六 ――</p> <p>第七節　自動車取得税</p> <p>第一款　通則（第一百十三条—第一百十七条）</p> <p>第二款　課税標準及び税率（第一百十八条—第一百二十条）</p> <p>第三款　申告納付並びに更正及び決定等（第一百二十一一条—第一百三十三</p> <p>第四款　督促及び滞納処分（第一百三十四条—第一百四十二条）</p> <p>第五款　市町村に対する交付（第一百四十三条）</p> <p>第七節の二　軽油引取税</p>	

条) を「第七節 軽油引取税」に、「第八節 自動車税（第一百四十五

」

「第八節 自動車税

- 第一款 通則（第一百四十五条—第一百五
第二款 環境性能割

第一条 課税標準及び税率（第一百五
第二条 申告納付並びに更正及び決
第三条 督促及び滞納処分（第一百七
第四条 市町村に対する交付（第一百七
第五条 第百七十七条）」を

第三款 種別割

- 第一目 税率（第一百七十七条の七）
第二目 賦課及び徴収（第一百七十七
第三目 督促及び滞納処分（第一百七
第五条 第百七十七条の五）」を

「第八節 自動車税

- 第一款 通則（第一百四十五条—第一百五
第二款 環境性能割

第一条 課税標準及び税率（第一百五
第二条 申告納付並びに更正及び決
第三条 督促及び滞納処分（第一百七
第四条 市町村に対する交付（第一百七
第五条 第百七十七条の五）」を

第三款 種別割

- 第一目 税率（第一百七十七条の七）
第二目 賦課及び徴収（第一百七十七
第三目 督促及び滞納処分（第一百七
第五条 第百七十七条の五）」を

条) を「第七節 軽油引取税」に、「第八節 自動車税（第一百四十五

」

「第八節 自動車税

- 第一款 通則（第一百四十五条—第一百五
第二款 環境性能割

第一条 課税標準及び税率（第一百五
第二条 申告納付並びに更正及び決
第三条 督促及び滞納処分（第一百七
第四条 市町村に対する交付（第一百七
第五条 第百七十七条の五）」を

第三款 種別割

- 第一目 税率（第一百七十七条の七）
第二目 賦課及び徴収（第一百七十七
第三目 督促及び滞納処分（第一百七
第五条 第百七十七条の五）」を

十六条 第百五十八条）
定等（第一百五十九条—第一百七十二条）
十三条 第百七十七条の五）

に、「第三節 軽自動車税（

十六条 第百五十八条）
定等（第一百五十九条—第一百七十二条）
十三条 第百七十七条の五）

に、「第三節 軽自動車税（

七十七条の六)

条の八—第一百七十七条の十八)

十七条の十九—第一百七十七条の二十三)」

「第三節 軽自動車税

第一款 通則（第四百四十

第二款 環境性能割

第一目 課税標準及び税

第二目 申告納付並びに

第三目 督促及び滞納処

第四百四十二条—第四百六十三条)」を

第三款 種別割

第一目 税率（第四百六

第二目 賦課及び徴収（

第三目 督促及び滞納処

二条—第四百四十九条)

率（第四百五十条—第四百五十二条）

更正及び決定等（第四百五十三条—第四百六十三条の四）

分（第四百六十三条の五一—第四百六十三条の十四）

に改める。

十三条の十五)

七十七条の六)

条の八—第一百七十七条の十八)

十七条の十九—第一百七十七条の二十三)」

「第三節 軽自動車税

第一款 通則（第四百四十

第二款 環境性能割

第一目 課税標準及び税

第二目 申告納付並びに

第三目 督促及び滞納処

第四百四十二条—第四百六十三条)」を

第三款 種別割

第一目 税率（第四百六

第二目 賦課及び徴収（

第三目 督促及び滞納処

二条—第四百四十九条)

率（第四百五十条—第四百五十二条）

更正及び決定等（第四百五十三条—第四百六十三条の四）

分（第四百六十三条の五一—第四百六十三条の十四）

に改める。

十三条の十五)

第四百六十三条の十六―第四百六十三条の二十四)

分(第四百六十三条の二十五―第四百六十三条の二十九)」

(中略)

第七十二条の七十一から第七十二条の七十六までを次のように改める。

第七十二条の七十一から第七十二条の七十五まで 削除

第七十二条の七十六 道府県は、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、次の各号に掲げる道府県の区分に応じ、当該各号に定める額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

一 第七十二条の二十四の七第七項の規定により同条第一項から第三項までに規定する標準税率(以下この号において「標準税率」という。)を超える税率で事業税を課する道府県 当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から当該額に当該道府県が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額

二 前号に掲げる道府県以外の道府県 当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額

(中略)

第四百六十三条の十六―第四百六十三条の二十四)

分(第四百六十三条の二十五―第四百六十三条の二十九)」

(中略)

第七十二条の七十一から第七十二条の七十六までを次のように改める。

第七十二条の七十一から第七十二条の七十五まで 削除

第七十二条の七十六 道府県は、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

一 第七十二条の二十四の七第七項の規定により同条第一項から第三項までに規定する標準税率(以下この号において「標準税率」という。)を超える税率で事業税を課する道府県 当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から当該額に当該道府県が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額

二 前号に掲げる道府県以外の道府県 当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額

(中略)

第一百四十五条を次のように改める。

(自動車税に関する用語の意義)

第一百四十五条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境性能割 自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。
- 二 種別割 自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。

三 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつて物として政令で定めるものを含む。）のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。

四 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。

五 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

(中略)

第一百四十五条を次のように改める。

(自動車税に関する用語の意義)

第一百四十五条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境性能割 自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。
- 二 種別割 自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。

三 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつて物として政令で定めるものを含む。）のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。

四 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。

五 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

(中略)

第一百五十二条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に改め、同条を第一百七十七条の十二とする。

(中略)

第四百四十二条第四号中「にいう」を「に規定する」に、「のうち二輪自動車」を「のうち、二輪のもの」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「にいう」を「に規定する」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「にいう軽自動車」を「に規定する軽自動車（軽自動車に付加して一体となつてゐる物として政令で定めるものを含む。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号中「のうち」を「のうち、」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 環境性能割 三輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税をいう。

二 種別割 軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、軽自動車等に対して課する軽自動車税をいう。
三 軽自動車等 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。
第四百四十二条に次の二号を加える。

八 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。

第一百五十二条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「条例の」を「条例で」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に改め、同条を第一百七十七条の十二とする。

(中略)

第四百四十二条第四号中「にいう」を「に規定する」に、「のうち」を「のうち、」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「にいう」を「に規定する」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「にいう軽自動車」を「に規定する軽自動車（軽自動車に付加して一体となつてゐる物として政令で定めるものを含む。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号中「のうち」を「のうち、」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 環境性能割 三輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税をいう。

二 種別割 軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、軽自動車等に対して課する軽自動車税をいう。
三 軽自動車等 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。
第四百四十二条に次の二号を加える。

八 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。

九 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する

法律第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

(中略)

第四百四十四条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の標準税率

「乗用のもの

営業用

自家用

貨物用のもの

営業用

自家用

(1) 乗用のもの

(2) 営業用

(i) 自家用

(ii) 貨物用のもの

年額
六千九百円
一万八百円

を

年額
三千八百円
五千円

を

年額
六千九百円
一万八百円

九 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する

法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

(中略)

第四百四十四条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の標準税率

「乗用のもの

営業用

自家用

貨物用のもの

営業用

自家用

(1) 乗用のもの

(2) 営業用

(i) 自家用

(ii) 貨物用のもの

年額
六千九百円
一万八百円

を

年額
三千八百円
五千円

を

年額
六千九百円
一万八百円

に改

年額 三千八百円
年額 五千円

め、同条第二項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「掲げる軽自動車等の」を「掲げる軽自動車及び小型特殊自動車の」に、「に掲げる区分」を「の区分」に、「によつて」を「により」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第四百六十三条の十五とし、同条の次に次の目名を付する。

第二目 賦課及び徴収

(中略)

第七百三十四条第三項の表第三百十四条の四第一項の項中「百分の九・七」を「百分の六」に、「百分の十二・九」を「百分の七」に、「百分の十二・一」を「百分の八・四」に、「百分の十六・三」を「百分の十・四」に改め、第七百三十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 都は、第一条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都内の市町村に対し、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額（第七十二条の二十四の七第七項の規定により同条第一項から第三項までに規定する標準税率（以下この項において「標準税率」という。）を超える税率で事業税を課する場合には、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から当

に改

年額 三千八百円
年額 五千円

め、同条第二項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「軽自動車等の」を「軽自動車及び小型特殊自動車の」に、「に掲げる区分」を「の区分」に、「によつて」を「により」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第四百六十三条の十五とし、同条の次に次の目名を付する。

第二目 賦課及び徴収

(中略)

第七百三十四条第三項の表第三百十四条の四第一項の項中「百分の九・七」を「百分の六」に、「百分の十二・九」を「百分の七」に、「百分の十二・一」を「百分の八・四」に、「百分の十六・三」を「百分の十・四」に改め、第七百三十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 都は、第一条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都内の市町村に対し、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に

該額に都が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額)に第七十二条の七十六に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

(中略)

附則第十二条の三の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号において同じ」を「第一百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。同項第二号において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。次項第三号において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス(一般乗用用のものに限る。)」を「第一百七十七条の七第一項第三号イ(1)に規定する一般乗用用バス」に、「平成三十一年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第一百四十七条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第三号イ(1)に規定する一般乗用用バス」に

改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第一百四十七条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第三号イ(1)に規定する一般乗用用バス」に

政令で定める率を乗じて得た額を統計法第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

(中略)

百四十七条第三項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第一百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二項及び第三項を削る。

附則第三十条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「平成十八年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削り、「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号において同じ」を「第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。同項第二号において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス軽自動車をいう」に、「平成三十一年度分」を「当該軽自動車が最初の第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四百四十四条第一項」を「第四百六十三条の十五第一項」に改め、同項の表を次のように改める。

百四十七条第三項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に 改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第一百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に、「の種別割」を加え、同条第二項中「第一百四十七条第三項」を「第一百七十七条の七第三項」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

附則第三十条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。第三項第一号において同じ」を「第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。同項第二号において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス軽自動車をいう」に、「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」を「最初の第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四百四十四条第一項」を「第四百六十三条の十五第一項」に改め、同項の表を次のように改める。

略

附則第三十条第二項から第四項までを削る。

(後略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五の二 略

五の三 第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十七条、第三十七条の三第一項、第四十七条の二及び第四十七条の四の規定 平成三十一年四月一日

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）

第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第七条第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条第一項から第三項まで、第三十二条第一項、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 平

略

附則第三十条第二項中「第四百四十四条第二項」を「第四百六十三条の十五第二項」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

(後略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五の二 略

五の三 第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十七条及び第三十七条の三第一項の規定 平成三十一年四月一日

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）

第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第七条第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条第一項から第三項まで、第三十二条第一項、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 平

成三十一年十月一日

五の五 第七条の二並びに附則第三十二条第二項から第五項まで、第三十五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条の改正規定に限る。）、第三十六条、第三十七条の二、第三十八条、第四十七条の三及び第四十七条の五の規定 平成三十一年四月一日

六〇十四 略

十五 第一条の二中地方税法附則第九条第十項の改正規定及び附則第六条第五項の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

第六条

① 三十一年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に都道府県に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金（三十一年新法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の事業税に係る交付金をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）について適用する。ただし、平成三十一年度に限り、法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成三十二年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付するものとする。

2|
5|
略

成二十一年十月一日

五の五 第七条の二並びに附則第三十二条第二項から第五項まで、第三十五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条の改正規定に限る。）、第三十六条、第三十七条の二及び第三十八条の規定 平成三十一年四月一日

六〇十四 略

十五 第一条の二中地方税法附則第九条第十項の改正規定及び附則第六条第六項の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

第六条 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての三十一年新法第七十二条の二十六第一項の規定の適用については、同項中「六倍」とあるのは、「八・六倍」とする。

2 三十一年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に都道府県に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金（三十一年新法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の事業税に係る交付金をいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）について適用する。ただし、平成三十一年度に限り、法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成三十二年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付するものとする。

3|
6|
略

第十四条 略

2及び3 略

4| 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生

した者に課する平成三十一年度分の自動車税の種別割に係る三十一年新

法第百七十七条の十第四項の規定の適用については、同項ただし書中「

、この項」とあるのは「この項」と、「とき」とあるのは「とき、又は

変更前の所有者が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年

法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項にお

いて「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第百四十六条その他の

法令の規定に基づき当該自動車に対して平成二十八年改正前の地方税

法に規定する自動車税を課されないとき」とする。

5| 第三項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「三十一年旧法」という。）附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される平成三十一年度分までの自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

第十四条 略

2及び3 略

4| 前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「三十一年旧法」という。）附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される平成三十一年度分までの自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三十五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第一項中「都と特別区及び」を「都及び特別区並びに」に、「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「第二項第二号」

(地方自治法の一部改正)

第三十五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第一項中「都と特別区及び」を「都及び特別区並びに」に、「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「第二項第二号」

を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額（同法第七十二条の二十四の七第七項の規定により同条第一項から第三項までに規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に同法第七百三十四条第四項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額）に同項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額」を加え、同条第三項中「政令の」を「政令で」に改め、「第一項の」を削り、同条第四項中「第一項の」を削る。

（後略）

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 略

2 平成三十二年度における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「収入額（）」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）（）と、「収入額に」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む事業税の収入額を含む。）」に」と、「統計法（平成十九年法律第五十

を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「収入額」の下に「と法人の行う事業に対する事業税の収入額に同条第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額」を加え、同条第三項中「政令の」を「政令で」に改め、「第一項の」を削り、同条第四項中「第一項の」を削る。

（後略）

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 略

2 平成三十二年度における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「収入額（）」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）（）と、「収入額に」とあるのは「収入額（平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）」と、「統計法（平成十九年法律第五十

三号) 第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額及び同法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 及び 4 略

第三十七条の二 地方交付税法の一部を次のように改正する。

(中略)

第十四条第三項の表道府県の項中第九号及び第九号の二を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。

(後略)

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条の三 附則第三十七条の規定による改正後の地方交付税法

第十四条第一項及び第三項の

規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 平成三十一年度分の地方交付税について、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後において、地方交付税法 第十条第三項ただし

三号) 第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額及び同法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 及び 4 略

第三十七条の二 地方交付税法の一部を次のように改正する。

(中略)

第十四条第三項の表道府県の項中第九号及び第九号の二を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。

(後略)

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条の三 附則第三十七条の規定による改正後の地方交付税法(次

項において「新地方交付税法」という。)第十四条第一項及び第三項の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 平成三十一年度分の地方交付税について、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後において、新地方交付税法 第十条第三項ただし

書の規定により、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更する場合における同法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

第三十八条 略

2 略

3 平成三十二年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	六 同法第七十二条の七十 正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。 ）附則第六条第二項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六
-----	---

書の規定により、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更する場合における新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

第三十八条 略

2 略

3 平成三十二年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	六 同法第七十二条の七十 正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。 ）附则第六条第三項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六
-----	---

4 平成三十三年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同法第七十二条の七十	六	正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）。	以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。
				（一）附則第六条第三項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六

第一項 同法第七十二条の七十 六 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。

（一）附則第六条第三項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六

略

4 平成三十三年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同法第七十二条の七十	六	正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）。	以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。
				（一）附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六

第一項 同法第七十二条の七十 六 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。

（一）附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六

略

略	地方税法第七十二条の七十六	同法第七十二条の七十 六 正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。 ）附則第六条第三項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六	第一項 六 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。 ）附則第六条第三項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六

略	地方税法第七十二条の七十六	同法第七十二条の七十 六 正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。 ）附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六	第一項 六 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。 ）附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六

(自動車重量譲与税法の一部改正)

第四十六条の二 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第一百四十五条第一項又は第三項」を「第一百四十六条第一項若しくは第三項又は第一百四十七条第一項若しくは第二項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第一百六十二条」を「第一百七十七条の十七」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十七条の二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「自動車取得税交付金」及び「軽油引取税交付金」を「環境性能割交付金」に改め、同条第二項中

「十四 軽油引取税交付金」
を
「十五 環境性能割交付金」
と
前年度の軽油引取税交付金の交
付額

当該年度の環境性能割交付金の
交付見込額として総務大臣が定
める額

に、「十四の二」を「十五の二」に改める。

一部を次のように改正する。

第八条第二項中「十二」を「十一」に、「十二の二」を「十一の二」に、「当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」を「前年度の環境性能割交付金の交付額」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条の四 第四十七条の二の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

第四十七条の五 第四十七条の三の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第八条第二項の規定は、平成三十二年度分の地方交付税に係る附則第三十七条の二の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の二の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

第五条による改正（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号））

	改 正 後	改 正 前
<p>第四条 地方税法の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p>第十七条の四第一項第一号中「決定によつて」を「決定により」に、「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。</p> <p>第二十条の五の二第二項中「認めるとき」の下に「（当該通知が第五十三条第四十六項、第七十二条の三十二第一項、第七十二条の八十九の二第一項又は第三百二十一條の八第四十二項の申告である場合には、それが第五十三条第六十項、第七十二条の三十二の二第十一項、第七十二条の八十九の三第十一項又は第三百二十一條の八第五十六項の規定による指定を行うことにより、これらの申告を円滑に行うことができると認めるときを除く。）」を加える。</p> <p>(中略)</p>	<p>第四条 地方税法の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p>第十七条の四第一項第一号中「決定によつて」を「決定により」に、「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。</p>	
<p>46 特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第四項、第十九項又是第二十一項から第二十三項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この条において「納税申告書」とい</p>	<p>第五十三条第四十六項を同条第六十三項とし、同条第四十五項の次に次の十七項を加える。</p> <p>46 特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第四項、第十九項又是第二十一項から第二十三項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この項から第四十八項までにおいて「納税申告書」とい</p>	

う。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされる書類（以下この項及び第四十八項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の道府県民税の申告については、第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第四十八項及び第四十九項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第四十八項及び第四十九項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（第四十九項及び第六十一項において「機構」という。）を経由して行う方法により道府県知事に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を道府県知事に提出する方法により、行うことができる。

47 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

う。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされる書類（以下この項及び第四十八項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の道府県民税の申告については、第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第四十八項及び第四十九項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第四十八項及び第四十九項において「添付書類記載事項」という。）を、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第四十九項において「機構」という。）を経由して行う方法により道府県知事に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を道府県知事に提出する方法により、行うことができる。

47 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

48 第四十六項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

49 第四十六項本文の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する道府県知事に到達したものとみなす。

50 第四十六項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて道府県知事の承認を受けたときは、当該道府県知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五

三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

48 第四十六項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

49 第四十六項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する道府県知事に到達したものとみなす。

50 第四十六項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて道府県知事の承認を受けたときは、当該道府県知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五

条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第四十六項の内国法人が、同条第一項若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受け、又は同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十九項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、道府県知事に提出した場合における当該税務署長が同法第七十五条の四第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う第四十六項の申告についても、同様とする。

51 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は第四項、第十九項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当

該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを道府県知事に提出しなければならない。

52| 道府県知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

53| 道府県知事は、第五十一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第五十項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

54| 第五十一項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第五十項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第五十二項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第五十項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

55| 道府県知事は、第五十項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。

56| 道府県知事は、前項の处分をするときは、その处分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

57| 第五十項の規定の適用を受けている内国法人は、第四十六項の申告につき第五十項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、

その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を道府県知事に提出しなければならない。

58| 第五十項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、第五十五項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第五十項前段の期間内に行う第四十六項の申告については、第五十項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

59| 第五十項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第五十七項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第五十項後段の期間内に行う第四十六項の申告については、第五十項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

60| 総務大臣は、第七百九十三条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により、第四十六項の内国法人で同項の規定により同項の申告を行うことが困難であると認めるものが多数に上ると認めるときは、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる期間を指定することができる。

61| 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、道府県知事及び機構に通知しなければならない。

62] 前項の規定による告示があつたときは、第五十項の規定にかかわらず、総務大臣が第六十項の規定により指定する期間内に行う第四十六項の申告については、同項から第四十九項までの規定は、適用しない。

(中略)

第七十二条の三十三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「あつては」を「には」に改め、同条を第七十二条の三十一とし、同条の次に次の二条を加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第七十二条の三十二 特定法人である内国法人は、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は前条第二項若しくは第三項の規定により、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による申告書（以下この款において「申告書」という。）又は前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書（以下この款において「修正申告書」という。）（以下この条及び次条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の事業税の申告

第七十二条の三十三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「あつては」を「には」に改め、同条を第七十二条の三十一とし、同条の次に次の二条を加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第七十二条の三十二 特定法人である内国法人は、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は前条第二項若しくは第三項の規定により、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による申告書（以下この款において「申告書」という。）又は前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書（以下この款において「修正申告書」という。）（以下この項から第三項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の事業税の申告

については、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九並びに前条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項及び第四項）において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（第四項及び次条第十二項において「機構」という。）を経由して行う方法により事務所又は事業所所在地の道府県知事に提供することにより、行わなければならぬ。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事

については、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九並びに前条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項）において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第三項において「添付書類記載事項」という。）を、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条第十二項において「機構」という。）を経由して行う方法により事務所又は事業所所在地の道府県知事に提供することにより、行わなければならぬ。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事

項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が

第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する道府県知事に到達したものとみなす。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第七十二条の三十二の二 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けたときは、当該道府県知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前条第一項の内国法人が、同法第七十五条の四第一項若しくは第八十一条の二十四の三第一項の承認を受け、又は同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第十項において同じ。）の

項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項 の規定により行われた同項の申告は、

第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する道府県知事に到達したものとみなす。

却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出した場合における当該税務署長が同法第七十五条の四第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第八十一条の二十四の三第二項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前条第一項の申告についても同様とする。

2 | 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第七十二条の二十五、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による申告書又は第七十二条の三十一第三項の規定による修正申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

3 | 道府県知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるとときは、その申請を却下することができる。

4| 道府県知事は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第一項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

5| 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第三項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第一項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

6| 道府県知事は、第一項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。

7| 道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

8| 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

9| 第一項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、第六項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第一項前段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限

りでない。

10| 第一項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第八項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第一項後段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

11| 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により、前条第一項の内国法人で同項の規定により同項の申告を行うことが困難であると認めるものが多数に上ると認めるときは、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる期間を指定することができる。

12| 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、道府県知事及び機構に通知しなければならない。

13| 前項の規定による告示があつたときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が第十一項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

（中略）

第七十二条の八十九の次に次の二条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

（中略）

第七十二条の八十九の次に次の二条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第七十二条の八十九の二 特定法人（消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。）である事業者（第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項の事業者に限る。）は、前三条の規定により、第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項の規定による申告書（以下この条及び次条において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前三条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項及び次条第十二項において「機構」という。）を経由して行う方法により譲渡割課税道府県の知事（前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項及び次条において同じ。）に提供することにより、行わなければならぬい。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられた

第七十二条の八十九の二 特定法人（消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。）である事業者（第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項の事業者に限る。）は、前三条の規定により、第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項の規定による申告書（以下この条及び次条において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前三条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、総務省令で定めるところにより、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により譲渡割課税道府県の知事（前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項及び次条において同じ。）に提供することにより、行わなければならぬい。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられた

ファイルへの記録がされた時に同項に規定する譲渡割課税道府県の知事に到達したものとみなす。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第七十二条の八十九の三 前条第一項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて同項に規定する譲渡割課税道府県の知事の承認を受けたときは、当該譲渡割課税道府県の知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。消費税法第四十六条の三第二項の規定により同項の申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出した前条第一項の事業者が、同法第四十六条の三第一項の承認を受け、又は同条第三項の却下の处分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書等の提出期限の前日までに、又は納税申告書等に添付して当該提出期限までに、前条第一項に規定する譲渡割課税道府県の知事に提出した場合における当該税務署長が同法第四十六条の三第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前条第一項の申告についても、同様とする。

2| 前項前段の承認を受けようとする事業者は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受け

ファイルへの記録がされた時に同項に規定する譲渡割課税道府県の知事に到達したものとみなす。

- ようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第七十二条の八十八第一項の規定による申告書の提出期限（同条第二項の規定による申告書にあつては、当該申告書が同条第一項の規定による申告書であるとした場合の提出期限）の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを前条第一項に規定する譲渡割課税道府県の知事に提出しなければならない。
- 道府県知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。
- 道府県知事は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第一項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第三項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第一項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。
- 道府県知事は、第一項前段の規定の適用を受けている事業者につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくかつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。

7| 道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る事業者に
対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

8| 第一項の規定の適用を受けている事業者は、前条第一項の申告につ
き第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨
その他総務省令で定める事項を記載した届出書を同条第一項に規定す
る譲渡割課税道府県の知事に提出しなければならない。

9| 第一項前段の規定の適用を受けている事業者につき、第六項の処分
又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の
提出があつた日の翌日以後の第一項前段の期間内に行う前条第一項の
申告については、第一項前段の規定は、適用しない。ただし、当該事
業者が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りで
ない。

10| 第一項後段の規定の適用を受けている事業者につき、第八項の届出
書の提出又は消費税法第四十六条の三第三項若しくは第六項の処分が
あつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後
の第一項後段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項後
段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同
項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

11| 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合にお
いて、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により
、前条第一項の事業者で同項の規定により同項の申告を行うことが困
難であると認めるものが多数に上ると認めるときは、同項の規定を適
用しないで納税申告書等を提出することができる期間を指定すること

ができる。

12| 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、道府県知事及び機構に通知しなければならない。
。

13| 前項の規定による告示があつたときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が第十一項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。

(中略)

第三百二十二条の八第四十二項を同条第五十九項とし、同条第四十一項の次に次の十七項を加える。

42 特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされる書類（以下この項及び第四十四項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市町村民税の申告については、第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第四十四項及び第四十五項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第四十四項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情

第三百二十二条の八第四十二項を同条第四十六項とし、同条第四十一項の次に次の四項を加える。

42 特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この項から第四十四項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされる書類（以下この項及び第四十四項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市町村民税の申告については、第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第四十四項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第四十四項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情

報處理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法

により市町村長に提供することにより、行わなければならぬ。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市町村長に提出する方法により、行うことができる。

43 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

44 第四十二項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

45 第四十二項本文の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市町村長に到達した

報處理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令

で定める方法により市町村長に提供することにより、行わなければならぬ。

43 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

44 第四十二項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

45 第四十二項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市町村長に到達した

ものとみなす。

46

第四十二項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市町村長の承認を受けたときは、当該市町村長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第四十二項の内国法人が、同条第一項若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受け、又は同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十五項において同じ。）の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市町村長に提出した場合における当該税務署長が同法第七十五条の四第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う第四十二項の申告についても、同様

ものとみなす。

とする。

- 47| 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は第四項、第十九項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを市町村長に提出しなければならない。
- 48| 市町村長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。
- 49| 市町村長は、第四十七項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第四十六項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 50| 第四十七項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第四十六項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第四十八項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第四十六

項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

51 市町村長は、第四十六項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。◦

52 市町村長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

53 第四十六項の規定の適用を受けている内国法人は、第四十二項の申告につき第四十六項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければならない。

54 第四十六項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、第五十項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第四十六項前段の期間内に行う第四十二項の申告については、第四十六項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

55 第四十六項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第五十三項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第四十六項後段の期間内に行う第四十二項の申告につ

いては、第四十六項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

56| 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により、第四十二項の内国法人で同項の規定により同項の申告を行うことが困難であると認めるものが多数に上ると認めるとときは、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる期間を指定することができる。

57| 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、市町村長及び機構に通知しなければならない。

58| 前項の規定による告示があつたときは、第四十六項の規定にかかわらず、総務大臣が第五十六項の規定により指定する期間内に行う第四十二項の申告については、同項から第四十五項までの規定は、適用しない。

(中略)

附則第五条の四第一項第三号及び第六項第三号並びに第五条の四の二第一項第二号及び第五項第二号中「同年分」を「前年分」に改める。

附則第九条第十七項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

23| 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額と

附則第五条の四第一項第三号及び第六項第三号並びに第五条の四の二第一項第二号及び第六項第二号中「同年分」を「前年分」に改める。

附則第九条第十七項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

22| 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額と

して総務省令で定める金額及び電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

(中略)

附則第九条の五中「及び第七十二条の八十九」を「第七十二条の八十九、第七十二条の八十九の三第一項後段及び第二項から第十三項まで並びに第七百四十七条の三第一項第三号」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告に係る第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項前段、第七十二条の八十九の二、第七十二条の八十九の三第一項前段並びに第七百六十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

第七十二条の八 十九の二第一項 び第二項並びに	、第七十二条の八十八第一項及 一項及び第二項	並びに第七十二条の八十八第 十九の二第一項 び第二項並びに
-------------------------------	---------------------------	-------------------------------------

して総務省令で定める金額及び電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

(中略)

附則第九条の五中「及び第七十二条の八十九」を「第七十二条の八十九及び第七百四十七条の三第一項第三号」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告に係る第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項前段、第七十二条の八十九の二、第七十二条の八十九の三第一項前段並びに第七百六十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

第七十二条の八 十九の二第一項 び第二項並びに	、第七十二条の八十八第一項及 一項及び第二項	並びに第七十二条の八十八第 十九の二第一項 び第二項並びに
-------------------------------	---------------------------	-------------------------------------

構（第三項及び）	は、前三条 については、前 三条 は前条各項	、第七十二条の八十七又 は第七十二条の八十八第一項 若しくは第二項前段	前条各項
	については、第七十二条の八 十七並びに第七十二条の八十 八第一項及び第二項前段 あらかじめ税務署長に届け出 て行う電子情報処理組織（国 税庁の使用に係る電子計算機 （出入力装置を含む。以下こ の項及び第三項において同じ 。）とその申告をする事業者 の使用に係る電子計算機とを 電気通信回線で接続した電子 情報処理組織をいう。）を使 用する方法として総務省令で 定める方法により	又は第七十二条の八十八第一 項若しくは第二項	は、第七十二条の八十七又 は第七十二条の八十八第一項 若しくは第二項前段

構（第三項）	は、前三条 については、前 三条 は前条各項	、第七十二条の八十七又 は第七十二条の八十八第一項 若しくは第二項前段	前条各項
	については、第七十二条の八 十七並びに第七十二条の八十 八第一項及び第二項前段 あらかじめ税務署長に届け出 て行う電子情報処理組織（国 税庁の使用に係る電子計算機 （出入力装置を含む。以下こ の項及び第三項において同じ 。）とその申告をする事業者 の使用に係る電子計算機とを 電気通信回線で接続した電子 情報処理組織をいう。）を使 用する方法として総務省令で 定める方法により	又は第七十二条の八十八第一 項若しくは第二項	は、第七十二条の八十七又 は第七十二条の八十八第一項 若しくは第二項前段

前段	第 七 十二 条 の 八 九 の 三 第一 項	略					

次条第十二項に
おいて「機構」
という。)を経
由して行う方法

により譲渡割課税
道府県の知事(一)
前条第二項の事
業者にあつては
、同項に規定す
る道府県知事。
第三項及び次条
において同じ。

において「機構」
という。)を経
由して行う方法

その他総務省令
で定める方法に
より譲渡割課税
道府県の知事(一)
前条第二項の事
業者にあつては
、同項に規定す
る道府県知事。
第三項
において同じ。

略

同項の申告	事	課税道府県の知	は、当該譲渡割認を受けたとき	府県の知事の承認を受けたとき	る譲渡割課税道	するることについて同項に規定す	用しないで納税申告書等を提出	場合において、同項の規定を適	することができると認められる場合において、同項の規定を適	用しないで納税申告書等を提出	場合で、かつ、同項の規定を適	こと認められる場合で、かつ、組織を使用する用電子情報処理
前条第一項の申告												

(後略)

略

(地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前 の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第十二条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第七十二条の三十三」を「第七十二条の三十一」に改める。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(収納の特例)

第二十一条の二 第十二条の規定により法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税並びに第十条の規定により法人の事業税に係る延滞金及び加算金と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に係る延滞金及び加算金の収納の事務については、地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金を地方団体の徴収金とみなして、地方税法第七百四十七条の五の二の規定を適用する。

(後略)

略

(地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前 の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第十二条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(収納の特例)

第二十一条の二 第十二条の規定により法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税並びに第十条の規定により法人の事業税に係る延滞金及び加算金と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に係る延滞金及び加算金の収納の事務については、地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金を地方団体の徴収金とみなして、地方税法第七百四十七条の五の二の規定を適用する。

附 則
(施行期日)

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇四 略

五 第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十二条（第七号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十一条及び第二十四条の規定

平成三十一年十月一日

六 略

七 第四条（次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）、第九条

中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第一項ただし書の改正規定、同条第五項の改正規定（「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）及び同法第四十条第五項の改正規定（「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）並びに第十二条中地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十一条の改正規定並びに附則第五条第二項、第八条、第九条及び第十九条第二項の規定

平成三十二年四月一日

八〇十五 略

第八条 三十二年四月新法第七十二条の二第四項、第七十二条の三十二及び第七十二条の三十二の二並びに附則第九条第二十三項の規定は、附則

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一〇四 略

五 第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十二条並びに附則第十一条及び第二十四条の規定

平成三十一年十月一日

六 略

七 第四条（次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条

中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第一項ただし書の改正規定、同条第五項の改正規定（「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）及び同法第四十条第五項の改正規定（「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条第二項

、第八条、第九条及び第十九条第二項の規定

平成三十二年四月一日

八〇十五 略

第八条 三十二年四月新法第七十二条の二第四項及び第七十二条の三十二並びに附則第九条第二十二項の規定は、附則

第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 略

(地方消費税に関する経過措置)

第九条 三十二年四月新法第七十二条の七十八第四項並びに三十二年四月新法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十二年四月新法第七十二条の八十九の二及び第七十二条の八十九の三第一項前段の規定は、地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間が附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第二十三条 略

2 ～ 6 略

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき

第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 略

(地方消費税に関する経過措置)

第九条 三十二年四月新法第七十二条の七十八第四項及び三十二年四月新法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十二年四月新法第七十二条の八十九の二の規定は、地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間が附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第二十三条 略

2 ～ 6 略

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき

市町村たばこの税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸販売業者等に係る市町村たばこの税額から控除し、又は当該卸販売業者等に還付する。この場合において、当該卸販売業者等が同法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8 略

第二十五条 略

256 略

7 卸販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、

当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこの税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこの税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこの税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸販売業者等に係る市町村たばこの税額から控除し、又は当該卸販売業者等に還付する。この場合において、当該卸販売業者等が同法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8 略

第二十五条 略

256 略

7 卸販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、

当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこの税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこの税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこの税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸販売業者等に係る市町村たばこの税額から控除し、又は当該卸販売業者等に還付する。この場合において、当該卸販売業者等が同法第四百七十三条第一項から第三項まで又は第五項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

ればならない。

8 略

第二十六条 略

2 ～ 6 略

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8 略

ればならない。

8 略

第二十六条 略

2 ～ 6 略

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第四百七十三条第一項から第三項まで又は第五項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8 略

第六条による改正（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号））

	改 正 後	改 正 前
（都道府県及び指定市に対する地方揮発油譲与税の譲与の基準）	（都道府県及び指定市に対する地方揮発油譲与税の譲与の基準）	（都道府県及び指定市に対する地方揮発油譲与税の譲与の基準）
<p>第二条 地方揮発油譲与税の千分の五百四十八に相当する額は、都道府県及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）に対し、同法第二十八条に規定する道路台帳（次条第一項において「道路台帳」という。）に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するもの（当該都道府県又は当該指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、同項の額の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積で按分するものとする。</p> <p>3 前年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政収入額が同法第十二条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政収入額を超える都道府県及び指定市（以下「収入超過団体」という。）に対して当該年度分として譲与すべき地方揮発油譲与税の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その超える金額の十分の二に相当する額（当該額が前二項の規定により算定した額</p>	<p>第二条 地方揮発油譲与税の百分の五十八に相当する額は、都道府県及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）に対し、同法第二十八条に規定する道路台帳（次条第一項において「道路台帳」という。）に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するもの（当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して譲与するものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、同項の額の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積であん分するものとする。</p> <p>3 前年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政収入額が同法第十二条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政収入額を超える都道府県及び指定市（以下「収入超過団体」という。）に対して当該年度分として譲与すべき地方揮発油譲与税の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その超える金額の十分の二に相当する額（当該額が前二項の規定により算定した額</p>	<p>第二条 地方揮発油譲与税の百分の五十八に相当する額は、都道府県及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）に対し、同法第二十八条に規定する道路台帳（次条第一項において「道路台帳」という。）に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するもの（当該都道府県又は当該指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、同項の額の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積であん分するものとする。</p> <p>3 前年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政収入額が同法第十二条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定により算定した基準財政収入額を超える都道府県及び指定市（以下「収入超過団体」という。）に対して当該年度分として譲与すべき地方揮発油譲与税の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その超える金額の十分の二に相当する額（当該額が前二項の規定により算定した額</p>

の三分の二に相当する額を超える場合には、当該三分の二に相当する額とする。) を控除した金額とする。

4 前項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃により、当該年度の地方交付税の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合には、総務省令で定めるところにより、必要な補正をすることができる。

5 第三項の規定により控除した金額は、収入超過団体以外の都道府県及び指定市に対して、第一項及び第二項の規定の例により、道路の延長及び面積に按分して譲与するものとする。

6 略

7 地方揮発油譲与税の千分の五十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一百四十六条第一項若しくは第三項又は第一百四十七条第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を課した自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるもの及び同法第二百七十七条の十七の規定により自動車税の種別割を免除したもの)を除く。次項において同じ。)の台数に按分して譲与するものとする。

8 前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

(市町村に対する地方揮発油譲与税の譲与の基準)

第三条 地方揮発油譲与税の千分の三百九十七に相当する額は、市町村に対し、道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの(

の三分の二に相当する額を超える場合にあつては、当該三分の二に相当する額とする。) を控除した金額とする。

4 前項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃により、当該年度の地方交付税の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合には、総務省令で定めるところにより、必要な補正をすることができる。

5 第三項の規定により控除した金額は、収入超過団体以外の都道府県及び指定市に対して、第一項及び第二項の規定の例により、道路の延長及び面積にあん分して譲与するものとする。

6 略

(市町村に対する地方揮発油譲与税の譲与の基準)

第三条 地方揮発油譲与税の百分の四十二に相当する額は、市町村に対し、道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの(

当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。)の延長及び面積に按分して譲与するものとする。

2 略

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第四条 地方揮発油譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の千分の五百四十八に相当する額を、同条第七項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の千分の五十五に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の千分の三百九十七に相当する額を譲与する。

略

2 前項に規定する各譲与時期に譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第七条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 略

当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。)の延長及び面積にあん分して譲与するものとする。

2 略

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第四条 地方揮発油譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当該下欄に定める額の百分の五十八に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当該下欄に定める額の百分の四十二に相当する額を譲与する。

略

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第七条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 略

二 第二条第一項、第四項、第六項

(第三条第二項に
おいて準用する場合を含む。) 若しくは第八項、第三条第一項又は前

条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 略

二 第二条第一項若しくは第四項若しくは同条第六項 (第三条第二項に
おいて準用する場合を含む。) 、第三条第一項又は前

条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 略

第七条による改正（自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号））

	改 正 後	改 正 前
（都道府県に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）	（自動車重量譲与税） <p>第一条 自動車重量譲与税は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定による自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対して譲与するものとする。</p>	（自動車重量譲与税） <p>第一条 自動車重量譲与税は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定による自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して譲与するものとする。</p>
（市町村に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）	（譲与の基準） <p>第二条 自動車重量譲与税の三百四十八分の三百三十三に相当する額は、市町村に対し、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。</p>	（譲与の基準） <p>第二条 自動車重量譲与税の三百四十八分の三百三十三に相当する額は、市町村に対し、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。</p>
2 前項の場合においては、同項の額の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積で按分するものとする。 3 略	2 前項の場合においては、自動車重量譲与税の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積で按分するものとする。	2 前項の場合においては、自動車重量譲与税の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積で按分するものとする。

第二条の二 自動車重量譲与税の三百四十八分の十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一百四十五条第一項又は第三項の規定により自動車税を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第一百六十二条の規定により自動車税を免除したもの）を除く。次項において同じ。）の台数に按分して譲与するものとする。

2 前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

第三条 自動車重量譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百四十八分の三百三十三に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百四十八分の十五に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する額

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

第三条 自動車重量譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額

間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百四十

八に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期に譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

間の収納に係る自動車重量税の収入額の三分の一

一に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第四条 各市町村に対する前条第一項に規定する各譲与時期に譲与すべき自動車重量譲与税の額として前三条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期に譲与すべき自動車重量譲与税の額とする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第四条 各市町村に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき自動車重量譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき自動車重量譲与税の額とする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

第五条 市町村長及び都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、自動車重量譲与税の額の算定に用いる資料を総務大臣に（市町村長については、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

第五条 市町村の長は、総務省令で定めるところにより、自動車重量譲与税の額の算定に用いる資料を、都道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第六条 総務大臣は、自動車重量譲与税を市町村及び都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところに

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第六条 総務大臣は、自動車重量譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところに

より、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれら減額した額をもつて当該譲与時期において市町村及び都道府県に譲与すべき額とするものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第六条の二 総務大臣は、第二条第一項若しくは第三項、第二条の二第二項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき自動車重量譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

附 則

(自動車重量譲与税の譲与額の特例)

2 | 第一条、第二条第一項、第二条の二第一項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	千分の三百四十八
第二条第一項	千分の四百二十二
第一条第一項	三百四十八分の三百三
第二条第一項	三百四十八分の十五
第三条第一項	三百四十八分の十五
三百四十八分の十五	四百二十二分の四百七
三百四十八分の十五	四百二十二分の四百七
三百四十八分の十五	四百二十二分の十五
三百四十八分の十五	四百二十二分の十五

(地方財政審議会の意見の聴取)

第六条の二 総務大臣は、第二条第一項若しくは第三項若しくは前条の規定の適用については、当分の間、これを対して譲与すべき自動車重量譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

附 則

(自動車重量譲与税の譲与額の特例)

2 | 第一条及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「三分の一」とあるのは、「千分の四百七」とする。

より、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれら減額した額をもつて当該譲与時期において市町村に譲与すべき額とするものとする。

第三条第一項の表
六月の項、十一月 の項及び三月の項

千分の三百四十八

千分の四百二十二

第八条による改正（自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号））

	改 正 後	改 正 前
<p>（自動車重量譲与税）</p> <p>第一条 自動車重量譲与税は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定による自動車重量税の収入額の千分の三百五十七に相当する額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対して譲与するものとする。</p>	<p>（自動車重量譲与税）</p> <p>第一条 自動車重量譲与税は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定による自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対して譲与するものとする。</p>	
<p>（市町村に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）</p> <p>第二条 自動車重量譲与税の三百五十七分の三百三十三に相当する額は、市町村に対し、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（市町村に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）</p> <p>第二条 自動車重量譲与税の三百四十八分の三百三十三に相当する額は、市町村に対し、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	

自動車税の種別割を免除したものと除く。次項において同じ。) の台数に按分して譲与するものとする。

2 略

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 自動車重量譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百五十七分の三百三十三に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百五十七分の二十四に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百五十七に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百五十七に相当する額

自動車税の種別割を免除したものと除く。次項において同じ。) の台数に按分して譲与するものとする。

2 略

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 自動車重量譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百四十八分の三百三十三に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百四十八分の十五に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百四十八に相当する額

附則
(自動車重量譲与税の譲与額の特例)

附則
(自動車重量譲与税の譲与額の特例)

2 第一条、第二条第一項、第二条の二第一項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	千分の三百五十七	三百五十七分の三百三	四百三十一分の四百七	千分の四百三十一
第二条第一項	十三	三百五十七分の二十四	四百三十一分の二十四	三百四十八分の三百三
第二条の二第一項	十三	三百五十七分の三百三	四百三十一分の四百七	三百四十八分の十五

第一条	千分の三百四十八	三百四十八分の三十五	四百二十二分の四百七	千分の四百二十二
第二条第一項	十三	三百四十八分の三十五	四百二十二分の十五	三百四十八分の十五
第二条の二第一項	十三	三百五十七分の二十四	四百三十一分の二十四	三百五十七分の三十五

第九条による改正（自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号））

	改 正 後	改 正 前
<p>（自動車重量譲与税）</p> <p>第一条 自動車重量譲与税は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定による自動車重量税の収入額の千分の四百一に相当する額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対して譲与するものとする。</p>	<p>（自動車重量譲与税）</p> <p>第一条 自動車重量譲与税は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定による自動車重量税の収入額の千分の三百五十七に相当する額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対して譲与するものとする。</p>	
<p>（市町村に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）</p> <p>第二条 自動車重量譲与税の四百一分の三百三十三に相当する額は、市町村に対し、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（市町村に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）</p> <p>第二条 自動車重量譲与税の三百五十七分の三百三十三に相当する額は、市町村に対し、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	

自動車税の種別割を免除したものと除く。次項において同じ。) の台数に按分して譲与するものとする。

2 略

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 自動車重量譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の四百一分の三百三十三に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の四百一分の六十八に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百一に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百一に相当する額

自動車税の種別割を免除したものと除く。次項において同じ。) の台数に按分して譲与するものとする。

2 略

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 自動車重量譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百五十七分の三百三十三に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の三百五十七分の二十四に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百五十七に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の三百五十七に相当する額

附則
(自動車重量譲与税の譲与額の特例)

附則
(自動車重量譲与税の譲与額の特例)

2 略

2

第一条、第二条第一項、第二条の二第一項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	千分の四百一
第二条第一項	四百一分の三百三十三
第二条の二第一項	四百一分の六十八
第三条第一項	四百一分の三百三十三
第三条第一項	四百七十五分の四百七
第三条第一項	三百五十七分の三百三
第二条第一項	三百五十七分の二十四
第三条第一項	三百五十七分の三百三
第二条の二第一項	三百五十七分の二十四
第一条	千分の三百五十七

2

第一条、第二条第一項、第二条の二第一項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	千分の四百三十一
第二条第一項	三百五十七分の三百三
第二条の二第一項	三百五十七分の二十四
第三条第一項	三百五十七分の三百三
第三条第一項	三百五十七分の二十四
第二条第一項	三百五十七分の二十四
第三条第一項	三百五十七分の三百三
第二条の二第一項	三百五十七分の二十四
第一条	千分の三百五十七

第十条による改正（自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号））

	改 正 後	改 正 前
<p>（自動車重量譲与税）</p> <p>第一条 自動車重量譲与税は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定による自動車重量税の収入額の千分の四百十六に相当する額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対して譲与するものとする。</p>	<p>（自動車重量譲与税）</p> <p>第一条 自動車重量譲与税は、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の規定による自動車重量税の収入額の千分の四百一に相当する額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県に対して譲与するものとする。</p>	
<p>（市町村に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）</p> <p>第二条 自動車重量譲与税の四百十六分の三百三十三に相当する額は、市町村に対し、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（市町村に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）</p> <p>第二条 自動車重量譲与税の四百一分の三百三十三に相当する額は、市町村に対し、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して譲与するものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	

（都道府県に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）

第二条の二 自動車重量譲与税の四百十六分の八十三に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一百四十六条第一項若しくは第三項又は第一百四十七条第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第一百七十七条の十七の規定により自

（都道府県に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）

第二条の二 自動車重量譲与税の四百一分の六十八に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一百四十六条第一項若しくは第三項又は第一百四十七条第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第一百七十七条の十七の規定により自

自動車税の種別割を免除したものを除く。次項において同じ。) の台数に按分して譲与するものとする。

2 略

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 自動車重量譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の四百十六分の三百三十三に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の四百十六分の八十三に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百十六に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百十六に相当する額

自動車税の種別割を免除したものを除く。次項において同じ。) の台数に按分して譲与するものとする。

2 略

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 自動車重量譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、第二条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の四百一分の三百三十三に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ同表の下欄に掲げる額の四百一分の六十八に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百一に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の五月から九月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の千分の四百一に相当する額

附則
(自動車重量譲与税の譲与額の特例)

2 略

附則
(自動車重量譲与税の譲与額の特例)

2

第一条、第二条第一項、第二条の二第一項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

				第一条
				第二条第一項
			千分の四百十六	千分の四百十六
		四百十六分の三百三十	四百九十分の四百七	千分の四百九十
	四百十六分の八十三	四百九十分の八十三	四百九十分の四百七	四百九十分の四百七
第三条第一項	三	四百九十分の八十三	四百九十分の八十三	四百九十分の八十三
第二条の二第一項	四百十六分の八十三	四百九十分の八十三	四百九十分の八十三	四百九十分の八十三
第一条	千分の四百一	千分の四百一	千分の四百一	千分の四百一

2

第一条、第二条第一項、第二条の二第一項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

				第一条
				第二条第一項
			千分の三百三十三	千分の三百三十三
		四百一分の六十八	四百一分の六十八	四百一分の六十八
	四百一分の三百三十三	四百七十五分の四百七	四百七十五分の四百七	四百七十五分の四百七
第三条第一項	三	四百九十分の八十三	四百九十分的八十三	四百九十分的八十三
第二条の二第一項	四百十六分の八十三	四百九十分的八十三	四百九十分的八十三	四百九十分的八十三
第一条	千分の四百七十五	千分の四百七十五	千分の四百七十五	千分の四百七十五

	改 正 後	改 正 前
<p>(基準財政収入額の算定方法)</p> <p>第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項及び第三項において「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五</p>	<p>(基準財政収入額の算定方法)</p> <p>第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項及び第三項において「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五</p>	

に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、道路法第七条第三項の市（以下この項において「指定市」という。）を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法第百四十四条の六十第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（以下この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。）第一百四十五条第一号に規定する環境性能割（以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二一において「環境性能割」という。）の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から改正後地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項

に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、道路法第七条第三項の市（以下この項において「指定市」という。）を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法第百四十四条の六十第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（以下この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。）第一百四十五条第一号に規定する環境性能割（以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二一において「環境性能割」という。）の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から改正後地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項

及び第三項において「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該道府県の地方税法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金（以下この項及び第三項において「市町村たばこ税都道府県交付金」という。）の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（次項及び第三項において「都道府県交付金」という。）の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額においては、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をも

及び第三項において「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該道府県の地方税法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金（以下この項及び第三項において「市町村たばこ税都道府県交付金」という。）の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（次項及び第三項において「都道府県交付金」という。）の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額においては、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をも

つて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。））、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市ゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市町村交付金の収入見込額（合算額）とする。

3 略

第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎
---------	-------	-------------

2 略

つて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。））、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市ゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市町村交付金の収入見込額（合算額）とする。

地方団体の種類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎
---------	-------	-------------

2 略

つて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。））、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市ゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市町村交付金の収入見込額（合算額）とする。

道府県

略	十六 及び 十七	十五 量 譲 与 税	十五 自動車重	一〇四	略
略		略 与額	前年度の自動車重量譲与税の譲	略	略

道府県

略	十五 及び 十六	一〇四	略
略		略	略

		改 正 後	改 正 前
		(事業から生ずる所得に対する特別徴収に係る住民税の特例等)	
第八条	略		
2	略		
3	前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。		
一(一)四	略		
五	地方税法第三十七条、第三十七条の二第一項及び第十一項、第三十 七条の三、第三十七条の四並びに附則第五条第一項、第五条の四第一 項、第五条の四の二第一項及び第五条の五第一項の規定の適用につい ては、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び 外国居住者等所得相互免除法第八条第二項の規定による道府県民税の 所得割の額（以下「特例適用利子等に係る所得割の額」という。）」 と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林 所得金額並びに特例適用利子等の額」と、「の所得割の額」とあるの は「の所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当 該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用利子等に係 る所得割の額の合計額」と、同条第十一項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と 、同法第三十七条の三及び第三十七条の四並びに附則第五条第一項中 「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る		
第八条	略		
2	略		
3	前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。		
一(一)四	略		
五	地方税法第三十七条、第三十七条の二第一項及び第二項、第三十 七条の三、第三十七条の四並びに附則第五条第一項、第五条の四第一 項、第五条の四の二第一項及び第五条の五第一項の規定の適用につい ては、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び 外国居住者等所得相互免除法第八条第二項の規定による道府県民税の 所得割の額（以下「特例適用利子等に係る所得割の額」という。）」 と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林 所得金額並びに特例適用利子等の額」と、「の所得割の額」とあるの は「の所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当 該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用利子等に係 る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるの は「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と 、同法第三十七条の三及び第三十七条の四並びに附則第五条第一項中 「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る		

所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第一項及び第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

六及び七 略

4及び5 略

6 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 地方税法第三十七条、第三十七条の二第一項及び第十一項、第三十

七条の三、第三十七条の四並びに附則第五条第一項、第五条の四第一項、第五条の四の二第一項及び第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第四項の規定による道府県民税の所得割の額（以下「特例適用配当等に係る所得割の額」という。）」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同条第十一項中「所得割の額」とあるの

所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第三項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第一項及び第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

六及び七 略

4及び5 略

6 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 地方税法第三十七条、第三十七条の二第一項及び第二項、第三十

七条の三、第三十七条の四並びに附則第五条第一項、第五条の四第一項、第五条の四の二第一項及び第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第四項の規定による道府県民税の所得割の額（以下「特例適用配当等に係る所得割の額」という。）」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるの

は「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三十七条の三及び第三十七条の四並びに附則第五条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第一項及び第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とする。

六 及び 七 略

7 略

8 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 及び 四 略

五 地方税法第三百十四条の六、第三百十四条の七第一項及び第十一項

、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項、第五条の四第六項、第五条の四の二第五項及び第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第七項の規定による市町村民税の所得割の額（以下「特例適用利子等に係る所得割の額」という。）」と、同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と

は「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三十七条の三及び第三十七条の四並びに附則第五条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第六項第四号の規定により読み替えられた第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第一項及び第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とする。

六 及び 七 略

7 略

8 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 及び 四 略

五 地方税法第三百十四条の六、第三百十四条の七第一項及び第二項

、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項、第五条の四第六項、第五条の四の二第六項及び第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第七項の規定による市町村民税の所得割の額（以下「特例適用利子等に係る所得割の額」という。）」と、同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と

、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同条第十一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項中「所得割の額」とあるのは「課税総所得金額」である。課税総所得金額及び特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号の規定により読み替えられた第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

六及び七 略

9及び10 略

11 第九項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇四 略

五 地方税法第三百十四条の六、第三百十四条の七第一項及び第十一項、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項、第五条の四第六項、第五条の四の二第五項及び第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」と

、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項中「所得割の額」とあるのは「課税総所得金額」である。課税総所得金額及び特例適用利子等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第八項第四号の規定により読み替えられた第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

六及び七 略

9及び10 略

11 第九項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇四 略

五 地方税法第三百十四条の六、第三百十四条の七第一項及び第二项、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項、第五条の四第六項、第五条の四の二第六項及び第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」と

あるのは「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第九項の規定による市町村民税の所得割の額（以下「特例適用配当等に係る所得割の額」という。）」と、同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同条第十一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第十一項第四号の規定により読み替えられた第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

六及び七 略
12及び13 略

あるのは「所得割の額及び外国居住者等所得相互免除法第八条第九項の規定による市町村民税の所得割の額（以下「特例適用配当等に係る所得割の額」という。）」と、同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第十一項第四号の規定により読み替えられた第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

六及び七 略
12及び13 略

	改 正 後	改 正 前
第三条の二の二	(配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等)	(配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等)
2～4 略	5 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
一～四 略	一～四 略	一～四 略
五 地方税法第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の	五 地方税法第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び同法附則第五条の	

五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額（同条第五項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六及び七 略

6及び7 略

8 第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 地方税法第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、

附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額

五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額（同条第五項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六及び七 略

6及び7 略

8 第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 地方税法第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、

附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額

及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額（同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六 及び七 略

9 及び10 略

11 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇四 略

五 地方税法第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四

条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに同法

及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び同法附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額（同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六 及び七 略

9 及び10 略

11 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一〇四 略

五 地方税法第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四

条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに同法

第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項 及び同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六及び七 略

12及び13 略

14 第十二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 地方税法第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村

第二百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項 及び同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六及び七 略

12及び13 略

14 第十二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一～四 略

五 地方税法第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村

民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第三項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第三項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第四項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六及び七
略

15
18
略

民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第三項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第四項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六及び七
略

15
18
略

別表第二（第十九条、第二十一条関係）				改 正 後		別表第二（第十九条、第二十一条関係）				改 正 前					
				情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報					情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
				二十七 市町 村長								二十七 市町 村長			
				地方税法その他の 地方税に関する法 律及びこれらの法 律に基づく条例に よる地方税の賦課 徴収に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの		医療保険者又 は後期高齢者	医療保険給付関 係情報であつて 主務省令で定め るもの					地方税法その他の 地方税に関する法 律及びこれらの法 律に基づく条例に よる地方税の賦課 徴収に関する事務 であつて主務省令 で定めるもの		医療保険者又 は後期高齢者	医療保険給付関 係情報であつて 主務省令で定め るもの
市町村長	等	都道府県知事	都道府県知事	障害者関係情報 であつて主務省 令で定めるもの		医療保険給付関 係情報であつて 主務省令で定め るもの						市町村長	等	都道府県知事	都道府県知事
地方税関係情報 又は住民票関係 情報であつて主 務省令で定める	報又は児童扶養 手当関係情報で あつて主務省令 で定めるもの	生活保護関係情 報	生活保護関係情 報	令で定めるもの		医療保険給付関 係情報であつて 主務省令で定め るもの						市町村長	等	都道府県知事	都道府県知事
市町村長	等	都道府県知事	都道府県知事	障害者関係情報 であつて主務省 令で定めるもの		医療保険給付関 係情報であつて 主務省令で定め るもの						市町村長	等	都道府県知事	都道府県知事
地方税関係情報 又は住民票関係 情報であつて主 務省令で定める	報	生活保護関係情 報	生活保護関係情 報	令で定めるもの		医療保険給付関 係情報であつて 主務省令で定め るもの						市町村長	等	都道府県知事	都道府県知事

略			
	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等	厚生労働大臣 若しくは日本 年金給付関係情 報であつて主務 省令で定めるも の	厚生労働大臣 若しくは日本 年金給付関係情 報であつて主務 省令で定めるも の
	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等	失業等給付関係 情報であつて主 務省令で定める もの	失業等給付関係 情報であつて主 務省令で定める もの

略			
	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等	厚生労働大臣 若しくは日本 年金給付関係情 報であつて主務 省令で定めるも の	厚生労働大臣 若しくは日本 年金給付関係情 報であつて主務 省令で定めるも の
	厚生労働大臣 若しくは日本 年金機構又は 共済組合等	失業等給付関係 情報であつて主 務省令で定める もの	失業等給付関係 情報であつて主 務省令で定める もの